

府政報告
No. 2126

日本共産党京都府会議員団

発行2019.11.13

TEL075-414-5566 FAX075-431-2916 Eメール giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

さこ 祐仁 議員	一般質問・・・1
西 脇 いく子 議員	一般質問・・・7
西 山のぶひで 議員	一般質問・・・14
他会派の一般質問項目	・・・・・・20

●京都府議会 2019年9月定例会一般質問が9月19日、20日、24日に行われ、日本共産党のさこ祐仁議員、西脇いくこ議員、西山のぶひで議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

9月定例会 一般質問

さこ 祐仁 議員 (日本共産党・京都市上京区)

2019年9月19日

北陸新幹線の長大トンネル工事による地下水枯渇を懸念

【さこ議員】日本共産党のさこ祐仁です。通告に基づき、知事並びに理事者に伺います。

最初に、北陸新幹線延伸計画について数点伺います。

1点目は、計画段階環境配慮書についてです。

北陸新幹線（敦賀―新大阪間）に係る鉄道建設・運輸整備機構の計画段階環境配慮書に対し、7月10日までに関係9市町（京都、宇治、城陽、向日、長岡京、八幡、京田辺、南丹の8市と久御山町）から、地下水だけでなく稀少動植物、文化財、騒音、振動、地質や景観など、様々な角度からルート変更や環境への影響を配慮することなどが要望されました。

7月19日には環境大臣が、事業実施想定区域やその周辺地域には環境保全に特に配慮する必要がある施設が多数存在していることや、京都丹波高原国定公園や特定植物群落などの存在、湿地や河川等の水域には希少な動植物の生息・生育が確認されるなどの特別地域があることから、国定公園を極力回避するルートの検討を求めています。さらに大臣が、今回の配慮書にはトンネル工事などの建設残土に関する具体的な情報がないので、今後の手続きで事業内容を明らかにし、その上で検討すると指摘されるほど不十分な内容です。

また、「山岳トンネル部の建設に当たっては水系を回避すること」、さらに「市街地は鉄道施設が地下にあり、地下水位の低下及びそれに伴う地盤沈下並びに地下水質等への影響を及ぼす恐れがある」としています。「工事中及び供用後の地下水の状況把握に努め、それらを公表するなど客観性及び透明性を確保すること」と厳しい意見が出されていますが、知事はどのように認識されていますでしょうか。

また京都市も、配慮書に対する意見書では、「生活や産業などに幅広く活用されている地下水の水質や水量への影響を可能な限り回避・低減を」と求め、府南部自治体では城陽市85%、京田辺市73%など、深井戸など地下水を水源にしている比率も高く、「地下水の枯渇や地盤沈下防止など地下水保全に十分配慮すること。地下水利用者に影響が出ないよう対策を」と求めています。久御山町では、農業や工業用の取水施設があり、水質及び地下水位の低下等への影響が懸念され、周辺地域の取水及び利水状況を十分に調査し「枯渇や水質の低下を防止すること」などについて意見をあげています。このように、府内関係市町からの影響を懸念する声を知事はどう受け止めているのか、お答えください。

2点目は、トンネル工事の影響についてです。

私は、「長崎街道」が整備された、江戸時代の茶屋や休憩地の史跡もある長崎県諫早市多良見町井樋ノ尾（いびのお）地区に行き、住民の方のお話を聞いてきました。井樋ノ尾地区は棚田が多く存在してお

り、秋になると黄金の稲穂が一面で輝きます。そこから 1.4 km離れた九州新幹線長崎ルート of 久山トンネル工事を行ったために、昨年2月に農業用水と飲料用水が突然出なくなりました。水の枯渇した集落は井樋ノ尾地区をはじめ3つの集落で、昨年8月27日に自治会代表者、地権者で工事発注元の鉄道建設・運輸整備機構に申し入れをされたところ、機構は「水量減少はトンネル工事が原因」だと認めています。住民の方は、「トンネル工事現場の構内に漏水している大量の水を近くの河川に流しているのので、その水をポンプアップして井樋ノ尾川にもどすこと」を求めましたが、機構は巨大な費用がかかることから拒否しています。

また、機構は昨年の4月から6月に代替水源の井戸を2本掘削しましたが、十分な水源を確保できずに、5軒の農業者のうち2軒が水稲作付けを断念されました。さらに、今年2月の住民説明会で「田植えまでに水を間に合わせる」と約束し、貯水タンクの設置を行いました。井樋ノ尾川に流すほどの水量はありません。機構は「30年間分は補償する」と言いますが、30年後以降の補償はどうなるのか。機構との話はまだ合意に至っていないといいます。そして、最後に住民は、「私たちは新幹線には反対ではなかった。自然を壊してもらったら困る。私たちは、これまで当たり前にあった水が戻ればそれでいいのです。元に戻らない工事はやめてほしい」と話されました。このように新幹線延伸による大規模なトンネル工事は、自然破壊にもつながり、住民が住めなくなるリスクが大きいと考えますが、いかがですか。

また、リニア中央新幹線による工事でも、発生土の保管や場外搬出が、各地の地域住民との間で大きな問題となっています。まだ、府内のトンネル工事により発生する残土の処理方針等は明らかにされておりませんが、トンネル工事によって府内山間部の旧美山町などは、発生土の場外搬出や工事車両により、道路の混雑などの問題が生じるのではないのでしょうか。また、京都市内の大深度地下工事では、搬出用大型トラックが街中を走りまわり大混雑が生じると考えますが、知事の認識はどうでしょうか。

新幹線延伸は、建設費負担を膨張させる

3点目は、知事は「北陸新幹線は京都はもとより関西全体の発展につながる国家プロジェクトであると認識している」と言われていますが、実際に京都の発展につながるのかということです。以前にも紹介しましたが、富山県高岡市は、北陸新幹線金沢駅開業に伴い新幹線用の新高岡駅を設置し、観光客を呼び込む計画で周辺整備事業を250億円以上の財政負担で行ったものの、新幹線は各駅停車で観光客は減少。しかも特急が走っていた在来線が三セク化され、通学列車の運賃は上がり、さらに1両減らされラッシュ状態になり不評になる。路線バスは減り不便になるなど、市民向けサービスは今後も大幅に切り縮められる計画で問題となっています。

今回の新幹線延伸計画では、京田辺市の松井山手付近に新幹線駅建設が言われていますが、この新幹線駅を利用する人がどれだけいるのか疑問です。近鉄線やJR片町線で京都や大阪へ行く方が、通勤や通学には便利ではないでしょうか。京田辺市に新たに新幹線駅を建設することで、立ち退きを言われる住宅地ができるのではないかと心配の声があがっています。これまでのまちづくりによる緑豊かな田園都市を壊していくことにつながるのではないのでしょうか。

4点目は、建設負担費の問題です。「整備新幹線の建設は、成算がないまま見切り発車しているツケがあまりにも重い」と、8月19日の「朝日新聞」に書かれていました。人件費や資材費の高騰で膨らんだ建設費の負担が、県民に押し付けられています。その結果、北陸3県での県民一人当たりの負担が、富山県では18万8900円、石川県は13万9100円、福井県は32万円となっています。これは人口に関係なく、機械的に県内を走る路線の長さで地元負担を押し付けているスキームに問題があるからです。

京田辺市では、新駅設置に伴う駅舎建設費が数百億円と言われており、その10分の1が地元負担になります。これは駅舎本体の建設費用です。これ以外の駅前をはじめとした道路整備などすべてが地元負担になります。

現在の小浜ルートは、2兆1千億円の建設費負担が示されています。しかも8割以上が長大なトンネルルートです。知事は、「受益に応じた地元負担となるよう、強く求めていく」と述べられていますけれども、北陸新幹線の京都府の建設費負担がいくらになるのか分からないまま建設を推進していくのは、後になって府民に禍根を残す無謀なやり方だと思われませんか。

【知事・答弁】北陸新幹線延伸計画についてでございます。北陸新幹線（敦賀―新大阪間）計画段階環境配慮書につきましては、本年5月11日に独立行政法人鉄道建設運輸施設整備機構が公表し、7月19日には環境大臣意見が鉄道事業を所管する国土交通大臣宛に提出されたところでございます。この環境大臣意見は、総論においてルートの選定と環境保全措置の検討、関係地方公共団体との連携について意見を述べるとともに、各論において振動、騒音、地下水、水資源などの環境要素への影響を回避、又は極力低減することなどを求めることとなっております。

一方京都府では、事業実施想定区域を含む市町や京都府環境影響評価専門委員会の意見を聞いた上で知事意見を取りまとめ、8月2日に鉄道運輸機構に提出したところでございます。知事意見におきましては、全般的事項としてルートの選定、方法書以降の手続きについて意見を述べるとともに、個別事項として環境大臣意見において述べられた環境要素に加え、低周波音、文化財、地形、地質と言った環境要素にも言及し、それぞれの環境要素への影響を回避、又は極力低減するよう検討することを求めています。環境大臣意見、知事意見ともホームページ等で公表されており、基本的には同様の趣旨の意見と認識しているところでございます。

地下水への懸念につきましても、知事意見において、豊富で良質な地下水が生活や産業、上水道等に幅広く利用され、京都の文化を支えていることを指摘した上で、専門家等の助言を受け十分な調査等を実施し、影響を回避、又は極力低減するよう検討することを求めるとともに、環境保全措置や共用後モニタリングを含めた長期的な視点で調査等を計画し、実施するよう求めています。

今後、事業を進める国や鉄道運輸機構が、駅の位置、ルート、構造、施行方法などの事業計画を、環境への影響に十分配慮して定めることが極めて重要でございます。そのため京都府といたしましては、環境影響評価の各段階におきまして、関係市町の意見をお聞きしながらしっかりと必要な意見を提出してまいりたいと考えております。

【建設交通部長・答弁】北陸新幹線延伸計画についてでございます。山岳トンネルの水資源への影響につきましては、配慮書に対する知事意見といたしまして、トンネル等の地下構造物の設置に伴う河川入量の減少、遊水量の減少、枯渇等の懸念について適切に調査等を実施し、当該影響を回避、又は極力低減するよう検討することを求めたところでございます。また、環境影響評価法に基づく主務省令では、配慮書の段階で環境の保全のために配慮すべき事項として選定するものは、工事が完了した後の工作物等の存在、事業活動に関するものとされておりまして、トンネル工事の残土処理に関しては配慮書には記述されておりません。一方、知事意見におきましては、トンネル掘削等の工事に伴う発生土について、発生量及び場外排出量抑制するよう検討するとともに、保管や場外排出にあたっては自然環境及び生活環境への環境を把握し、回避又は極力低減するよう検討することを求めたところでございます。

次に、北陸新幹線がまちを壊していくとの指摘でございますが、計画中の南部ルートにつきましては、府南部12市町村によって結成された北陸新幹線京都府南部ルート誘致促進同盟会の誘致活動もふまえ、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームで決定されたものでございます。京都府といたしましては、計画の具体化にあわせて高速鉄道と一体的な地域交通網の整備、及び南部地域の魅力あるまちづくりを、沿線市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、建設費の負担につきましては、今後、国や鉄道運輸機構の詳細計画が固まった段階で事業費や負担の考え方等が示されるものと考えております。京都府といたしましては、引き続き国や鉄道運輸機構に対し、受益に応じた地元負担となるよう強く求めてまいりたいと考えております。

【さこ議員・再質問】知事は、影響等を回避することを求めていくんだと。市町の意見をしっかりと聞きながら、その都度しっかりと意見を述べていくんだということをおっしゃっています。さらに、残土の抑制についても求めていくんだとおっしゃっています。しかし、北陸新幹線は与党がルートを決める、そしてそのなかで国が決定してきたとおっしゃっているんですけども、この北陸新幹線そのものは、私たちに大きな負担を与えていくと私は思っています。特に8割がトンネルルートであります。トンネルの掘削による掘削料がいくらになるのか、またどこからどこへ運んでいくのかというのは、本当に大きな問題となっていくと思います。

さらに、京都丹波高原の国定公園周辺地域の旧美山町など、伝統的建造物群がある地域などを工事車両が一日に何十台、何百台も走るということがおこる可能性があります。そして、京都は良質な水の文化、産業がたくさんあります。お茶の三千家は、良質な水のために、明治維新以降に東京への移動をしなかったとお話をされました。長崎の例を紹介しましたが、どんなに気をつけていても地下水の流れに影響が出てくるというのは明らかです。さらに、大深度地下工事は莫大なコストがかかります。東京の地下鉄工事では、1キロ360億円かかっています。そして自然を壊していく。地域に住む人の生活や産業に深刻な影響を与えていく。しかも莫大な建設費の負担を府民に押しつけることに対して、まともな説明も対応もないなかで、その推進の立場を示されていくというのは、私は無責任だと思えます。それでいいのかということ、知事の意見をもう一度お応えください。

【知事・再答弁】さこ議員の再質問にお答えいたします。まず、環境への影響の評価につきましては、先ほど申しましたけれども、京都府といたしましては、これから環境影響評価の各段階がございます。その段階におきましても関係市町の意見、そして委員会の意見等もふまえて、しっかりと必要な意見を提出してまいりたいと考えております。建設費の負担につきましては、従来からも受益に応じた負担になるように強く求めておまして、引き続きその点につきましては、国や鉄道運輸機構に対しまして強く求めてまいりたいと考えております。

【さこ議員・指摘要望】私は、今のやり方では無責任なやり方になるのではないかと心配をしているということを言っております。そして、受益に応じた負担を求めていくんだというふうには知事はおっしゃいます。実際に、敦賀―新大阪間の北陸新幹線の延伸計画は、2031年以降から取り組まれて2046年完成の計画となっていきます。次世代の府民にどれだけの財政的な負担を押し付けるかわからない。また、住民の生活環境、自然環境に大きな負の影響を及ぼす恐れのある新幹線計画は、見直していくということを求めます。そして今、静岡県や佐賀県などの知事などが、いろんな環境の問題を含めて意見を出されています。計画そのものも反対だという声をあげていらっしゃる。そういう点をしっかりと見つめて、国に要望してほしいと思います。この点を指摘して次の質問に移ります。

西陣織の技の伝承、織機の補修等の職人育成を

次に、伝統産業、特に私の地元・西陣織の振興について伺います。

西陣織は20を超える作業工程があります。それぞれが数百年の伝統に裏打ちされた職人の技に支えられた、世界に誇る織物です。また、京都を代表する主要な産業であると同時に、京友禅、宮大工など他の伝統・地場産業とも重なり合って、それぞれの職種を発展させる。職住一体の街として幅広い雇用の場をつくり、神社やお寺、茶道や華道なども調和して、伝統文化を支えながら発展する西陣織産地をつくりだし、京都・西陣として京の魅力を醸し出してきました。

しかし、生活様式の洋風化の進行の中で和装需要が減り、販売不振などで出荷金額は、昭和50年2051億円に比べ、平成29年度は308億円で15%と落ち込み、西陣織工業組合に参加する織屋の組合員は、昭和50年1530社から平成29年度287社と、4分の1に激減しております。

私は昨年9月議会で、「伝統産業やものづくり企業が厳しい状況にある。このままでは産地そのものの存続が危うい状況にあるから、西陣や友禅など伝統地場産業やモノづくりに関わる職人の声を聞くな

ど実態調査を行うとともに、その現場の声をつかみ、予算を増やし施策に生かすべき」と求めました。商工労働部長は、「西陣織については、府も参画して3年に1回、西陣企業調査を実施している」と述べられました。その第22次西陣機業調査報告書が平成31年3月に出され、先ほどの状況が示されています。

私はこの報告書を読みながら、残念に思ったのは、帯地などを織っている賃織りという出機職人の調査がされていないことです。その出機職人らは、「道具類や部品などは新品の調達は無理だけれども、廃業される方の織機からなんとか確保している。しかし今、機料品は調達が難しく困っている」と言われています。数が減少していても、西陣織の中心をなす織手が何に困っているのか実情を把握しなければ、現場での道具類、部品、機料品などの現状や課題、さらには解決の糸口も出てこないため、出機職人の実態調査を行うべきと考えますが、いかがですか。

これまでも紹介しましたが、西陣で道具類や部品、機料品などを調達し、織機を組み立てられる機料品店は、出機職人から「あんたが店をやめたらわしらも織る仕事をやめる」と言われる81歳の高齢者が経営する機料品店しかありません。さらに、機料品やその部品の生産者が高齢化や代替わり等で廃業し、全国的にもわずしかいません。機料品を安定的に供給できなければ織ることができなくなるため、各産地における道具類や機料品などの生産者、その在庫数など全国の状況調査を京都伝統産業道具類協議会に求めるとともに、本府も機料品生産者の育成を行うべきと考えますが、いかがですか。

私が西陣出身の議員として、「伝統産業の道具類が枯渇している」と西陣織の職人の声を届けるなかで、京都伝統産業道具類協議会や「織機および枯渇化部品・道具類プール制度」が、産地組合や府・市などの努力で実現しました。京都府は京都伝統産業道具類協議会において、不足部品、道具の情報交換を行い、道具の備蓄や貸与を実施しており、その確保に努めているということでしたが、現在はホームページ上、情報やデータは明らかにされていません。その原因等を具体的に調査し、西陣織工業組合とも連携して改善すべきと考えますが、いかがですか。

今、西陣産地内では、織機の補修ができる職人は数人、さらに織機を土台から設置できる職人は2人しかいません。京都府は、織機の補修に対応できる職人の育成について、職人自らが力織機の構造や調整等に関する知識を習得する、あるいは力織機の不具合や故障等に対応する能力を身につけられるように、府織物機械金属振興センター、京都市産業技術研究所、西陣織工業組合が協力して研修を実施し、織機の補修に対応できる人材育成に努めていると言いますが、1年間講習受けたからとすぐに補修等ができるというものではありません。専門の職人をつくらないと織れなくなるというのが西陣の出機職人の声です。減り続ける専門の機械直しや織機の組み立て職人を産地と一緒に育成しなければ、西陣織の振興はないと考えますが、いかがですか。お答えください。

〔商工労働観光部長・答弁〕 伝統産業、西陣織の伝統産業についてです。西陣機業調査は、昭和30年以降、京都府、京都市、西陣織工業組合が共同しまして、3年に一度、22回にわたって実施し、産地の状況の把握に努めてまいりました。西陣産地における出機職人につきましても、企業調査の中で件数の推移を把握しております。第22次の調査において、西陣の仕事を担当する出機は981軒あり、うち京都市内に257軒、丹後に658軒となっており、丹後の出機が西陣の産地を支えている実態がうかがえます。府織物機械金属振興センターの職員や中小企業応援隊が現地に出向き、実態把握とあわせて出機に対する経営やニーズに対する伴走支援を実施しているところでございます。

道具類や機料品の確保については、今年の4月に、西陣の他、鹿兒島、桐生、結城、米沢といった全国の織物産地の事業者が連携して協議会を結成し、各産地の道具類や機料品の状況を把握するためのとりくみを新たに開始しております。そのなかで各産地の機料品店の状況は共有され、実際に機料品の確保につながっているところです。また、機料品の生産者の育成についてですが、機料品は種類が多く大量に必要なものではない、いわゆる多品種少量の製品でございますので、専門の生産者を育成する

ことは極めて困難です。このため、機料品については、過去には京都試作センター（株）で製作した実績もございまして、今後は西陣織工業組合とも連携し、3Dプリンターを活用した機料品を提供できる体制の検討を進めてまいります。京都伝統産業道具類協議会については、平成20年に京都府や各産地組合が協力して設立し、竹箴や力織機部品の安定確保や、筆、刷毛、道具類の受給安定化に関する調査を実施してまいりました。調査の結果、安定確保の必要性が高いと判断された53種、約600個の機料品の調達を行い、希望される事業者へ貸し出しを行っているところです。

ご指摘のホームページにつきましては、検索しやすくさらにまた見やすくするための改修をしている最中ございまして、今月末にはリニューアルオープンできる予定と伺っております。それまでの間は、協議会事務局であります西陣織工業組合が電話で対応される体制となっております。

織機補修の人材育成についてでございます。現在、織機の補修だけでは経営が難しくなっておりますことから、専門職人が著しく減少しているところです。このため、機織りをされます製織職人に織機の補修技術を習得していただく多能工化を進めているところでございます。丹後地域では、府織物機械金属振興センターにおいて、未経験者や経験の浅い製織職人さんを対象とした基礎研修から、織機調製や製織工程の他、整経や経継までの関連工程まで、産地のニーズに応じてコースを細分化いたしました研修を開催しております。昨年度は、18コースの研修を実施し、のべ409名の方に受講をいただきました。また西陣では、京都府が西陣織工業組合に委託し、製織職人の織機修理の知識・経験に応じて、初級、中級などのコースを用意し、織機の構造研修を行っており、講師1名に対し受講者は2～3名ときめ細やかな育成に取り組んでおります。さらに今年度は、マンツーマン指導を計画するなど研修内容を充実させてまいります。今後とも、組合と連携しながら、製織職人さんの補修技術の習得を通じて生産基盤が維持できる人材育成に取り組み、織物産業の継続・発展にむけてとりくんでまいります。

【さこ議員・指摘要望】今、西陣の関係ではいろいろと進めてきているということでもございました。しかし現実には、そのやられていることが、地元の現場の方々には伝わっていないということです。実際に私がお話を聞いている出機の職人には、今の状況には伝わっていませんでした。そして今、出機を組み立てる職人の維持ということが本当に大切になってきていると、いろんな技術を習得をしても実際に織機がなければ織ることができないということでもあります。ですから、織機を組み立てられる職人を丹後だけではなく、西陣のなかでつくっていくということが、今求められているということをおきます。現在、西陣織の低迷するなかで、西陣織企業が独自に、また数社で、世界に向けインテリアやファッション、アートなど魅力を発信されています。その土台にある貴重な文化や意匠、職人の技術の保全や育成を考えている企業があります。西陣織は産地内の歴史や文化、街並み、職人の熟練した技などが繋がってでき上がっていきます。

その、織る技術をしっかりと高めていくことが求められています。道具とか部品、機料品をつくって行く人の育成、織機の組立のできる職人を京都府が育成していくと。そして技の伝承を積極的にはたらかけていくということができなければ、西陣の産地そのものがなくなっていくという危機感を持っています。西陣の振興を図るよう要望して質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

学校跡地へのホテル建設を止め、住民の安全を守れ

【西脇議員】日本共産党の西脇郁子です。通告に従い知事並びに理事者にお伺いいたします。

はじめに私の地元下京区の植柳小学校跡地の活用のあり方とホテル建設について伺います。

京都市は、住民のコミュニティの場であり、重要な避難場所である下京区の植柳小学校跡地において、地域住民に必要な情報もほとんど非公開のまま、多数の地元住民の疑問にもまともに答えず、タイの高級ホテル建設を推進しています。この計画では、ほぼ学校の敷地全面を民間企業に60年間も貸し渡すばかりか、これまでの学区唯一の避難所の代替えとして、隣接の児童公園の10メートル地下に全国で初めて自然災害時の避難所として地下体育館が指定され、住民はそこに追いやられようとしています。

地下避難所については、地元住民や、直接東日本大震災や岡山県真備町などで災害ボランティアを経験された方、防災の専門家の方々などからも「電源が切れたらエレベーターも使えない、災害が起こった時、いったい誰がわざわざ地下まで避難するのか」「そもそも、選定委員会の有識者は、なぜ地下体育館の提案を良しとしたのか理解できない」との厳しい指摘が相次ぎ、新聞やテレビなども「地下に防空壕」などと全国的なニュースとして取り上げています。すでに地元学区では「植柳校跡地問題を考える会」が結成され、市長あてのホテル建設と一体の地下避難所に反対する署名活動とともに、今月6日には、地下体育館へ収容される避難者の身体的精神的苦痛は計り知れないことや、地下体育館の維持管理は京都市の負担となり、不良資産となる可能性も鑑みれば計画は不適切であるとの理由で、契約候補事業者の資格を京都市が取り消すことを求める陳情書を市議会に提出されています。現在の京都市のホテル建設の姿勢は、これまでの東山区の元清水小学校や中京区元立誠小学校などに加えて、さらに住民の安全よりも企業のホテル建設最優先という新たな局面を迎えているのです。

下京区をはじめ、京都市内中心部でのホテルなどの建設ラッシュと、地価高騰などによる立ち退き、観光客の激増は、騒音や市バスの混雑、ゴミなどのレベルを超えて、長年かけて作り上げてきた地域住民による自主的な防災組織などさまざまなコミュニティや文化が壊され、街そのものが壊れる「非常事態」となっています。

次々とホテルや民泊が乱立し、京都市内中心部の街が壊れていくことは、観光客からも見放され、府内全体の観光への影響も避けられない事態につながると考えます。

知事としてこの事態を止めるためにあらゆる手段を尽くされるべきでだと考えますがいかがですか。

車を京都中心部に引き入れる堀川バイパス建設は中止せよ

次に、京都十条油小路から堀川五条間のバイパス建設計画案について伺います。

2017年に京都府と京都市は、国に対し、十条油小路から堀川五条までの区間に、「交通渋滞緩和」という理由で新たなバイパストンネル整備を要望しておられます。

かつて、京都高速道路堀川線は、市内の慢性的な交通渋滞を緩和するとともに、都市活動の活性化に資する必要不可欠な都市基盤施設だという理由で建設計画が進められていましたが、自動車の総量規制、交通需要管理が緊急の課題であり、不要不急の大型公共事業は必要ないとする多数の市民の反対の声と運動により、この事業計画は見直された経過があります。

こうした中、新たなバイパストンネル整備を京都府が京都市と一緒に進めることは中止すべきと考えますがいかがですか。ここまでお答えください。

【西脇知事・答弁】西協議員のご質問にお答えします。

京都市内のホテル建設についてでございます。観光振興のためにホテル建設をどうすすめるかにつきましても、産業振興面だけではなく医療福祉、文化・スポーツ、交通や防災など総合的な視点からまちづくりを担当されております京都市におきまして、まずは検討されるものと考えております。

ご指摘のホテル建設におきましては、京都市が元植柳小学校跡地の有効活用に向け、昨年度公募委員や地元自治連合会役員を含んだ有識者による選定委員会を設置し、プロポーザルにより事業者を選定したもので、計画では自治会活動スペースや公園なども併せて整備されるというふうになっております。本年7月には京都市と事業者間で基本協定書が締結され、その中で自治会活動の継続や避難所の機能確保など、跡地活用にかかる具体的な計画について地元自治連合会から意見を聴取するための事前協議会が設置されることとなっており、これまでにすでに3回開催されておられます。また基本協定書では事前協議会での合意後に、土地の貸し付け契約を締結されることになっているなど、跡地活用は丁寧にすすめられていると考えております。

京都府といたしましては引き続き、住民の皆様の安心安全で快適な生活と、観光客の満足度の向上の双方が達成できる京都づくりに取り組んでまいりたいと考えております。その他のご質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

【建設交通部長・答弁】

十条油小路から堀川五条間のバイパス計画についてでございます。国が管理しております国道1号堀川通につきましても、JR東海道本線交差部周辺において、自動車の交通需要に対して交通容量が不足しておりまして、慢性的に渋滞が発生しているところでございます。

平成28年に京都高速の見直しを提言された京都市京都高速道路検証専門委員会や、平成30年の国、京都府、京都市および有識者で構成する京都市将来道路ネットワーク研究会におきましても、JR東海道本線交差部周辺など主要渋滞箇所が連続しております堀川通の整備は喫緊の課題とされているところでございます。

こうした状況をふまえ、京都府と京都市が連携し平成29年度から府市共同提案としまして、国に対し堀川通の交通円滑化にむけた新たなバイパストンネルの可能性等の調査の推進と、早期の計画策定を要望してきたところでございます。

現在国におきましては、堀川通の交通状況の調査や渋滞対策の検討がすすめられていると聞いておりまして、京都府といたしましては今後とも京都市とともに国に対して堀川通の交通円滑化について要望してまいりたいと考えております。

【西脇議員・再質問】

ご答弁いただきましたけれども、知事の方のご答弁は前回の6定となんら変わっていない。しかし地元の実態はかなり進行している訳なんですね。事態は急速に推移しているというその実態もほとんどつかんでいらっしやらないということで、知事も地元ということでもありますので極めて残念だなと思えます。

しかも京都市は丁寧に説明も何もやっていない。だからこそいろんな批判の声が広がっているんです。

まずはバイパス建設計画についてですけれども、京都市は「交通渋滞対策や環境汚染対策の一環として公共交通に乗り継いで目的地まで移動するパークアンドライドを推進している」と推奨している一方、「渋滞解消」というすでに破綻済みの理由を持ち出し新たなバイパスを計画するのはとても理解ができません。

車の総量規制や抑制に本格的にこれからは舵を切ることこそ必要で、今後、京都府と京都市一体で新たなバイパス建設は、国に求めるべきではないことを厳しく指摘しておきたいと思えます。

それから先ほどの植柳校の跡地問題に関わってですけれども、今、植柳校跡地で起こっているこ

とは、観光公害などというレベルを超えて、外資や大手企業のもうけのために市民の財産である学校跡地だけでなく児童公園まで自治体が差し出して、職住一体の街が壊されようとしている。これが実態なんです。

下京区内で子育てをしておられたご夫婦は、地価が高過ぎて住み続けられないと引っ越しを余儀なくされ、また京都に憧れ、定年後は市内に移住を希望していた方も、現在の市内中心部の街のあり様に驚き、「いったい京都市は、これから何を残そうとしているのですか。神社仏閣は残っても人が住めなくなるような街には魅力がない」と移住を断念されるような事態も起こっています。

私は何度も繰り返しておりますが、京都市と一体でインバウンドで稼ごうと規制緩和してきた結果が現在の事態を招いたのでありませんか。知事の認識をあらためて伺います。これは再質問させていただきます。

【知事・再答弁】西協議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたけれども、ホテル建設を含め、まちづくりをどうすすめていくのかにつきましては、総合的な視点からまちづくりを担当されております京都市においてまずは検討されるものというふうに考えております。

インバウンドの指摘がございましたけれども、私ども観光総合戦略に基づきまして、京都府域に周遊をはかるといふこともやっております。そういうことはひいては、京都市における混雑緩和に資するものと考えておりますが、いずれにいたしましても個別のまちづくりにつきましては、京都市においてまずは検討されるものと考えております。

【西協議員】知事はよく「住んでよし、訪れてよしの京都」だとおっしゃっておられますけれども、住民の安全も脅かされて、子育てもしにくくなるようなホテル建設ありきの観光施策では決して「住んでよし」ということにはならないはずで、住民が安心して住み続けられる街があってこそ「訪れてよし」になるはずで、

観光の大もとが崩れ始めているのですから、京都市内の観光客を府内に周遊させるなどと言っている場合ではないと私は思っています。今こそ大もとを食い止めるために、知事としてはっきりと、しっかりと、京都市にもものを言うべきだと、これは強く求めておきたいと思えます。

高齢難聴者の補聴器購入に支援制度を

次に加齢性難聴者への支援について伺います。

加齢性難聴は、年齢以外に特別な原因がなく、一般的に50歳頃から始まり、その頻度は、60歳代前半では5～10人に1人、60歳代後半では3人に1人、75歳以上になると7割以上との報告もあるように誰でも起こりうるものです。

難聴を放置していると、外出先で車のクラクションが聞こえず危険に遭いやすい、災害時の警報が聞こえないなど、さまざまな危険が生じるとともに、聞き返しや聞き間違いが増えたりして会話が面倒になり、周りとのコミュニケーションが減り、家庭でも社会的にも疎外感を感じてしまい抑うつ状態になってしまう可能性があることや、このような悪循環が認知症になるリスクを高めてしまうということ、一方、早めに補聴器を使用するなどにより、難聴に正しく対処することで難聴の進行を抑えたり、社会生活を送る上での障害を取り除くことが可能だとも言われています。

ところが、補聴器は他の補装具に比べても、設定や調整の技術料込みで一台平均購入金額は23万円、中には片方50万円とかなりの高額であり、しかも耐用年数は5年が目安とされており、買い替える必要もあります。また、せっかく高額の補聴器を買ったのに相手の話す言葉が聞きとれない、雑音が気になって使いづらいなどの原因で、日常生活に支障をきたしながらも補聴器の使用を敬遠せざるを得ないという悩みも後を絶ちません。

補聴器は、一人ひとりの聴力や聞こえの状態、生活環境などを専門の医師や技師が十分に把握し

たうえで適切な補聴器を選び、きめ細かい調整をおこなう必要がある医療機器でもあります。誰もが補聴器を経済的な心配をせずに購入し、適切に使用できるようにすることは、高齢者が家族や社会から取り残されず、生き生きと暮らしていくためにも大事な問題だと考えます。

現在、京都府においては、障害者手帳を持たない軽・中等度難聴児支援事業公的給付制度がありますが、それ以外の難聴高齢者については補聴器購入の支援制度がありません。また、購入後も、いろいろな環境での聞こえ方を確かめながら調整をくりかえすことや、補聴器に慣れるトレーニングの必要性など普及させるには課題もあります。

国においては、すでに本年3月、日本共産党の大門実紀史参院議員が加齢性難聴者への補聴器購入の補助制度を求めた際に、麻生財務大臣は「やらなければならない必要な問題」だと必要性を認めておられます。

難聴者の生活上の不自由さをなくし、家族や社会から取り残されないようにするためにも、一人ひとりに合った適切な補聴器を利用できるようにすることは、今後、重要かつ緊急の課題だと考えますが、現在の京都府における加齢性難聴者への支援は極めて不十分ではないでしょうか。

京都府内における加齢性難聴者の実情や支援の実態に対する京都府の認識について伺います。また、京都府高齢者健康福祉計画においても、加齢性難聴者への対応について盛り込むべきではありませんか。

すでに全国でも高齢者の補聴器購入に対して独自の補助を始める自治体が広がっており、東京都葛飾区では障害者手帳を持っていない65歳以上で住民税非課税の世帯の方に、医師が必要と認めた場合には3万5000円を限度とした補聴器の購入費補助を行なっておられ、江東区の補聴器支給制度では、補聴器調整の相談制度とセットで、聴力検査で必要と認められるとその場で負担なしで現物支給されるなど、すでに7特別区で補助制度が実施され、たいへん喜ばれています。

京都府として、国に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設とともに、障害者認定基準を70デシベル以下に緩和するよう求めるべきではありませんか。

また、補聴器購入に対する府の独自支援を行うべきではありませんか。

丹後の高校生の通学費補助拡大、学舎間移動支援、教員配置の拡充を

最後に丹後通学圏の生徒たちの教育条件の整備について伺います。

今年6月定例府議会で宮津高校と加悦谷高校、網野高校と久美浜高校が一つの高校として再編され、学舎制となり、伊根分校、弥栄分校、間人分校が清新高校に統合されました。

これまで府教委が、小規模校のデメリットや学舎制のメリットばかり強調され、多くの生徒や保護者、地元住民の合意や理解が不十分なまま見切り発車したことはきわめて問題であり残念です。これまでのそれぞれの学校の教育条件が絶対に後退しないよう、何よりも丹後の高校生たちがどこに住んでいても安心して豊かな高校生活が保障されるために、喫緊の課題について数点質問致します。

まず、通学費の負担についてです。

今回の丹後での高校統合再編により、いっそう遠隔地からの通学距離が広がり、また部活動等での移動での負担も増えることとなります。ところが京都府の高等学校通学費補助金制度については、所得制限があるうえに、基準額が月額21,000円、低所得者については今年度から10,000円に改善がされたものの、基準額を超える額の半額という依然として厳しい利用条件になっています。

これまで府教委は、高校生の通学費の補助制度の所得要件の緩和など支援の見直しの検討を進めていくと答弁されていますが、本府として丹後の実情に応じたさらなる支援を行うべきではありませんか。

次にクラブ活動における学舎間の移動について伺います。

学舎制になったために生徒は、合同のクラブ活動になり学舎間を往復しなければなりません。

地域のバス路線が次々廃止される中で、学舎間の移動のために必要なスクールバスがどこまで確保ができるのか、学舎間の往復についてはバスを出してほしい、土日のクラブ活動などの移動もスクールバスが確保されるのか、保護者の負担はどうなるのかなど、在校生だけでなく、これから進学先を決めようとしている中学生や保護者の大きな心配になっています。

たとえばクラブ活動で加悦谷学舎から宮津学舎に行き7時半過ぎに終わると帰りのバスはほとんどありません。真っ暗の中、自力でどう帰るのか、保護者が迎えに行くしかないのでしょうか。

ところが、現在決まっているのは、クラブ活動は平日2日間はバスを運行するということのみで、あとは来年度予算で議論をしてもらおうということでは、とても生徒や保護者の不安に応えられないではありませんか。

丹後における学舎制に関し、生徒の実情に応じた学舎間の移動の確保に向けた検討状況は現在どうなっているのでしょうか。

次に教員の配置について伺います。

宮津高校伊根分校、峰山高校弥栄分校、網野高校間人分校は、新たにフレックス学園構想に基づいた清新高校として統合されました。もともと弥栄分校は、全日制で農園芸科と家政科、間人と伊根分校は昼間定時制の普通科と、教育内容やカリキュラムが異なっていましたが、今回統合されたことで、これまでそれぞれの学校での農業や家政科などの座学以外の授業の中で特別な支援が必要な生徒への指導など、一人一人の生徒に寄り添ってきた教育が後退することはあってはなりません。またこれまで以上に多様なニーズをもった生徒の入学が予想される中で、今後、教員体制などいっそうの拡充が求められています。

これまでのそれぞれの分校のように、清新高校の生徒の学びが保障されるよう、必要な教員の配置を行うべきだと考えますがいかがですか。

【健康福祉部長・答弁】 加齢に伴う難聴についてでございます。

加齢に伴う難聴は、年齢以外に特別な原因がなく、鼓膜の奥にある渦巻き状の管の細胞が正常に働かなくなり、徐々に聴力が低下し両方の耳が聞こえにくくなるのが特徴です。このことにより次第に日常会話が聞き取りづらい、コミュニケーションが取りづらいなどの症状が現れ、放置していると外出先で危険な目にあいやすい、災害時の警報が聞こえないなど、日常生活や社会生活における活動に支障が起きることから、適切な対応が必要となります。

聴覚障害の原因には様々あり、加齢によるものも含めて聴覚障害で障害者手帳をお持ちの高齢者の方は、平成31年3月末現在、京都市域を除く府内で5230名となっております。こうした聴覚障害のある方は、その原因にかかわらず、補聴器を購入される際には国の補装具費支給制度の中で購入費用の一部が支給されているところであります。京都府ではこれまでから国に対し、聴覚障害を含めた身体障害者の認定基準が適切なものとなるよう、その見直しを繰り返し要望しているところです。

なお京都府高齢者健康福祉計画においては、これまでから障害者福祉計画と連携して取り組みをすすめることを位置づけ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりをすすめているところでございます。

【教育長・答弁】 西協議員のご質問にお答えいたします。

丹後地域における府立高校生の教育条件整備についてでございますが、今回の改革は少子化がすすむ中であっても、地域に学校を残し、よりよい教育環境となるよう地域の様々な声をしっかり聞きながら、まさしく丹後の実情に応じたものとしてすすめているものでございます。

就学支援制度につきましては、どの地域におきましても安心して、子どもたちが学ぶことができるように設けているものであり、その中の一つである高等学校生徒通学費補助は、今年度制度拡充をおこなったところでございます。

このことにより昨年度は補助の実績がなかった丹後地域におきましても、今年度は申請が出てきている状況でございます。

通学費は本来ご家庭で負担いただくものと考えておりますが、全国的にも通学費補助を実施する都道府県が数少ない中、京都府では高額な通学費を負担する保護者の経済的負担軽減の観点から独自に財政措置をおこない、一部補助を実施してきたものであります。

今後とも保護者に対する周知にいっそう努め、丹後地域の保護者の経済的支援につなげたいと考えております。

次に学舎制を導入する宮津天橋高校、丹後緑風高校での学舎間移動についてであります。これまでから申し上げてきた通り、合同部活動を実施する平日の2日間におきまして、生徒が練習をする学舎に移動し、練習後元の学舎に移動するためのバスを放課後に運行していきたいと考えており、合同練習に支障のないように努めてまいります。

次に清新高校の体制整備についてであります。フレックス学園構想に基づく高校として、生徒一人ひとりの個性や能力に応じた教育を推進できるよう、教員はもとよりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置をおこなうなど、きめ細やかな支援体制が組めるようすすめてまいります。

【西脇議員・再質問】高齢者の難聴についてですけれども、障害者手帳所持以外の軽度の高齢者の難聴者の方への支援を、国はもちろんそうすけれども、府独自の支援を検討されるように要望しておきたいと思っております。

それから清新高校の教員配置の問題ですけれども、これまでのそれぞれの分校には、学業不振や不登校などで登校しにくかった生徒、それから対人関係などに困難を抱える生徒達が、少人数で手厚い職員配置や各校独自の工夫と努力で、入学後たくましく成長し、卒業していく姿がありました。清新高校になっても、これまでの各校の良さが引き継がれ、発展できるような手厚い教員配置と予算を求めさせていただきます。

また府教委は、学舎制で規模が大きくなると専門教育が受けられると説明しておられたのですから、各学舎に必要な教員を配置されるように、またICTの遠隔授業もこれから導入されるということですが、そのことによって教員が減らされることのないようしっかりと求めさせていただきます。

それから再質問ですけれども、部活動での学舎間の移動についてです。

週2回の移動は往復ということで先ほどご答弁いただきました。これは地元では往復ということでしたけれども、私どもの聞き取りでは往復ではないということでしたので、これは改めて確認させていただきたいと思っております。

それから来年度の予算で審議してもらわないとわからないと、バスの問題もいろいろありますけれども、これはもうこの段階で中学校のみなさんは学校を選ばなければならないと、どういう状況かわからないということでは選びようがないということもありますので、これはぜひとも改善をしていただきたいと思います。

それから府教委はこれまで保護者の負担はさせないと説明されていたのですから、当然土日の練習についても保護者の負担なしでバスの確保をおこなうべきだと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。ご答弁よろしく申し上げます。

【教育長・再答弁】西脇議員の再質問にお答えいたします。

学舎間の移動にかかる件でございます。部活動の合同練習につきましては先ほどご答弁しましたように、平日2日間につきましては往復ともバスを運行したいということでございます。

その上で休日における合同部活動に関してでございますが、休日に関しましては平日のように学校から移動するのではなくて、一般的には自宅から直接部活動をおこなう学舎へ行き来することがおそらく基本となるのではないかと考えております。そのことをふまえて今後各校ともしっか

りと調整しながら、引き続きあり方について検討をしてみたいとそのように考えております。

【西脇議員・指摘要望】クラブ活動だけではなくて、学舎間の移動というのは入学式などの学校行事の際の足の確保も含めて大事なことであります。

土日の問題はこれからぜひとも実現にむけて、直接通うということもあるかと思いますが、そうではない場合もあるかと思しますので、その際は府教委の責任でバスも確保していただきたいと思えます。

もともと府教委は、部活動は高校を選択する際の大きな理由のひとつとし、何より学舎制の大きなメリットとしてこれからは、ひとつの部として全国大会にも出られる、練習の質が上がるなどと説明をされてきたはずですので、それにふさわしい支援を求めて質問を終わりたいと思えます。ご清聴ありがとうございました。

子どもの豊かな発達保障のため保育士の処遇改善と認可保育所の増設を

【西山議員】日本共産党の西山のぶひでです。

質問に入ります前に一言申し上げます。私は先の府議会議員選挙で伏見区から選出され、今回初めての質問となります。どうぞ、よろしく申し上げます。私が大学を卒業する直前にリーマンショックがあり、同世代の多くがやむなく非正規で働いていました。また過労による病気等で3年以内に退職した友人もあり、「ブラック企業」という言葉が広がる中で仕事をしてきました。いまこの世代が子育てを担っていますが、将来への不安が多くあります。私はいま、京都市の保育園保護者会連合協議会の役員もして子育て世代の悩みを聞いてきました。今日はこれまで聞いてきた声をもとに、質問していきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、10月から消費税増税とともに実施される保育・幼児教育の無償化に関わって伺います。その問題点は、わが党の成宮議員が代表質問ですでに指摘したように、対象が限定的で無償化と呼べるものではなく、保育の公的責任という点からいえば、保育の質の確保の視点を欠いた規制緩和や民間開放を促進させるものとなっていることです。その上、保育時間による料金差がなくなるため、長時間保育の可能な保育所へのニーズが高まり、喫緊の課題である待機児童問題に拍車をかける可能性があります。

現に私がお聞きした保護者の声も、「保育園を増やしてほしい。自宅近くの保育園に入りたい」などといったものでした。4月時点で待機児童ゼロと発表された伏見区では、神川小学校区の保護者からこんな話を伺っています。「周辺の3学区すべてで保育園に入れず、別の中学校区にある保育園まで車で15分かけて送迎している。地域の間関係のなかで子育てがしたい」。また別の学区の方は、「きょうだい3人、全員別々の保育園に送迎している。一人ひとり向き合う時間がない」。こうした声に応えることが、いま、喫緊の課題ではないでしょうか。同じ保育所に通った子どもたちが同じ小学校へ通っていく、それを地域の方が見守っていく、こうした保育施設が必要です。そしてその役割こそ、認可保育所が担っているのではないのでしょうか。ところが、いざ保育定員を増やそうとすると、保育士の担い手不足にぶつかります。実際、保育園側から「保育士が確保できなくて、本来の定員分も受け入れられない」といった声を聞いており、この間定員を増やしたある民間園でも、「保育士を募集しても集まらなくて困っている」とお聞きしています。ですから、保育士の処遇改善も急がなくてはなりません。

ところが、国がすすめてきた待機児童の解消策では、保育士の担い手不足の対策は、資格要件の緩和の方向で進められてきました。定員をこえた詰め込み保育などが、実際に行われてきました。また、関西特区では「地方裁量型認可移行施設」を今年4月から導入し、保育士不足で維持できない認可保育所は認可外施設にすることを認めるなど、認可保育所の維持を投げ捨てる動きも起こっています。こうした国の方向と同一の待機児童対策では、保育の質の確保ができません。

本来保育所は、保護者の就労等のために保育が必要な子どもの保育を保障する施設ですが、同時に子どもの豊かな発達のための生活の場であると、保育所保育指針や児童福祉法にも示されている通りです。そのため、子どもの安全と豊かな発達を保障する保育士が欠かせません。本府が、国と同じような方向ではなく、保育の質が確保された認可保育所を増やしていくこと、そのためにも保育士の処遇改善をはかっていくことが必要です。知事は、本会議の答弁で、「今後の少子高齢化、人口減少社会の中で、保育ニーズというものをきちっと把握しながら、必要なところには認可保育所の増設にも対応する」と答弁されていますが、本府として保育の公的責任を果たすよう、独自に保育士の処遇改善をはかり、担い手を確保しながら認可保育所の増設や定員増をはかれるよう、施策を進めるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

保護者の負担軽減へ、京都府独自でも給食費の補助や乳児保育料の軽減を

次に、無償化の対象について具体的に伺います。1つ目は対象からはずされた副食費についてです。

国は自宅で子どもをみている場合と比べて、食費を自己負担しているという事実は変わらないと説明されています。しかし本来、給食は保育の一環です。子どもたちが保育園の畑で自分で野菜をつくったり、皮むきなどのお手伝いをして、五感で食を味わうという取り組みがされており、こうしたなかで、子どもたちも苦手な野菜が食べられるようになった、こういう話を伺っています。このように食育という観点からも、給食を保育と切り離して考えるべきではありません。それを切り離したために、新たな負担増が生じることになり、また、今回その補助について議案で提案されていますが、ほかにも現行の保育料でみますと、ひとり親世帯や低所得の世帯の方のなかには、給食費の方が以前の保育料より高くなってしまふ、こういう事態がいま、現実起こっています。

こうした保育にかかわる負担の逆転現象の解消のため、また「経済的負担の軽減へ拡充を」という保護者の声にもとづき、府内では宇治田原町、井手町、南山城村などが給食費への補助を検討されています。秋田県では多子世帯に限らずに副食費の補助をされています。本府もこうした動きに続くべきではないでしょうか。知事は「保育の無償化の範囲の拡大を国に強く要請する」とおっしゃっていますが、いま問われているのは本府の役割です。給食費の思い切った補助や、乳児の保育料の負担軽減が必要です。本府独自の制度をさらに打ち出すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目に、対象として認可外施設まで拡大されていることに懸念の声が広がっています。政府は認可外施設について、「認可外保育施設指導監督指針」を定めていますが、本指針は1970年代にベビーホテルで多くの児童の命が奪われた痛苦の経験から、劣悪施設の排除のために生まれたものです。しかし今回、政府は待機児童解消のためにこの認可外施設、さらには本指針で指導される対象のような施設まで、「子育ての受け皿施設」として位置付けています。これは大きな矛盾ではないでしょうか。国は認可外施設を対象にする期間を5年とし、その間に認可を目指すようにとしています。いま、京都市ではこの期間を1年半に縮めて、認可施設への移行を支援するとしています。そこで、本府の指導監督の役割が重要になります。年に1回の調査を行っておりますが、保育事故を防ぐためにも、指導監督の強化とともに、こうした施設を利用されている児童とその保護者の実態を把握し、あらためて認可施設で受け入れられるよう、市町村と連携し、施設の充実をはかっていくべきではないでしょうか。ここまでよろしくお願いいたします。

【西脇知事・答弁】西山議員のご質問にお答えいたします。幼児教育・保育についてでございます。認可保育所における保育士の処遇改善につきましては、国が責任を持って、保育の運営に要する基本額として定める公定価格に、処遇改善に要する経費を加算すべきものでございます。このため、これまでから国に対して強く要望し、その結果、平成25年度以降、月額約4.1万円の引き上げがなされ、平成29年度には、保育士技能や経験に着目した処遇改善制度の導入にもつながったところでございます。

保育士の確保につきましては、京都府では平成25年度に保育人材マッチング支援センターを設置し、就職相談や就職フェア等を行うとともに、保育士資格を4年制大学で取得される方が多いことをふまえ、平成30年6月補正予算により、保育士修学資金の貸付期間を独自に2年から4年に拡大し、京都府で保育士が長く働ける環境づくりに努めているところでございます。また、保育の施設整備につきましては、保護者のニーズの高い市町村において、今後の保育ニーズも勘案し、今年度は14カ所563人の定員増を図るなど、待機児童解消に向け、計画的に整備を進めているところでございます。

その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【健康福祉部長・答弁】幼児教育・保育についてでございます。京都府におきましては、国に先駆け、平成27年度から市町村と連携し、3人目以降の園児に対する保育料無償化事業を開始いたしますとともに、国に無償化を強くはたらきかけてきた結果、この10月からすべての3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児の無償化が実現されたところであり、さらなる制度の拡充について要望しているところでございます。10月からの無償化の開始にともない、食材費については自宅での子育てを行う場合も同様にかかる費用であることから、主食費と同様に、副食費についても原則保護者負担とされたところでございます。この見直しにより、これまで京都府の無償化事業となっていた世帯に新たな負担を生じないよう、今議

会において副食費の支援を行う独自の助成制度を創設するための予算を提案しているところでございます。

次に、認可外保育施設についてでございます。認可外保育施設の無償化にあたっては、施設からの申請を受け、所在地の市町村が指導監督結果、保育の質や安全性などの確認をふまえ、無償化に該当する施設かどうかを判断するとされているところです。京都府内にある、届け出を要する認可外保育施設においては、4月1日時点で指導監督基準を満たさない施設はなく、今後も立ち入り検査等実施し、適正な運営や保育の質を確保してまいりたいと考えております。認可外保育施設においては、保護者のニーズに対応するため、少人数保育や自然体験などの多彩な保育、また事業への利便性向上のための企業内保育など、それぞれの特徴を生かした運営が行われているところです。

また、就学前の子どもを持つ保護者の保育等に関するニーズ調査につきましては、例えば保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設など、どの園を希望されるのか、病児保育を利用されるのかなど、市町村が昨年度調査をしており、その結果をふまえて、市町村が保育の必要見込み量とそれに見合った保育所等の整備計画を、改定する「子ども・子育て支援事業計画」において定めることとしております。

【西山議員・再質問】 いま、ご答弁いただきました。認可保育所の増設について伺ったところ、保育ニーズに対応して、いま14カ所を増やされているとのことですが、今後も保育ニーズというものは高まっていくということがすでに言われているなかで、保育の質を確保した認可保育所を増やしていくのが待機児童対策の基本であるという、この立場から進めるべきではないか、そしてその立場から保育士の確保をやっていくべきではないかという趣旨で伺っておりましたが、この認可保育所の増設を基本にやっていくということについて、再度ご答弁をお願いいたします。

また、保育士の確保の点について、私が伺ったのは、いろいろ努力はされていますけど、現場としては今年度の採用でも、まだまだ不足しているという声が上がっています。そして本府が、子育て環境のために保育士の確保を本気でやっていく、抜本的な処遇改善を図っていく、このことを大きく打ち出していく必要があると思っております。いま、国の方で行われている、そういうことについて要望されるのはもちろんなんですけども、本府がいま、府内の現状を良いと考えているのか、思い切った支援がいまこそ必要だと考えていますが、その点いかがでしょうか。再度、ご答弁をお願いいたします。

また、副食費の補助などの支援策について、国への意見を言っていくということもご答弁いただきましたけども、もちろん、こうした子育ての経済的負担の軽減へ、国が行うべきですが、本府の役割をさらに拡充すべきだと、こういう趣旨で質問いたしました。今後、この点について、何ら検討すらないのか、今後のことも含めてのご答弁を再度求めて、質問いたします。お願いいたします。

【西脇知事・再答弁】 西山議員の再質問にお答えいたします。認可保育所の件でございますが、今年度の数字につきましては先ほどご答弁申し上げました。元々、認可保育所の増設につきましては、「子ども・子育て支援法」に基づいた法定計画の必須項目ということで現行計画に位置付けておまして、現在、市町村においてもニーズ等の調査を行っておられまして、保育の必要量の見込みと、それに見合った保育所の整備計画を検討されておられます。京都府としても年度内に改訂します府の計画に位置付けまして、令和2年度以降も保育所の整備等を進めてまいりたいと考えております。保育士の確保のための処遇改善につきましては、給与の改善はもとよりでございますけれども、働き甲斐のある職場にするために、職務と経験が適正に評価されて処遇につながるということが非常に重要と考えておまして、国がそれを責任を持って公定価格に反映させていかれるものと認識しております。引き続き国に対しても、必要な措置について強く要望してまいりたいと思っております。

その他の再質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【健康福祉部長・再答弁】 保育料にかかります経済的負担の軽減につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、京都府におきましては、国に先駆けて、平成27年度から、市町村と連携するなかで、3人目以降の園児に対する保育料無償化事業を開始しているところでございます。今後の部分

についても、さらなる制度化の拡充について、国に対して要望してまいりたいと考えているところでございます。

【西山議員・指摘要望】待機児童の解消や、保育所の処遇改善、また子育ての経済的負担の軽減、いずれももちろん国でやっていくべきですが、本府独自で支援する、このことも可能なはずですが。国に要請するのはもちろん、本府が率先して行っていく、この役割を果たしていくこと、このことを繰り返し求めさせていただきました。冒頭申し上げたとおり、子育て世代やいまの若い世代が貧困になっているからこそ、支援が必要だと私は思います。

また、子育ての経済的負担軽減のために、わが党は子どもの医療費助成についての拡充を求めてきました。これについても、この際引き続き求めます。通院分について上限を3000円から1500円に引き下げられましたが、保護者からは「現物給付での制度の拡充を」との声が上がっております。この点も要望いたしまして、次の質問に移ります。

ハラスメント対策推進、相談窓口や救済機関の設置、実態調査などを行え

【西山議員】府内のハラスメント対策にかかわって伺います。

実際に私の友人が受けたケースですが、「職場の先輩に、自身のミスを周囲の人間にも聞こえるような大声で指摘され、何度も罵倒される」といった、いわゆるパワハラを受けていました。この方は、上司に相談したところ、配置転換によって加害者と顔をあわさないような配慮をされたそうですが、本人はまったく反省しておらず、「同じ職場にいたので、報復されないかといった不安がある」と語っておられました。

このようなハラスメントの相談が、いま急増しています。府内でハラスメントの相談について伺うと、本府の労働相談所に寄せられた相談、平成30年度分で全6163件中、ハラスメント、パワハラに関連する相談は900件以上と最多だったとのこと。京都労働局でも、直近は平成29年度の数字しか上がっていませんが、ハラスメント相談窓口寄せられた相談2219件中、パワハラは1702件とのことで、過去最多になっているとのこと。ただこれは氷山の一角にすぎません。私が個人的に伺ってきたケースでも、セクハラの場合は「内容が恥ずかしくて誰にも言えずに、そのまま仕事をやめた」。あるいは「後から振り返ればハラスメントだったと思うけど、その時はわからずにいた」。また、「職場に相談窓口がなく、病気になってやめた」といった、こうした声をこれまで伺ってきました。

ハラスメントは一般的に「嫌がらせ」と訳されていますが、人権侵害です。被害者にとっては尊厳を深く傷つけられる行為であり、許されないものです。ハラスメント防止にかかわって、これまでセクハラ、マタハラを規定し、防止する法律がありました。先の通常国会でパワハラについても規定し、セクハラ同様の枠組みで防止していくこととなりました。ただ、これらの関連法ではハラスメント防止に効果的でないとの指摘がされています。

最大の問題点は、ハラスメント行為を明確に規定し法的に禁止する規制がなく、そのため罰則規定もない、また独立した救済機関もないということです。そのために、ハラスメント行為そのものが認定されない、あるいは被害者が相談できない状態が広がっています。例えば、職場で相談すると、対応した者が「あなたの方に問題があった」と不適切な対応をしてしまう、いわゆるセカンドレイプの問題が発生したり、相談先が人事となっているため、評価に影響がでないかといった不安で相談をためらう、こうした問題が起こっております。相談先が専門性の高い第三者機関、独立した機関である必要が、こうした問題から伺えます。

企業の体制が不十分なばかりか、そもそも対策できていない、そうしたところもあります。国の調査では、全国の企業へ調査した雇用均等基本調査平成30年度分ですと、全国でマタハラ対策取り組めていない企業が、従業員10人以上のところで29%、セクハラですと32.6%もあります。この点について先日、京都労働局に伺いました。府内の先ほど紹介した調査は、都道府県別では出ないということで、ハラスメント対策については、「届け出義務がないため、どれだけの企業が対策できているか、実際のところ

るはわからない。個別相談があれば助言・指導・勧告をしている。さらに、労働局として年に1回、府内企業を抽出して訪問し、事業主がハラスメント対策をしていなければ指導している」とのことでした。

このハラスメント対策について、事業主が違反しても、制裁措置は企業名の公表のみで、実績数も少なく、有効性がないと専門家から指摘されています。また、この法律の問題に当たっては、被害者と加害者が同じ職場とは限らない場合、第三者の場合が規定されていません。職場内のハラスメントのみ、議論されてきました。例えば、取引先によるハラスメントや非正規労働者へのいやがらせ、フリーランス等の労働者扱いされない立場の方の問題、介護者への利用者によるハラスメントや、昨今ニュースになった就活生へのセクハラなどが、こうした第三者のハラスメントに当たります。

こうしたハラスメントの法律の問題点で、国際的にはOECD加盟国36カ国中、ハラスメント禁止規定がない国は日本のほか2カ国しかないとのことです。今年6月にILO（国際労働機関）がハラスメントを禁止する条約を締結しました。そこではハラスメントについて、「身体的、心理的、性的、経済的被害を引き起こす許容しがたい行為と慣習」と定義され、被害者と加害者の対象は限定されていません。いま、この立場であらゆるハラスメントを禁止し、対策していくことが求められています。

こうした問題点は、当然国で整備されるべきですが、本府でも独自の対策が必要ではないでしょうか。そこで、職場におけるハラスメント対策を周知啓発する、また独自の相談窓口や救済機関の設置など進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。また対策を行っていくにあたり、あらためて実態調査が必要です。ハラスメントの現場は、先ほども紹介しましたように職場内とは限らないため、労働局のみならず、教育機関などあらゆる機関との連携が必要です。府内でのハラスメントの実態について、関係機関と連携した調査を求めますが、いかがでしょうか。ご答弁よろしくお願いします。

【商工労働観光部長・答弁】ハラスメント対策についてでございます。

職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を傷つける、社会的に許されない行為であり、労働者の能力の発揮を妨げ、企業にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題であります。京都府におきましては、これまでから、京都労働局、京都市とともに、経済界17団体に対し、総合的なハラスメント防止の啓発や職場環境づくりの推進について要請するとともに、女性活躍支援拠点であります京都ウィメンズスペースにおける、企業の管理者・社員等に対するハラスメント研修の実施や、労働者団体との連携により、ハラスメントをはじめとした労働問題と人権に関するセミナーの開催などに取り組んでいるところでございます。また、京都府労働相談所においてハラスメントに関する相談を受けた場合には、相談者に対する助言を行うとともに、法令違反が疑われる場合は、指導監督権限を有する京都労働局につなぐなどの対応を取っているところでございます。

国においては、男女雇用機会均等法等の一部改正法が本年6月に公布され、公布日から起算して1年以内に施行される予定ですが、京都府においてはさる5月21日から24日にかけて、府内4カ所において、「京都府企業内人権問題啓発セミナー」を京都労働局と共同開催し、企業の人権担当者向けに法律案の周知を図ったところでございます。また京都労働局においては、本年12月を「職場におけるハラスメント撲滅月間」と位置付け、ハラスメントに関する相談状況等の実態を発表するなど、法施行を待たずに、経営者・労働者双方に対し周知啓発する予定と伺っております。

京都府といたしましては、本議会に最終案を提案いたしております新総合計画において、働きやすい環境づくりに向けて、職場におけるハラスメント対策の周知啓発を盛り込んだところであり、京都労働局をはじめ経済団体や労働団体とも連携しながら、ハラスメントの撲滅に取り組んでまいります。なお、ハラスメントにつきましても、労働者本人に対する実態調査がよりの確かな実態把握につながると考えておりました。年内に実施予定の「男女共同参画に関する府民意識調査」において、ハラスメントに関する項目を盛り込むことと考えております。今回の法改正を機に、セミナーや研修を通じた啓発等ハラスメントの防止対策や、ハラスメントが起きた際の相談対応に、京都労働局をはじめとする関係機関と連携ししっかり対応してまいります。

【西山議員・再質問】ご答弁いただきました。今後、労働者向けにも調査がされるということで、ぜひ、

先ほど訴えました、いまの現状をふまえて、国際的な議論もふまえて、この対策と調査の方、進めていただくよう、重ねて要望いたします。ハラスメントというのは、被害を受けた時点で、すでにその方の尊厳を大きく傷つけています。そのことを原因に、自ら命を絶たれる方もあります。そうした方に対して、広く相談先を明らかにしていくこと、このことが必要だと思います。この点を、また重ねて強く訴えさせていただきます。

府営呉竹団地跡地の活用は、戦災孤児受け入れの歴史ふまえて住民合意で

最後に、私の地元・伏見区の住民の方から要望が上がっている点について、一点、要望のみさせていただきます。

元府営呉竹団地の跡地活用についてです。この地は、かつて1941年に、住民有志の手によって、福祉事業施設「社会館」というものが建てられました。この施設は戦後、府が借り上げて一時保護所「伏見寮」として利用されたことも、多くの住民の方の記憶に残っています。戦災孤児を受け入れた歴史を残したいということで、再三、府にいまある石碑の保存や、その案内看板の設置等の要望が寄せられました。また、いまこの跡地は一部が交番になっておりますが、まだ残りの跡地が広大に残っています。この跡地活用に対して、住民の方から、この地の歴史的な性格をふまえて、集会所等に活用してほしいと要望が上がっております。

そこで、この跡地活用についてはこれから計画段階とお聞きしておりますけれども、その計画時から、住民の声をしっかり聞いたうえで実施していくことを求めて、私の質問とさせていただきます。

ご清聴、ありがとうございました。

以上

【他会派の一般質問項目】

9月19日

●北川剛司議員(府民・京田辺市及び綴喜郡)

1. 中小企業の発展に向けた本府の取組について
2. 外国人材を受け入れるための共生社会の環境整備について
3. 京都府南部の防災対策に伴う道路環境整備について

●岸本裕一議員(自民・京都市北区)

1. 京都市域を中心とした交通インフラ整備について
2. 外国語によるコミュニケーション能力の育成について

●岡本和徳議員(府民・京都市右京区)

1. 若い人達の起業の後押しについて
2. 学校施設の老朽化対策について

●田島祥充議員(自民・八幡市)

1. 少子高齢化に伴う持続可能なまちづくりについて
2. 少子化対策について
3. 健康増進施策について

9月20日

●森口 亨議員(自民・京丹後市)

1. 山陰近畿自動車道について
2. 医療体制について

●荻原豊久議員(自民・宇治市及び久世郡)

1. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における課題について
2. 府教育委員会の対応について
(1)防災教育について
(2)PTA組織のあり方について
3. 府道京都宇治線及び周辺道路環境について

●磯野 勝議員(自民・向日市)

1. JR向日町駅の東口開設などについて
2. 向日町競輪場の今後の運営について
3. アーバンスポーツの振興について

9月24日

●山本篤志議員(府民・木津川市及び相楽郡)

1. 京都地方税機構における本府の役割について
2. 相楽東部の将来ビジョンと体制強化について

●小巻寛司議員(自民・京都市下京区)

1. 運転免許の更新について
2. 鴨川の中州・寄州対策、景観対策及び高水敷の整備について

●小鍛冶義広議員(公明・京都市南区)

1. 府立木津川運動公園について
2. 高速道路を活かす道路整備について
3. 南部地域における物流拠点構想について

京都府議会 2019年9月定例会新総合計画に関する特別委員会総括質疑

山内 よし子	議員の討論	・・・・・・・・・・	1
光永 敦彦	議員の討論	・・・・・・・・・・	7

●9月25日に行われた新総合計画特別委員会で、日本共産党の山内よし子議員、光永敦彦議員が行なった討論を紹介します。

山内 よし子 議員 (日本共産党・京都市南区) 2019年9月25日

貧困対策と格差是正を位置付けよ。対象者広げて「子ども貧困」実態調査を

【山内議員】日本共産党の山内よしこです。通告に基づき質問します。

最初に貧困と格差を是正し、府民の暮らしを守るための本府の役割について伺います。総合計画の中では、国民生活基礎調査による子どもの総体的貧困率が減少したことが述べられていますが、地域を回ってもそうした実感は全くありません。子育て世帯の実質賃金は下がり、医療や介護などの負担は増え、年金は減っていく。全世代で将来不安が広がっています。

本府のひとり親家庭や生活保護世帯も年々増加し、母子世帯の収入は7割近くが200万円未満です。本府の総合計画の現状認識には、こうした府民の暮らしの実態を正面からとらえ、府民の暮らしと健康、いのちを守るためにどうするのかといった方策がありません。総合計画の中に貧困対策と格差是正を位置づけるべきだと考えます。今回はその中でも、子どもと30代・40代の世代の貧困問題に絞って具体的に伺います。

まず、子どもの貧困対策についてです。貧困の連鎖を断ち切り、どんな境遇に生まれても、夢をもって生きていくことができるようにするために、子どもたちの貧困対策を進めていくことはたいへん重要です。昨年6月議会で、子どもの貧困の実態調査を行うことを求めたわが党の本庄議員の質問に、知事は「真に支援が必要な貧困の家庭やその子どもが置かれている状況を経年的にとらえ」と、支援が必要な子どもたちを生活保護受給世帯や就学援助の利用世帯、そしてひとり親世帯に限定しています。しかし就学援助や生活保護につながっていない子どもとその親、ひとり親でなくても困っている人たちが調査から外れているのは大問題です。

沖縄県の調査では、全市町村に丁寧な説明を行い、市町村の協力を得て、そのデータを貧困率の計算に用いています。また平成27年度は小中学生、翌年は高校生、その翌年は未就学児、昨年度は小中学生の2回目と、毎年保護者と子どもへの調査を実施し、記述式のアンケートも行い、生の声をつかんで貧困対策に生かしています。その中で、困窮世帯で就学援助を利用していない世帯が6割前後に上ることや、利用していない理由の中で「知らなかった」ために就学援助を受けていない世帯が2割に上ることなどが判明して、テレビCM等も含めてあらゆる機会を通じて制度の周知徹底を行い、利用世帯を増やしています。

そこで伺います。市町村や学校等の協力も得て、子どもの貧困の実態調査の対象者を広げ、さらには生の声も把握すべきと考えますがいかがですか？

また、京都市では選択制の中学校給食が実施されていますが、給食費の負担が重いこと、家で残り物の弁当を作った方が安くつくなどの理由で、給食を選択しない生徒がいることも分かっています。学校給食は子どもたちの栄養と発達を保障し、さらには生きた食育としてなくてはならないものであり、本来無償にすべきものと考えますがいかがですか？

就職氷河期世代の貧困解決へ、非正規雇用を正規雇用につなげる取り組みを

次に30代・40代の貧困問題の解決についてです。

現在、30代後半から40代の世代の貧困問題もたいへん深刻です。総合計画では非正規雇用者の割合と人数が増加傾向にあるとしていますが、なぜ非正規雇用が増加しているのか、その分析がありません。

非正規雇用が広がり、その世代の貧困が広がったのは、そもそも職安法で禁止されていた労働者派遣が1986年から始まり、対象業務が拡大されたことによります。その後、景気が悪化すると大量に派遣切りが行われ、「派遣村」ができるまでになり、京都にも仕事も住む家もなくした若い労働者があふれ、私もそうした方々の相談に乗ってきました。自動車関連工場で派遣で働いておられた方は、正社員と同じ仕事をこなし、正社員に仕事も教えていました。残業も休日出勤もこなし、必ず正社員になれるものだと思っていたところ、突然雇止めになったと、男泣きに泣きながら語ってくれました。まさに派遣労働とは、人をモノのように使い捨てにする働き方に他ならないと実感しました。

ところがその後政府は、こうした派遣労働を規制するどころか、派遣労働の大原則だった「常用雇用の代替禁止」「臨時的・一時的業務に限定」というものを、根底から投げ捨てる大改悪を行なったのです。30代から40代のいわゆる就職氷河期と言われる世代の方々は、非正規雇用が当たり前、派遣労働が当たり前という労働環境の中でがんばってこられた方々です。こうした方々の貧困問題を解決するためにも、その世代の非正規雇用を正規雇用につなげる取り組みが重要と考えますが、知事の御所見を伺います。まず、ここまでお願いします。

【知事・答弁】 山内幹事のご質問にお答えいたします。

子どもの貧困についてでございます。子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、誰もが将来の可能性に挑戦できるよう、真に支援が必要な家庭や子どもが置かれている状況を経年的にとらえ、それをふまえた対策を講じることが重要であると考えております。このため、要保護世帯などの小中学生を対象に、毎年、生活や学習状況を把握し、5年毎に実施しております「ひとり親世帯実態調査」とともに分析をし、その課題に対する施策をPDCAサイクルを回して実施しているところでございます。この間、孤食という課題に対して、子ども食堂の開設・運営への補助制度を創設し、朝食提供型や宿泊体験型の居場所事業を追加した他、全日制の高校進学率が低いという課題に対して、学び・生活アドバイザーの増員や振り返りスタディを実施するなど、基本的な生活学習習慣の確立と基礎学力の定着に努めてきたところでございます。常日頃から、ひとり親家庭等、関係団体と意見交換を行っており、今回、子どもの貧困対策推進計画の見直しに当たり、その検討会におきまして、ひとり親家庭の高校生や大学生から、生の声を直接お伺いしており、こうしたこともふまえ、施策の基本方針となる計画を年度内に取りまとめる予定でございます。

次に、学校給食の無償化についてでございます。学校給食は、学校給食法によりまして、施設整備や運営は市町村が担い、食材材料費であります給食費については保護者負担とされているところでございますが、経済的に厳しい状況にある保護者には、就学援助として全額または一部を補助する仕組みが制度化されております。すべての市町村で一律に給食費の無償化を実施することは、現在の制度上は想定されておらず、就学援助としての位置付けや財源負担問題を、国におきまして適正に判断すべきであると考えております。京都府といたしましては、市町村に対しまして、学校給食の意義をしっかりと伝えるとともに、国に対して給食施設に係る補助制度の拡充や栄養教諭の配置の拡充などを、引き続き求めてまいりたいと考えております。

次に、就職氷河期世代への支援についてでございます。この世代は、長期離職中や不本意非正規労働者の方などが全国で約100万人と見込まれており、生活の安定に向け、状況に応じた支援が必要でございます。このため、ただちに就労が困難な方には、自立就労サポートセンターで、就職活動に向けた準備として就労意欲の喚起や自立した社会生活をめざすための支援を行っております。また、就業支援を行うジョブパークでは、きめ細かなカウンセリング等を実施し、昨年度は無職または非正規の就職氷河期世代の方467人の正規雇用を実現できたところでございます。しかし、府内の氷河期世代労働者のうち、非正規の割合は31.5%と、全国の平均29.9%を上回っておりまして、そのなかには能力の開発機会が少なく、企業に評価される経歴が積めていない方もいるため、

新総合計画では不本意非正規労働者のスキルアップ支援を盛り込むとともに、今議会に、採用時に求められる能力向上研修など、正規雇用化のための補正予算を提案しているところでございます。さらに厚生労働省が就職氷河期世代支援プログラムを策定されましたが、京都府ではプログラムに記載の専門相談窓口をジョブパーク内に設置されるよう、国にはたらきかけることとしております。今後とも、こうした取り組みを通じまして、安定就労を願う氷河期世代の方々を切れ目なく支援してまいりたいと考えております。

【山内議員・再質問】 ひとり親家庭の高校生や大学生の生の声を聞いて施策に生かすっていうことは、とても大切なことだというふうに思います。ただ、いま京都府のやっておられる子どもの貧困対策っていうのは、京都府に「できること」をやっている、まあそれはそれで大事なんですが、「できること」をやるっていうんじゃなくて、やっぱり行政として何をやらなければならないのかということ、しっかりと実態調査を通じて把握をしていたきたいというふうに思います。

「沖縄子どもの貧困白書」の冒頭で、故翁長県知事は「子どもが心身ともに健やかに成長し、それぞれの将来を切り開いて行くことができる生育環境を作ることは、私たち大人の責務だ」と述べ、貧困の実態に向き合っておられます。

京田辺市では、「子育て支援に関するニーズ調査」で経済状況も含めて調査されて、小学生の保護者で「生活が苦しい」と答えた方が28.5%、過去1年間に急な出費などで家計のやりくりができないことが「よくあった」「時々あった」と答えた方が2割近くに上っています。京田辺市の就学援助の利用率は小学校で15%前後ですから、それよりも多くの方が、経済的な困難や不安を抱えていることがこれでわかると思うんです。こうしたことが一定わかっているのですから、府内の自治体の協力を得て、貧困問題の実態調査を行い、京都府がやらなければならないことを把握をして、施策にいかすべきではないでしょうか。もう一度お答えください。

それともう一点、30代・40代の方々の貧困対策と雇用問題ですが、本府の対策は国の制度を前倒しで行うものだというふうに思いますが、国の制度はわずか3年です。「非正規を正規に」ということは必要だと思いますが、わずか3年間でできるものでしょうか。京都府は、国が制度を打ち切ってもこうした世代に寄り添い、支援を継続されるのかどうか、伺います。

【知事・再答弁】 山内幹事の再質問にお答えをいたします。

まず、子どもの貧困についてでございますけれども、先ほども答弁いたしましたけれども、我々も施策を実施するに当たりましては、当然でございますがその実態を調査し、把握してうえで、有効な施策を打っていく必要があると思っております。先ほど申し上げました、あらゆる機会をとらえてひとり親家庭のご意見をたまわるとともに、先ほど申し上げました実態調査によりまして、把握した必要な施策について、努力をしてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、私も、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、誰もが将来の可能性に挑戦できるようにするのは大人の責務だというふうに思っておりますので、その姿勢で取り組んでまいりたいと思っております。

就職氷河期世代の施策につきましては、国の方はプログラムを作りましたけれども、必要な施策につきましては来年度の概算要求のなかでも求められております。国の動向はよく見なきゃいけないけれども、私どもが今回の補正予算で、国の動向を一步先行する形でできることからやっというふうにした、その姿勢はぜひとも評価していただきたいと思っております。

【山内議員・指摘要望】 子どもの貧困の実態調査の問題で指摘をさせていただきます。

やっておられることはわかっているんですが、生活保護受給世帯、就学援助利用世帯だけを調査しても、そこにも届いていない世帯の実態というのはわからないわけですね。

沖縄県では、実態調査を行うことにより貧困が可視化され、行政も、議員も、地域の方々も貧困の認識を共有されました。県民一人ひとりが、自治体の職員が、自分に何かできることがないのかと考えて、行動を始められたそうです。またある人はやむにやまれぬ思いで、子どもたちの進学や資格取得を経済的にサポートするファン

ドを創設をされ、県内の企業からも寄付が集まっているということを知っています。自治会が子ども支援部を作って活動するだとか、それから貧困世帯に育った子どもたち、若者が自らの体験を語り始めるということも始まっています。

そして県は2巡目の調査に入りました。実態をつかんで対策を立てる、その結果がどうなったのか、残る課題が何なのかをつかむためです。「お金がなくて子どもを病院に連れていけない」という実態から子どもの医療費を無料にする。「学力をつけたいが塾の負担が無理」という声に対して、無料塾や子どもの居場所をつくる。実態に向き合い、思い切った予算を確保し、県民の理解も得て、対策に取り組んでおられます。そういう点では、京都府独自で、広い範囲での実態調査を行うよう、強く求めておきます。

それから氷河期世代の貧困問題ですが、本府としてしっかり寄り添いながら支援をしていっていただきたいというふうに思います。

この際、京都府で非正規で働いておられる方々の問題で申し上げます。教育の現場で本来正規雇用すべき教員を、定数内講師として臨時教員に代替させているというのはたいへん問題です。教員全体の1割近くにも上ります。こうした方々を正規雇用につなげることや、消費生活相談や児童相談所、一時保護所で働いておられる非正規の方々、さらには本庁や出先期間で多くの非正規職員が、府民のために働いておられます。こうした方々を正規に採用されることも強く求めるものです。

同時に、政府が労働時間規制を完全になくしてしまう「高度プロフェッショナル制度」の導入や、過労死水準の残業を合法化するなどの労働法制の改悪を行なっていることは、たいへん見過ごせないことだと思っています。こうしたことはやめるべきです。労働法制の改悪をやめ、労働者を守るための労働法制の抜本改正など国に強く求めていただきたいと思います。要望して、次の質問に移ります。

地域活性化の土台に、小中学校の存続を位置づけよ

【山内議員】次に、小さな学校の良さと地域振興についてです。府内では、京都市をはじめ北部地域などで学校が統廃合され、「学校がなくなって地域から子どもの声が消えた」「Uターンしたいと思っても地域に学校がなければ戻ってこれない」などの声が寄せられています。

宮津市でも日置小学校や養老小学校の統廃合が計画されていましたが、保護者や自治会などが統廃合に反対し、小さな学校として存続しています。日置小学校は20名前後で、現在複式学級になっていますが、豊かな自然に囲まれた地域で、地域の方々が子どもの顔も名前も全部分かっておられることや、地域・家族総出で運動会が行われるなど、子どもたちだけではなくて地域にとっても学校の存続が大きな力になっています。来年度は、Uターンで子どもが何人か増えて複式学級が解消されるということも伺いました。

宮津市の地方創生懇談会などでも、「移住の話をする、学校はどうなっているのかと聞かれる」「統廃合で揺れていると言うと、見向きもされない」というお話も伺いました。本府の計画には、移住者を増やすことは盛り込まれていますが、その柱になる学校の位置づけがありません。そこで、知事にまず伺います。地域を存続するためには規模が小さくても小中学校を存続することこそが、本当に必要だと考えますが、いかがですか。次に教育長に伺います。本府として、教員の配置など小規模な学校を存続させる努力を行うべきと考えますが、いかがですか。以上、お答えください。

【知事・答弁】小さな学校と地域振興についてでございます。今後も人口減少が続く、地域のコミュニティの維持が困難になることが予測されており、子ども達の学びの場である小中学校がコミュニティの核としての役割も果たしているものと認識しております。一方で、小中学校の標準的な学校規模は12学級～18学級と定められているなか、小規模な学校の存続につきましては、一義的には児童生徒の教育条件の改善の観点から検討されるべきものでございます。教育上の課題解消のために学校統合等を行うか、小規模校を存続させるかは、地理的要因の他、コミュニティの核としての学校の性格にも留意し、保護者や地域住民と共通理解をはかりながら、市町村におきまして総合的に判断をされているものと考えております。

【教育長・答弁】 山内幹事のご質問にお答えいたします。

小規模校については、子どもの状況をきめ細かく把握できるというメリットもありますが、クラス替えができず人間関係が固定化すること、行事や部活動の実施への制約が大きいこと、社会的性を身につけたり互いに切磋琢磨したりする機会が少ないことなど、様々な教育上の課題が指摘されております。そのため、学校規模の適正化の検討は、主として子ども達一人ひとりのより豊かな学びと育ちのため、教育条件をより良くする目的で行われているものであり、府教育委員会といたしましては、学校設置者である市町村の主體的な判断を尊重すべきであると考えております。その上で、地理的条件などの統合困難な事情があり、学校を存続させ、小規模校の良さを生かした教育を進めていくと市町村が判断された場合には、国の基準をもとに、市・町・教育委員会の要望もふまえながら適正に教員を配置しているところでございます。

【山内議員・再質問】 いま知事から、標準のクラスが12クラス～18クラスという基準が示されて、教育条件の改善の観点から考えるべきだというふうにおっしゃいましたけれども、大規模になりすぎていることによるいろんな弊害というのが、いろいろあると思いますけれども、小規模で本当に子ども達に行き届いた教育がなされているというのが、たくさん、府内でもそうですし全国にも例があります。

この間、京都府内で小中学校の統廃合が相次いだ結果、京丹後市では6年間で26の小中学校が11校になりました。南丹市では17あった小中学校が7校になりました。美山では5つの小学校がなくなって美山小学校だけになって、片道バスで50分もかけて通学しなければならない事態になったんです。そうした中で、美山に移住された若いご夫婦が、小学校が遠くなったことを理由に転居されました。現実近くに学校がなければ、若い方は子育てができない、暮らせない。そういう意味でも学校は残すべきだというふうに思います。ぜひ計画に位置づけるべきだと考えますが、いかがですか。知事に再質問です。

【知事・再答弁】 先ほど私がお答えしました標準につきましては、これは学校教育法の施行規則に書いてございますが、特別の場合その限りではないとなっておりますので、基本的には先ほど申し上げました様々な要件の中で、市町村において総合的に判断されるべきものだと考えておまして、教育長の答弁のとおり判断が下った場合につきましては、その方向について全力で支援をしてまいるといふ所存でございます。

【山内議員・指摘要望】 昨年夏、特別委員会の視察で岐阜県の郡上市、石徹白（いとしろ）地域に寄せていただきました。高齢過疎化の顕著な地域でしたが、「将来にわたって石徹白小学校を残そう」を合い言葉に、地域づくりの中心に小学校の存続を据え、若手女性Uターン者を巻き込みながら様々な活動に取り組んでおられます。小学校はかつて児童が4人にまで減ってしまいました。けれども、学校を存続したことで若い移住者が増えて、現在小学生は9人になり、今後増えていくことが見込まれています。そもそも郡上市では学校の統廃合を推進していないことも特徴です。

石徹白小学校の校長先生達は、やはり「小規模校の良さ」を言っておられます。本当に、子ども一人ひとりに目が届くから、質の高い教育ができるとおっしゃっていました。そういう意味で、府教委としても「小規模校の良さ」をぜひひろげて頂きたいと思っておりますし、本府も計画の中に「移住者を増やす」だとかいろいろ書いてありますが、そこに小学校を存続させるということをしつかりと位置づけるべきだ。そのことを強く要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

自治体のあり方と総合計画案について

【光永議員】日本共産党の光永敦彦です。引き続きまして質問させていただきます。はじめに、総合計画案でも大きな柱として位置付けられている「子育て環境日本一」と「観光総合戦略」について伺います。

まず、「子育て環境日本一」についてですが、計画案には、合計特殊出生率も出生数も京都は下がり続けていて、男性が結婚するために必要な条件として「経済的余裕」等、現状分析については書かれています。課題についても書かれています。しかし、先ほども山内議員が指摘しました通り、原因については分析的には述べられていません。京都は、合計特殊出生率が2018年度で全国ワースト3位で前年度4位からまた下がりました。こうした少子化の大きな原因の一つ。これは、私は働きにくく、普通の暮らしがしにくい実態があるということだと考えます。

具体的には、実質賃金が大きく下がっている。これが大きな課題だと思います。例えば、非正規雇用率が京都は全国ワースト2位で、これも前回調査の3位から悪化しています。さらに子育てや教育にかかる負担の重さというのは、これまで指摘してきたとおりであります。その解決こそ私は最重点・土台と考えています。ところが、子育て環境日本一推進戦略でも、また新総合計画の子育て分野には、ブラック企業対策や賃上げ対策などへの取り組みや施策はありません。その理由についてまずお答えください。

【知事・答弁】光永議員のご質問にお答えします。少子化の原因と対応についてでございます。

急速な少子高齢化が進む中で、子どもを産み育てたいという希望を阻む要因の一つに経済的な面があり、子育てに要する費用負担の軽減や正規雇用に向けた取り組みが必要でございます。新総合計画では、ブラック企業・ブラックバイトの根絶に向けて中小企業等を対象にワークルール等の理解を促進する出前セミナーの開催を掲げており、また賃上げにつきましてはその原資となる収益の拡大に向けまして、経営革新のためのAI・IoTを活用した生産性向上、新たな事業展開につなげるためのイノベーション促進、さらにはこれらを支える人材育成に向けました京都経済センターを核とするオール京都による取り組みなど、中小企業の経営基盤の強化に取り組むこととしております。

また子育て環境日本一の推進戦略におきましても、重点戦略の一つに若者が安心して結婚・妊娠・出産、子育てできる雇用環境の創出を掲げ、企業等への働きかけや支援制度の活用促進等により若者の早期離職、非正規雇用からの改善など働きやすく、自らの働き方を実現できる就労環境の整備を進めることとしておりましてブラック企業の根絶や給与水準の向上にもつながるものと考えております。若い世代や子育て世代が、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを行政や地域、企業、府民が一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

【光永議員】いろいろやっておられる施策、あるいはやろうとしておられる施策については述べられたとおりだと思うんですけども、私、先ほど質問しました通り、京都府が子育て環境日本一を掲げて、それをやるうえで土台がどこにあるかという認識が、私非常に大事だと思うんです。そういう点で見たときに、具体的にお聞きしますけれども、今年二月に府議会に示されました総合計画と整合性を図ったといわれる「子育て環境日本一推進戦略」、この中間案では「若者の雇用の創出」という項目も立てられてあって、「ブラック企業対策」や「若者の早期離職や非正規雇用を改善」などと示されておりました。

ところが、先日発表されました推進戦略の中にはまったくなくなりました。あえて書いてあるのは雇用環境の創出程度ですね。さらに、経済的負担軽減策についても「子どもの医療費助成の拡充」「高校生の通学費補助制度の拡充」などの経済的負担軽減策として推進戦略案には書かれていたのに、最終案にはなんにも消えているんですね。これなぜでしょうか。

【知事・答弁】光永議員の再質問にお答えします。中間案と最終案との違いについてでありますけれども、先ほど答弁申し上げましたように、若者が安心して結婚・妊娠・出産、子育てのできる雇用環境の創出という広いくくりのなかで、いま委員からご指摘のありました諸点につきまして我々は精神というか考え方としては盛り込んでいるつもりでありまして、一つ一つの用語につきまして、私手元に比較の資料はございませんけれども、考え方につきましては中間案と変更したつもりはありません。

【光永議員】精神についてとおっしゃいますけれども、例えば子どもの医療費助成はこの9月から京都府の制度が充実しましたけれど、一定充実したからもうやりませんと、だから推進戦略に書きませんと。あるいは高校生の通学費補助も一定改善しましたから、先ほど答弁あったように、だからこれ以上やりませんというふうに理解できるんですけども、この点はどうなんですか。なぜ消えたんですか。

【知事・答弁】光永議員にお答えします。すでに施策ができたから抜け落ちたということではなくて、個別の戦略の課題に書くか、戦略という名前なのですからどこまで、具体的な施策に書くかという、そういう観点で文言を整理させていただくということをごさいます、すでにそういう施策ができたから落としたというわけではございません。

【光永議員】では今後も拡充する方向だというふうに理解していいんでしょうかね。つまりですね、精神は残っているけれども、文言、全部施策だから書かない。だったらそもそも2月の時点での子育て環境日本一戦略の中間案には出ているのに、最終案では消えると。やっぱりこれおかしいわけです。その説明がちゃんとすべきだと思うんですね。今後の方向についても私はきっちり述べるべきだと思います。

また雇用問題については、確かに雇用の安定のところにはいくつか書いてあります。今後の計画に。しかし、賃上げなどの処遇改善とか、あるいは正規雇用の拡大とか、こういうことは政策目標にしても、何にも書かれていない。これやっぱり非常に問題だと思うんです。つまり子育て環境日本一を目指す課題というのは、多々あります。多々ありますけれど、やはり土台はくらしの底上げだと私は思いますので、いま述べたような内容について、計画案にもしっかり明記して、考え方はありますという話ではなくて、実際の決意も文章に示し、また施策も具体化を示してこれはやるべきだと強く求めて次の質問にうつります。

観光総合戦略について

【光永議員】次にもうひとつの柱である観光総合戦略にかかわって伺います。来年度は、この間政府が取り組んできた地方創生戦略の見直しの年となります。京都では全国でも一番交付金を取り込んで海の京都等進めてきました。私はこれまで委員会などで何度も、観光のあり方について指摘してきましたけれども、この間の取り組みで何が起きているかについて総括する必要があると思っています。

たとえば中山間地などでイベント等を繰り返してきたことに加え、自治体ごとに取り組まれてきた観光協会が、広域の観光DMOとなる中、その補助金が減り、今後自立が迫られるという可能性があります。その結果、今後、儲かっていくころしか今後、施策が実行できなくなる可能性があることは知事もご承知の通りだと私思います。私はそもそも地域の持続性を守るために、一律にイベントを中心とした観光を柱にすることに無理があると一貫して述べてきましたけれども、しかも観光やイベントを連発することが実際に地域を疲弊させている。そういう声もあがってるかと思いますがこの点についてのご所見をお聞かせください。

【知事・答弁】地域の持続と観光の在り方についてでございます。人口減少が進む中で地域経済の持続的発展を実現するためには、中小企業の振興施策や農業振興など地域の特徴に応じた様々な施策を組み合わせる必要がありますが、その一つが観光振興でございます。京都府では京都府総合観光戦略を策定して観光を入り口とした交流人口の拡大、また幅広い産業の振興に努めているところでございまして、この戦略では京都

市+府域+近隣府県を相互に人が行き来しあう京都観光交流圏と位置づけまして世界的に知名度の高い京都観光による波及効果を広く府域に還流させることとしており、地域との交流や観光消費につながる仕掛け作りも進めながら国内外を問わず誘客を推進しております。

また国内の観光マーケットが人口減少で伸び悩むことがございますので、市町村とも街づくりの考えを踏まえながら、外国人観光客の誘客にも努めているところでございます。各DMOは地域ブランド力につながる、そうしたイベントの開催だけではなくて観光産業、農林水産業、商工業、文化、福祉、街づくりなど幅広い分野の関係者と連携しまして地域経済の活性化を通じました持続可能な地域づくりに取り組んであります。例えば申し上げますと森の京都では福祉施設と農家が連携しました京野菜ピクルスの製造販売、海の京都では丹後ちりめんの和装以外での販路開拓に向けた国内外への出店商談に取り組んでいるところであります。

引き続きこうした地域の総合プロデューサーとしての役割を強化してまいりたいと考えております。こんごとも観光を入り口といたしまして多様な交流を創出しさらなる産業振興や地域振興に努めてまいりたいと考えております。

【光永議員】地域づくりはですね、観光を入り口に考えるということがですね、そういう地域もあるでしょうが、すべてそういうふうにするというのは私はおかしいと考えております。実際ですね今知事がおっしゃったようないろんな努力や取り組みやられていました。しかしそれを支えてきたのは、観光で言えば市町村の観光協会や会員さんなんですね。そこが、いまDMOになって、儲かる場所にしか予算がつかないようなことになっていったら、足元が本当にどうなるのかということになっていって、実際に「イベントに駆り出されるばかり」だとか「地元にお金は落ちない」などの声なども聴いていて、相当お困りだというふうに思います。やはり観光で言えば地元をしっかりと支えること。そして地域で言えば地域の格差は正と内発的な発展。これを支援することが京都府の役割だということをおもいますし、そういう観点から施策の見直しを強く求めて次の質問に移ります。

府営水道と市町村水道の広域化、共同化について

【光永議員】次に府営水道と市町村水道の広域化・共同化について伺います。京都水道グランドデザインでは、広域化について京都府を「推進役としての役割」と書いています。また、京都市は「府とともに府内全域を先導する役割」と述べ、今後「公民連携の推進」を明確に示しています。先日行われた府営水道経営審議会では今後の水需要の予測とともに、「持続可能な府営水道のあり方について(第二次答申)中間案」が示されました。その内容は府営水道を利用されている府南部地域の水道料金の平準化と今後の広域化ということでもあります。

そこで、市町村水道は自己水源のあり方を含め、市町村が住民とともにあり方を検討すべきものだと考えますが、京都府は、とにかく広域化や広域連携ありきですべてしていると考えます。これは自己水を維持してきた市町村の努力を踏みにじるもので、極めて問題と考えます。その点いかがですか。

【知事・答弁】水道事業についてでございます。水道事業は人口減少に伴います水需要の減少や、施設の耐震化や老朽化対策による更新事業の増加、また技術職員の増加など多くの課題を抱える中で、将来にわたり持続可能な事業とすることが必要でございます。こうしたことから国におきましても水道法を改正し、国は水道の基盤を強化するための基本方針を定め、都道府県は水道事業の広域連携の推進をはかることとされます。府内の市町村におきましても、これまでから水道の基盤の強化にむけて様々な努力をされておりますけれども、市町村単独での取り組みは限界があるとして、すでに自らの事業の将来を見据え、亀岡市から南丹市への水道用水供給に関する基本協定が結ばれた例など、広域化をすすめる動きもみられております。また京都府のリーダーシップの下で、こうした他の市町村との広域連携の取り組みを推進するよう市町村からの要望もいただいているところでございます。

今後京都府では昨年策定いたしました「京都水道グランドデザイン」に記載しております通り、圏域ごとに設置いたします協議会におきまして、将来にわたり安心安全な水道を供給するため、市町村が地域の実情に応じ

た基盤強化の方策を選択できるように、支援してまいりたいと考えております。

【光永議員】いま述べられました通りですね、選択を支援していきたいとおっしゃいますが、実際は広域化しかないかのように感じています。広域協議会をつくって今後検討します、となっているわけですね。しかも経営審議会の話ですが、わが党水谷議員から審議会の中で中間答申案を考える際に、「なぜ府営水道の経営審議会なのに、市町村水道に広域化の検討を進めるような文言がはいっているのか?おかしいではないか」と指摘をさせていただきました。その際同じように出席されていたある委員の方からも「私もそう思う」とこういう声も出されています。

まさに広域化ありきという押しつけは止めるべきだし、拙速にこういう論議をすべきではないと指摘しておきたいと思います。

それで具体的にお聞きします。すでに京都府は、府営水道のアセットマネジメント、つまりどうすれば今後施設の持続ができるか、いわば民間に委託できるかどうかの条件があるのかどうかについて、分析業務を民間に発注して、2025年以降に府営水道や市町村の自己水源の内訳を検討すると言われていています。これは経営のあり方も含めてのものですが、しかし広域化を行った静岡県浜松市では、簡易水道等もふくめアセットマネジメントをおこなって、山間部は従来どおり住民で運営させる。簡易水道等については広域化して、その後自己水源を廃止するということ、ドラスティックにおこなわれていました。その後、経営や運営の完全民間委託であるコンセッション方式が導入されようとして、これは市長さんが市民、業界の反対があったので無期限にストップされるということになっています。

私も浜松市に伺いましたが、お聞きしますと、下水道の一部はコンセッションにすでにされておりまして、フランスの水メジャーであるヴェオリア社の子会社が経営権を取得しました。しかし地元業者が排除される状況が生まれてきたりとか、経営状況も何も議会にも市民にも全く示されなくなるということが起こりました。まさに市民より株主最優先、儲け最優先になってしまったわけです。このように、今後、アセットマネジメントによりかりにコンセッション方式が導入されるということになっていくと、水道料金の値上げや自己水源の廃止、地元企業の排除、住民的論議がされないなど、同じことが起こる可能性があるとは私は考えるのですが、そうならないという根拠を現時点で明確にお答えいただきたいと思います。

【知事・答弁】コンセッション方式等についてでございます。先ほども申し上げました、水道事業は水利用の減少、施設の老朽化対策、技術職員の不足など多くの課題を抱えております。コンセッション方式は民間の優れた技術やノウハウを積極的に活用する、公民連携の多様な仕様の中の一つではございますけれども、現在のところ府営水道を含めまして、府内でコンセッション方式の導入を検討している事例はございません。また現在府営水道で取り組んでおりますアセットマネジメントとは、将来の水需要に見合った適正な施設の規模や配置を具体的に示しながら、府営水道と受水市町の施設全体のあり方を議論し、更新投資の適正化をはかるためのものでございます。

今後京都府では、昨年策定いたしました「京都水道グランドデザイン」に記載している通り、圏域ごとに設置する協議会におきまして、将来にわたり安心安全な水道を供給するため、市町村が地域の实情に応じて、他の市町村との連携など基盤強化の方策を選択できるように支援してまいりたいと考えております。

【光永議員】コンセッションについては確かに、現時点で導入しようということはないかもしれませんが。しかしこれ将来どうなるかわからないですね。なおかつ京都府の「グランドデザイン」にも書かれている通り、公民連携とありますけれども、これ仮に公民連携していったら、いろんな形がありますけれども、例えば舞鶴市等北部では広域化をめざし共同化が実施されようとしていますが、これ民営化しようという動きもあるというやに漏れ伝え聞いています。このように民営化されていったら、あるいは公民連携したとしてもですよ。自治体の技術職員もいなくなったり、公的チェックもできなくなるということもおこっているわけです。

千葉県は災害が非常に深刻でしたけれども、東京から給水車を派遣しましたけれども、これ仮に民営化されて

いたらどうなるのかと、不安になるのは当然だと思うんですね。広域化や共同化が一律悪いと私言っているのではないんですけれども、しかし狙われているのは一旦広域化して、次は儲かるところを民営化していこうという大きな流れがある。だから水道法が改正されてきたというのは知事もご存じだと思うんですね。その方向に京都府が乗っかっているのではないかと指摘しているんですが、その点はどうでしょうか。

【知事・答弁】今、光永委員も触れられましたけれども、この水道事業のコンセッションにつきましては、この10月に施行されます改正水道法におきまして、給水の責任は実際残したうえで、厚生労働大臣の許可を受けて実施可能なものとなったわけですが、コンセッションはあくまで公民連携の選択肢の1つでありまして、重要なことは将来にわたり、安心安全な水道水を安定的に供給するために何か必要かということで、各水道事業者が検討したうえで導入の可否について判断されるものでございまして、先ほど申しましたけれども、府営水道含め京都府内ではコンセッション方式の導入を検討している事例はございません。

【光永議員】今ないからと言って将来どうなるかわからないというのが、法改正の主旨なんですよ。ですからそれを後押しするような動きがされているので、私はそれが問題だと考えています。しかも先日、与謝野町議会で水道の窓口業務を舞鶴市や宮津市等と共同発注する予算が債務負担行為で提案されました。なぜ債務負担行為か。つまり単年度だったら儲からないから民間が参入しにくいので、複数年にしなければ民間が参入しないから、こういう債務負担行為で提案するということが説明されていたようです。しかし議員が1人以外がみんな反対して、「これおかしいじゃないか」ということで、この債務負担行為の予算を削除した。いわば否決した。こういう動きもあるわけです。つまり全面反対かどうかは別にして、住民に説明もなく、議会に説明もなく、そしてどんどん民間に3年契約5年契約が結ばれていくことが、果たしていいのかということがいま問われているかと思うんですね。こういう現実があります。また言うまでもありませんが、パリなんかも再公営化したというこういう流れもあります。こうした全体の動きや与謝野町などの動きもありますから、これらについては重要な動きだと思っていて、私は命の水における自治体の公的責任と役割、これどう考えるかということが非常に大事だと思います。この点について知事はどうお考えですか、お答えください。

【知事・答弁】お答えいたします。先ほど申し上げました人口減少社会の中で、市町村は安心安全な水道事業を持続可能なものにするために、非常に苦勞されております。そういう中でどういう方式を選択していくのかということは非常に重要でございまして、我々は府営水道の運営を通じてでございますけれども、市町村のこうした悩み、苦勞につきまして寄りそった形で、よりよい解決ができるように精いっぱい支援してまいりたいと考えております。

【光永議員】実際にはなかなかそうなっていないということを、先ほど縷々述べてきたわけですが、知事がそう答えた以上ですね、拙速な広域化にすすむとか、市町村がそういうことに追い込まれていくということがないように、ぜひしていただきたいと思います。いずれにしても公的管理というのは、命の水を守る自治体の大きな役割ですから、府が率先して民営化へ差し出していくという流れを止めるように強く求めて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

新総合計画に関する特別委員会総括質疑の発言項目

9月25日(水曜日)

会派	氏名	要旨
自民	秋田公司	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新総合計画の全体像について 2. 京都産業の未来像について 3. 京都府庁の人材育成について 4. その他
自民	四方源太郎	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林水産業の担い手確保対策とブランド戦略について 2. JR山陰本線の複線化について 3. 京都舞鶴港でのLNG基地と広域ガスパイプラインの整備及び北部振興について 4. 府の組織、人事、職員配置のあり方について 5. その他
自民	園崎弘道	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て支援と健康長寿、スポーツの裾野拡大の取組について 2. 行政サービスを支える府の公共施設の状況について 3. 地域振興計画について 4. その他
府民	酒井常雄	<ol style="list-style-type: none"> 1. 将来構想について 2. 基本計画について 3. 基本計画と行財政改革プランの関係について 4. 水道事業の安定的・継続的な事業運営について 5. 「明日の京都」にはない、新総合計画の取組に込めた思いについて 6. その他
公明	諸岡美津	<ol style="list-style-type: none"> 1. 予防保全型の災害対策について 2. 子育て環境日本一の取組について <ol style="list-style-type: none"> (1)府民への啓発、協働の推進について (2)男性の子育て支援について 3. その他

府政報告 No.2128	日本共産党京都府会議員団	発行2019.11.13
	TEL075-414-5566 FAX075-431-2916 Eメール giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp	

京都府議会 2019年9月定例会

光 永 敦 彦 議員の議案討論	1
原 田 完 議員の意見書討論	7

●10月2日に行われた9月定例会閉会本会議で、日本共産党の光永敦彦議員、原田 完議員が行なった討論を紹介します。

議案討論

光永 敦彦議員
(京都市左京区)
2019年10月2日

日本共産党の光永敦彦です。

ただいま議題となっております議案21件のうち、第2号議案「令和元年度京都府収益事業特別会計補正予算(第1号)」、第3号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件」、第5号議案「京都府統計調査条例一部改正の件」、第13号議案「財産取得の件」、第15号議案「指定管理者指定の件」、第16号議案「京都府総合計画」将来構想を定める件、第17号議案「京都府総合計画」基本計画を定める件、第18号議案「京都府総合計画」地域振興計画を定める件、第19号議案「京都府森林利用保全指針を定める件」、の議案9件に反対し、他の議案に賛成の立場から討論を行います。

まず、第16号、17号及び18号議案の三件についてです。

これら「京都府総合計画」案は、京都府の目指す方向性について、概ね2040年を展望して、将来構想を描きつつ、当面4年間の対応方向や具体方策を示す内容となっています。

現在、暮らしや地方自治をめぐる大きな変化の局面にあります。少子化・高齢化が進行し、また貧困と格差の広がりや固定化がいつそう進行しています。さらに災害が頻発し、佐賀県や千葉県など被災された皆さんが大変ご苦労されているさなかに、昨日から消費税が10%に増税をされました。これでは、地域経済にも中小零細事業者や暮らしにあえぐ多くの府民に大打撃を与えることになってしまいます。

こうした時、暮らしの実態を把握し、寄り添い、改善を図る、まさに福祉の増進をめざす自治体本来の役割を本格的に発揮することこそ求められています。ところが政府は、昨年発表した「自治体戦略2040 構想研究会」第一次・第二次提言にもとづき、今後の自治体のあり方を、行政サービスの提供者から官民連携や公務の民間開放の本格的推進をはかるためのプラットフォームとすることや、基礎自治体をフルスペックでなく圏域で運営し、また小規模自治体は府県が補完する、など団体自治も住民自治も壊し、自治体業務の産業化を本格的に推進するような方向が示されていることは極めて重大であります。

このため、概ね2040年頃を展望する総合計画が、国との関係でも、住民の福祉の増進という自治体本来の役割からも、どういった方向をめざすのかが問われています。

その点で、本議案三件には、重大な問題を孕んでいると考えます。

その第一は、基本計画や地域振興計画に現状分析や課題は列挙されているものの、これまでの総合計画である「明日の京都」以降の総括や、課題と指摘されている原因についての分析は、何も述べられていないことであります。このため当面の施策が、どうしても対処療法にならざるを得なくなります。また2040年を節に、バックキ

キャストイングで当面の施策を打ち出すという手法も含め、国の方向を踏襲したものとなっていることです。

第二に、「子育て環境日本一」を掲げるものの、少子化の原因への解決と対応に取り組むことになっていないことです。

深刻な少子化の大きな原因の一つに、実質賃金が下がり、非正規雇用が全国ワースト二位となるなど、働きにくく、普通の暮らしがしにくい実態、すなわち貧困と格差の問題があります。ところが、子どもの貧困実態調査も行わず、また「子育て環境日本一推進戦略」でも、「総合計画」の子育て分野には、ブラック企業対策や賃上げ対策などへの取り組みや施策はありません。私は総括質疑でそのことを質しましたが、「子育てに要する費用負担の軽減や正規雇用に向けた取り組みが必要」と知事は述べられたものの、施策はワークルールを知らせる出前セミナーの開催や生産性の向上、また子どもの医療費無料化の少しの改善等にとどまっています。

第三に、「観光総合戦略」を大きな府政の柱と位置付けているものの、観光を入口に地域づくりを考えることとし、さらに文化庁移転を契機として文化を観光や地域振興に利活用する姿勢を如実に示していることであります。

現在、京都市内では元立誠小学校や元植柳小学校などホテルに差し出し、自治体が住民の貴重な財産を観光による儲けの道具にしようとしています。また本府は地方創生関係の交付金を多用し、イベントを中心とした施策を推進してきた結果、商工会や職員さんから「イベントに駆り出されるばかり」「地元にお金がおちない」などの声が出され、また観光DMOを作ったことで、市町村観光協会の体制が弱められ、儲かるどころしか、施策が実行できなくなろうとするなど、これまでの地域づくりの努力を壊すことになりかねません。自律した持続可能な地域づくりにむけ、実態に応じた格差是正と内発的な発展を基礎とする方向こそ必要です。

第四に、99%以上を占める京都の中小企業支援への本格的な取り組みが求められているにもかかわらず、AI・IoTをはじめとした成長産業化やスタートアップ支援などが中心で、また関西学術研究都市もイノベーションが軸となっているなど、京都経済を支える圧倒的多数の中小零細企業や伝統地場産業も含め、広い裾野を支えることによる経済循環の産業政策が極めて不十分なことです。さらに農林水産業では、六次産業化など一部の支援策や誘導策が柱となっており、食糧安全保障と貧困撲滅のために定めた国連の「家族農業の10年」の流れに反し、京都の農業の実態にも合わないものとなっています。

第五に、官民連携と広域連携を本格的に推進しようとしていることです。北部連携都市構想など広域連携をすすめるとともに、府営水道の広域化や市町村水道も含む広域化・共同化が、本府がトップダウンで推進し、その結果、住民の命の水を守る公的責任を後退させ、今後、コンセッションなど民営化に道を開き、水道を儲けの道具にしようとしています。知事総括質疑では、与謝野町議会が宮津市・舞鶴市と水道の窓口業務を民間に共同発注する予算が否定されたことを紹介しましたが、この事実を本府は重く受け止めるべきであります。また府民スポーツの振興をはかるべき京都スタジアムに、コンセッション方式を導入しようとしたものの、それが失敗し、今度は大河ドラマ館やeスポーツ施設等の整備を通じ、民間運営会社に異例の10年という長期契約で指定管理者指定を行い、さらに京都市内の府営住宅約4000戸すべてを民間一社に指定管理者指定しようとするなど、自治体業務の産業化をしゃにむに推進していることは重大です。

第六に、すでに破たんした開発型行政を本格的に進めようとしていることです。本議会にも、公共事業の繰り越し明許費が提案されたように、相次ぐ災害に加え、土木事務所の職員体制等が弱くなり、また地元業者減少などにより、地元に必要な公共工事や防災対策がなかなか進んでいません。一方、北陸新幹線は、豊かな自然や地下水等に深刻な影響を与えるため、いまだルートの説明もできず、そのためいったいいくら府民負担が必要なのか、などについても全くわからないにもかかわらず、建設ありきで進められようとしていることは大問題です。また北部には、政府が推進する日本海国土軸の形成として山陰近畿自動車道の整備や南部では、新たな国土軸の形成として、新名神高速道路の全線開通の促進と一体に、アウトレットモールの誘致をはじめ、大幅な開発型施策を

次々と進めようとするなど、人口減少時代などと危機感を煽る一方、その打開策として新たな投資をしようとしていることは重大であります。

よって総合計画にかかる三議案は反対です。

次に、第2号議案「令和元年度京都市収益事業特別会計補正予算（第1号）」についてです。

そもそも、政府は「公共サービスの産業化」として包括民間委託を推進し、企業の新たな儲けに公務の仕事を提供してきました。その結果、全国の自治体で、臨時・非常勤職員が担ってきた自治体業務を民間企業等に包括的に委託し、当該業務の臨時・非常勤職員を解雇、雇い止めする動きが広がっています。

本議案は、向日町競輪場で包括民間委託を行い、民間ノウハウの活用や事務の一括委託により経費削減を図り、委託料を売り上げ連動制として、受託事業者に売り上げ向上のインセンティブを付与するとしています。これは公の施設を提供し、民間委託業者の新たな儲けを保障するもので反対です。

一方、地域住民の利用が増えている向日町会館について、耐震改修など老朽化対策や女子トイレの増設要望、終了時間の延長などの要望に、人員確保等の問題や財政が厳しいと応えない事態となっていることは問題です。

次に、第3号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件」についてです。

条例改正により、一年任用の「会計年度任用職員」という新たな仕組みを導入するものですが、そもそも国の法改正は、「公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心」とするという原則から逸脱したもので、しかも会計年度任用職員制度の導入により、非正規雇用を合法化し、会計年度ごとの任用と雇い止めを自治体の判断で可能としており、合法的な形をとった人員の調整弁となりかねません。実際、低い賃金と不安定な雇用のもとで本府行政を支えていただいている一人ひとりの非常勤職員の生活と将来設計に重大な影響を与える可能性があり反対です。

なお、非常勤職員への手当支給などは、同一労働同一賃金の観点から当然行われるべきものであり、国へ強力に財政確保を求めるとともに、職員組合との交渉の中で誠実に検討・具体化され、臨時・非常勤職員のみさんの待遇改善となるよう求めるものです。

次に第5号議案「京都市統計条例一部改正の件」についてです。これは国の統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律に基づくものですが、その狙いは、財界がかねてから求めていた行政の保有する統計データ、しかも個人情報についての調査票データを、民間活用に提供していく改正となっており、反対です。

次に、第13号議案「財産取得の件」及び第15号議案「指定管理者指定の件」についてです。これは、今年12月にオープンする予定の京都市立京都スタジアムの指定管理者に株式会社ビバ&サンガを選定する等のものです。

もともと、洪水常襲地で、天然記念物アユモドキの生息地にスタジアムを建設することへの大きな批判に加え、企業の利益を保障するため、「スタジアムを核とした賑わいづくり」として、様々な賑わい施設を設けた上に、指定管理者制度により異例の10年という長期にわたり民間委託することは、公的なスポーツ施設のあり方に反するもので、反対です。

次に、第19号議案「京都市森林利用保全指針を定める件」についてです。今年4月から施行された森林経営管理法は、伐採、搬出を行う業者を森林経営の担い手として位置付けることで、短期的な利益を追求することとなり、また市町村には山林所有者や企業の選別、経営管理権集積計画の作成、もうからない森林の管理など、専門家がいないにもかかわらず、困難な仕事が押し付けられています。これらは、森林危機の抜本的打開どころか、さらに山林を深刻な事態に招くもので、森林管理システムを活用した京都市森林利用保全指針を定めることには反対です。

なお、第一号議案「令和元年度京都市一般会計補正予算（第3号）」は賛成するものですが、数点指摘しておきます。議案中、京都スタジアム管理費の指定管理料と債務負担行為は、10年という長期にわたる異例の民間委託

とし、公の施設を、様々な施策を講じて民間企業の備けを長期に保証しようとするもので問題です。

また保育所等副食費支援事業については、第三子以降の保育料無償化事業の対象世帯について、今回新たに実費徴収される副食費を支援するものですが、対象は1600人とわずかであり、さらなる拡充を求めています。

また、繰り越し明許費についてですが、河川改良費や災害復旧費など、急がれる事業が計画的に執行できず、毎年12月に繰り越してきたものを今回9月に前倒し整備するものですが、計画的な事業執行ができる体制と予算措置こそ必要であることを指摘しておきます。

最後に、一言申し上げます。

関西電力高浜原発がある福井県高浜町の元助役から関西電力経営陣らに少なくとも2011年からの7年間で約3億2千万円相当の金品が提供されていたことが明らかとなりました。元助役には、原発関連工事を請け負う同町内の建設会社から資金が提供されており、府民が払った電気料金を原資とする「原発マネー」が関西電力に還流していた疑惑が濃厚です。まさに経団連・電力会社・政府が一体で進めてきた原発利益共同体の「利権の闇」の徹底解明を求めるとともに、原発再稼働の推進などをもってのほかで、速やかな原発ゼロへの決断こそ必要です。そのことを強く求めて討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況				
				共産	自民	府民	公明	維新
第2号	令和元年度京都府収益事業特別会計補正予算(第1号)	10月2日	原案可決	×	○	○	○	○
第3号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定	10月2日	原案可決	×	○	○	○	○
第5号	京都府統計調査条例一部改正の件	10月2日	原案可決	×	○	○	○	○
第13号	財産取得の件(芝生保護材)	10月2日	原案可決	×	○	○	○	○
第15号	指定管理者指定の件	10月2日	原案可決	×	○	○	○	○
第16号	「京都府総合計画」将来構想を定める件	10月2日	原案可決	×	○	○	○	○
第17号	「京都府総合計画」基本計画を定める件	10月2日	原案可決	×	○	○	○	○
第18号	「京都府総合計画」地域振興計画を定める件	10月2日	原案可決	×	○	○	○	○
第19号	京都府森林利用保全指針を定める件	10月2日	原案可決	×	○	○	○	○
第20号	平成30年度京都府一般会計及び特別会計歳入歳出決算を認定に付する件	11月6日	原案可決	×	○	○	○	○
第22号	平成30年度京都府水道事業会計決算を認定に付する件	11月6日	原案可決	×	○	○	○	○

意見書・決議案討論

原田 完議員 (京都市中京区)

2019年10月2日

日本共産党の原田完です。ただいま議題となっている意見書案 11 件、決議案 1 件すべてに、賛成する立場から討論を行います。

まず、同僚議員に賛同を求めるわが会派提案の意見書決議案についてです。

最初に「消費税増税に関する意見書」案です。今議会には、「京都府議会として消費税 10%増税に反対を表明すること」を求めた請願が、同業組合等幅広い団体・個人から 1147 件も提出されました。

この 31 年間で消費税収は 397 兆円ですが、ほぼ同時期に法人 3 税の税収は 298 兆円減り、所得税・住民税の税収も 275 兆円減りました。こうなった原因は、何よりも、大企業と富裕層への減税・優遇税制が税収を大きく減らしたことにあります。さらに消費税がもたらした不況と経済低迷が税収を減らしました。「弱者から吸い上げ大企業や富裕層を潤す」、これこそが消費税の正体であることが明らかです。逆進性はどんなに小手先の策を弄しても是正することはできません。生計費非課税の原則に真っ向から反し、憲法 25 条の生存権を脅かす悪税が消費税です。

しかも、「京都の経済は緩やかに回復基調」と言われますが、現実とは違います。中小企業団体中央会の同業組合の企業数は、最高時と現勢を見ると、京都を代表する西陣織工業組合で 5 分の 1、京友禅では 6 分の 1、街の魚屋さんは 12 分の 1、街のお米屋さんでは 17 分の 1 となっており、大幅な組織減少の実態が今の景気動向を如実に表しています。

日本経済は 90 年代以降低迷を続け成長しない国となってしまいました。この間の諸外国の GDP は米国 227%をはじめ、英国、フランスの 160~180%などの伸びに示しているのに対して、日本は 110%と 20 年間ほとんど成長しない長期の低迷に陥っています。

ある商工団体の役員さんは、「会員の廃業が止まらない。消費税 10%増税を機に、廃業される」と悲痛な声を寄せられています。

2014 年の 8%増税の結果、5 年半が経過しても家計消費は回復せず、この間家計消費は 20 万円以上落ち込み、実質賃金も 15 万円も落ち込み増税が重大な経済失政でした。

また、この夏、千葉県や佐賀県など全国で災害が多発し甚大な被害が発生しました。「こんな時に増税などもつてのほか。災害被害支援に力を尽くせ」の国民の声が広がっています。日本共産党は消費税 5%に減税し増税を元に戻すことを提案しています。政府は、消費税 10%を直ちに撤回し、税率を引き下げるべきです。

次に、「中小企業支援と一体になった最低賃金の引き上げを求める意見書案」についてです。

10 月から本府の最低賃金が 27 円引き上げられ、時給 909 円となりましたが、それでも週 40 時間労働で年収は 189 万円にしかならず、依然として安定した生活を保障する賃金となっていません。最低賃金を時給 1000 円以上に、そして 1500 円以上を目指す必要があります。

さらに、大企業が溜め込んでいる過去最高の 463 兆円もの内部留保を、賃上げに結びつけていくことが求められている一方で、中小企業は厳しい経営実態にあります。国内景気は内需が冷え切っているうえに、消費税増税まで強行されて、多くの事業主が「経営改善できる展望が見えない」「賃金を引き上げたいが、上げたくても上げられない」との悲鳴の声をあげていることから、社会保障費の事業主負担分の支援など、中小企業への直接的、抜本的支援の強化を求めるものです。

次に、「日米貿易交渉の合意に関する意見書案」についてです。

8 月 25 日の首脳会談で、安倍首相はトランプ米大統領と首脳会談を行い、農産物や工業品などについての貿易協定に最終合意し、共同声明に署名しました。日本が牛・豚肉や穀物など農産物市場を「環太平洋連携協定 (TPP) 水準」まで開放することは、日本の農畜産業にとって死活にかかわる合意です。日本がアメリカに約 70

億ドル（7500 億円）の農産物市場の開放を約束する一方、アメリカは産業機械などの関税を削減・撤廃するものの、日本が求めてきた自動車や同部品の関税撤廃に応じません。日本の一方的な譲歩が鮮明です。農民運動全国連合会は、農水省はカロリー自給率が 37%と史上最低となったことを指摘したうえで、「日米貿易交渉の「大枠合意」は自給率の低下に拍車をかけることになる」と抗議談話を発表されています。日本の農業を守り、経済主権を守る上でも日米貿易交渉の合意を撤回し日米 F T A 交渉の中止を求める意見書に賛同を求めるものです。

次に、難病法における指定難病助成制度の改善を求める意見書案についてです。

これは、京都保険医協会や NPO 法人京都難病連より本議会に提出された陳情の内容を反映させたものです。陳情では、「重症度分類」によって少なくない患者が医療費助成の対象から外れる事態が発生したことが指摘されています。2017 年 12 月 31 日に経過措置が終了した際、全国 39 自治体で約 5 万 6000 人、京都だけで 4000 人以上が助成停止となりました。助成から外れた患者は、半年間の通院回数が 5.3 回から 3.6 回へ低下していることが、厚生労働省の研究班による調査で明らかになっています。受診抑制や治療中断による重症化はもとより、未申請が増えることによる軽症患者のデータ不足など、治療法確立に向けた調査研究への影響も懸念されています。

陳情には、「症状の波が大きいことが考慮されていない」「服薬して症状の安定化を図っているにもかかわらず、その状態で重症度を判定される」「痛みや感覚障害があるのに、運動機能障害だけで重症度が判定される」など、難病患者の切実な声が紹介されています。こうした声に応えるのは、政治の責任ではないでしょうか。

難病法の施行から 4 年が経過し、5 年以内とされていた「規定の見直し」に向けた検討も始まっています。すべての難病患者を医療費助成の対象にするなど、難病に苦しむ患者さんが安心して治療に専念できるよう、制度の改善を求めるものです。

次に「パリ協定」の本格的実施に向けた政府の取り組みに関する意見書案についてです。「気候変動サミット」で目標の上積みや対策強化の表明が相次いだことは、若者をはじめとする国際世論の反映です。

一方、パリ協定から離脱表明している米国のトランプ大統領が 10 分程度会場に顔を出しただけで発言もないなど、地球的課題に背を向ける姿勢も浮き彫りになりました。日本政府の姿勢も深刻です。安倍首相はサミットに参加せず、小泉進次郎環境相が出席しました。6 月に大阪で開かれた 20 カ国・地域首脳会議(G 20)を機に、気候変動問題などで「力強いリーダーシップを発揮する」(安倍首相)と大見えを切ったのとかげ離れたものです。日本に発言機会が与えられなかったのは、温室効果ガス削減目標の上積みに応じなかったためと指摘されています。

日本政府が、踏み込んだ具体的な対策を示さず、16 歳の少女グレタさんが批判したように、「中身の無い言葉」だけでは、世界からも次の世代からも見放されることにしかありません。政府の抜本的な取り組みの転換を求めるものです。

次に、「義務教育と幼児教育・保育における給食費の無償化を求める意見書案」及び「幼児教育・保育無償化に伴い、副食食材費の無償化を求める決議案」についてです。

義務教育は本来、無償とされています。学校給食費の無償化は、家計を応援するとともに、貧困から子どもを守り健康の増進を図るために差し迫った課題です。平成 30 年度の文部科学省調査では、「給食費保護者負担の軽減を求める保護者は 7 割」と報告されています。

また、10 月 1 日からの保育・幼児教育の「無償化」にともなう給食の副食費が実費徴収とされる問題については、保護者や保育関係者から不満と悲鳴が上がるなか、自治体が独自に保護者負担を軽減する動きが広がっています。秋田県では、「経済的支援が一番求められている時」と県の支援制度が後押しをし、半数以上の市町村が無償化を実現しています。

府内では、南山城村、井手町、宇治田原町などで副食費を無償化される方向です。本府が「子育て環境日本一」を掲げるなら、本府として、さらに補助対象を拡充し、保護者の負担軽減と無償化への本府の役割を発揮してい

ただくよう求めます。

次に、大学入学共通テストにおける民間英語検定試験利用の中止と抜本的見直しを求める意見書案についてです。

この問題では、受験生と保護者など関係者から、深刻な懸念と不安の声が上がっています。9月27日には、国会内の集会で「母子家庭で生活が苦しい」という男子高校生が発言し、教材購入や受験料などへの経済的不安を訴えました。全国高等学校長協会のアンケートでも、校長の8割が「おおいに不安がある」とし、7割近くが「延期すべき」と回答しています。公平性への懸念などから合否判定には使わないと決めている大学も多数あります。このまま実施を強行すれば、日本の教育に大きな禍根を残すこととなります。その最大の被害者は受験生です。民間英語検定試験の利用は中止し、高校生とその保護者、教育現場や専門家の意見をふまえて制度を見直すよう求めるものです。

次に、日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書案についてです。

沖縄県名護市で2016年12月に発生したオスプレイ墜落事故で、中城（なかぐすく）海上保安部は先月、氏名不詳のまま、容疑者の機長を書類送検しました。米軍機事故の捜査を日米地位協定が阻む現状に、あらためて怒りが広がっています。京都でも、京丹後市経ヶ岬のXバンドレーダー基地に関わって、ドクターヘリの運航のためのレーダー停波に応じないなどの住民の安心・安全を脅かす、約束違反が繰り返されていますが、その背景に、主権国家とは到底いえない異常な日米地位協定の問題があることは明らかです。住民のいのちと安全、平穏な暮らしを守るために、日米地位協定の抜本的な見直しを求めるものです。

なお、自民党提案の私学助成の充実強化等に関する意見書案ですが賛成するものですが、ソサイティー5.0やICTの整備充実をことさら求められています。何よりも求められる課題は教育環境の充実であり、同時に保護者の負担軽減は緊急の課題であり、そのことを指摘しておきます。

以上、わが会派提案の意見書・決議案への賛同をお願いし、討論を終わります。

意見 番号	件名	提案 会派	議決 月日	議決 結果	賛否の状況				
					共 産	自 民	府 民	公 明	維 新
第1号	高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書	三会派	10月2日	原案 可決	○	○	○	○	○
第2号	私学助成の充実強化等に関する意見書	三会派	10月2日	原案 可決	○	○	○	○	○
第3号	「パリ協定」の本格的実施に向けた政府の取組に関する意見書	共産党	10月2日	否決	○	×	×	×	×
第4号	総合的な地球温暖化対策の取組を求める意見書	三会派	10月2日	原案 可決	○	○	○	○	○
第5号	消費税増税に関する意見書	共産党	10月2日	否決	○	×	×	×	×
第6号	日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書	共産党	10月2日	否決	○	×	×	×	×
第7号	難病法における指定難病助成制度の改善を求める意見書	共産党	10月2日	否決	○	×	×	×	×
第8号	義務教育と幼児教育・保育における給食費の無償化を求める意見書	共産党	10月2日	否決	○	×	×	×	×
第9号	大学入学共通テストにおける民間英語検定試験利用の中止と抜本的見直しを求める意見書	共産党	10月2日	否決	○	×	×	×	×
第10号	中小企業支援と一体になった最低賃金の引上げを求める意見書	共産党	10月2日	否決	○	×	×	×	×
第11号	日米貿易交渉の合意に関する意見書	共産党	10月2日	否決	○	×	×	×	×
決議 第1号	幼児教育・保育「無償化」に伴い、副食食材費の無償化を求める決議	共産党	10月2日	否決	○	×	×	×	×

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、アクセルとブレーキ、いわゆるペダルの踏み違いによる交通事故が頻発している。

警察庁は、昨年末時点で約564万人いる75歳以上の運転免許証保有者が、2022年には100万人増え、663万人に達すると推計している。

こうした状況を踏まえ、国は2017年施行の改正道路交通法で、75歳以上の運転免許証保有者は、違反時や運転免許証更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取組は待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、いまだ「生活の足」として自動車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に運転免許証を返納した場合などの地域における移動手段の確保の取組も重要な課題である。

については、国におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を図るため、次の事項について早急に取り組むことを強く求める。

- 1 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」(サポカーS)や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層進めるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
- 2 高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」(サポカーS)に限定した運転免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。
- 3 運転免許証を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド(予約)型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」の更なる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、運転免許証の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
経済産業大臣	菅 原 一 秀 殿
国土交通大臣	赤 羽 一 嘉 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
国家公安委員会委員長	武 田 良 太 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

私学助成の充実強化等に関する意見書

京都府の私立高等学校は、各校の建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開するなど、本府の公教育の発展に大きく寄与している。

現在、我が国では、少子高齢化が進行し、人口が急速に減少する中で、Society5.0時代の到来を見据え、新しい時代に向けた人材育成が求められている。

公教育の一翼を担う私立学校が、国の進める教育改革に的確に対応し、我が国の将来を担う子どもたちに、時代の変化に対応できる知識や能力を身に付けさせるためには「新たな教育」に対応した環境を整備する必要があるが、このための膨大な経費を全て各私立学校が負担するには自ずと限界がある。

私立学校が今後とも我が国の学校教育の先駆的实践と健全な発展に寄与し、将来を担う優れた人材を育成するためには、脆弱な財政基盤の安定が必要不可欠である。

また、学校教育におけるICT環境の整備充実及び学校施設の耐震化と付帯設備の長寿命化に対しては、公教育を担う学校の共通基盤を整備促進する観点から、国の責務として更なる支援が必要である。

については、国におかれては、公教育の重要な一翼を担う私立学校教育の現状と重要性を認識され、現行の私立高等学校の経常費等に対する国庫補助の拡充強化を行うとともに、公教育の新たな基盤となるICT環境の整備充実や、学校施設の耐震化及び付帯設備の長寿命化等に対する補助制度の拡充強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
文部科学大臣	萩生田 光 一 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

「パリ協定」の本格的実施に向けた政府の取組に関する意見書

本年9月23日から国連で「気候行動サミット」が開催され、冒頭で温暖化対策を求める若者たちの行動「未来のための金曜日」を世界に広げたスウェーデンの環境活動家、グレタ・トゥーンベリさんが各国首脳を前に演説し、また77カ国が2050年までに温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」にすることを表明するなど、地球温暖化対策を加速化させる切迫感と、そのための機運が高まっていることが示された。

2015年「国連気候変動枠組条約締約国会議」で合意された温暖化防止の世界的枠組みである「パリ協定」は、産業革命前からの気温上昇を2度未満、できれば1.5度に抑える目標を掲げ、その実現に向け2020年に本格始動する。パリ協定では、途上国を含む全ての参加国に、排出削減の努力を求める枠組みで、また各国に自主的な取組を促すアプローチが採用されるなど、極めて重要なものである。

ところが、政府は本年6月に閣議決定した温暖化対策の「長期計画」で、「実質排出ゼロ」の時期を「今世紀後半のできるだけ早期」とし、2030年の削減目標は13年比わずか26%で、主要国では最低レベルとなっている。さらに50年までに温室効果ガスを80%削減するという2016年に決めた目標も変えないままとなっている。

その上、昨年7月に決定した「エネルギー基本計画」では、石炭火力の電源構成の割合を30年度も26%を維持することとし、さらに温室効果ガスの排出が突出して多い「石炭火力発電」の日本国内での新增設を認め、海外での新設計画に資金援助をしていることなど、世界から大きな批判を受けている。

ついては、国におかれては、エネルギー基本計画を撤回し、パリ協定の水準による「長期計画」の抜本的な見直しを行うとともに、石炭火力発電の新增設など中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
環境大臣	小 泉 進次郎 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議員 田 中 英 夫

総合的な地球温暖化対策の取組を求める意見書

気象庁が本年7月に発表した「気候変動監視レポート2018」によると、最近の極端な気象・気候現象の長期的な増加傾向には、地球温暖化の影響があると考えられ、昨年8月に開催した「異常気象分析検討会」においても、昨年夏の顕著な高温及び豪雨の背景に地球温暖化の影響があったという見解を公表した。

このように、地球温暖化が進んでいることはもはや疑う余地がなく、その影響で私たちは、かつて経験したことのない気候変動に直面しており、本府においても豪雨災害や猛暑による熱中症のリスクの増大等がますます懸念されている。

地球温暖化に対処し、社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの排出を抑制し、省エネや脱炭素社会に向けた取組を加速させることをあらためて国民的な議論の中で共通認識として持つことが求められる。

2015年12月に国連で採択されたパリ協定や昨年末のCOP24、そして、先日の国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による、温暖化が海面上昇に与える影響が発表されるなど、温暖化への危機感が世界的にこれまでにないほど高まっている。ついては、国におかれては、この危機的な状況に際し、現在の世界的な動きと意思を共有し、地球温暖化対策の更なる強化の推進を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月 日

衆議院議長	大島理森 殿
参議院議長	山東昭子 殿
内閣総理大臣	安倍晋三 殿
経済産業大臣	菅原一秀 殿
環境大臣	小泉進次郎 殿
内閣官房長官	菅義偉 殿

京都府議会議長 田中英夫

消費税増税に関する意見書

国民多数の反対の声を押し切り、野党が求めた国会審議も行わず、消費税10%増税が強行されたことは重大である。今回の増税前の目立った特徴の一つは、「駆け込み需要」が低調だったことである。その背景には、勤労者の所得が下がり、購買力が弱まり、消費が低迷していることがある。経済産業省の商業動態統計で、本年7月分の小売業販売額は前月に比べ2.3%減で、前年同月と比べると、昨年12月以来8カ月連続のマイナスである。勤労者の所得の低迷も深刻で、厚生労働省の毎月勤労統計調査では、事業所規模5人以上の企業の勤労者の7月の実質賃金は、前年に比べ0.9%低下し、7カ月連続のマイナスである。こうした状況の下で消費税増税を強行すれば、国民の暮らしも、中小業者の営業も、取り返しのつかない深刻な事態になることは、火を見るより明らかである。

政府は、消費税増税は、社会保障や教育の財源だというのが、1989年の消費税導入以来、消費税の税収は累計で372兆円だが、一方で、法人税の減税額は累計で291兆円にもなる。つまり、消費税収入の8割近くが、法人税減税の穴埋めに消えたことになる。また、防衛省は、来年度の概算要求で、トランプ大統領いいなりの武器の爆買いなど、過去最大の5兆3,223億円の軍事費を計上したが、この額は、2019年度予算の消費税収入19兆3,920億円の27.4%にもなる。消費税収入が、社会保障や教育にはほとんど使われていないことは明らかである。税金の集め方、使い方を抜本的に見直せば、消費税に頼らずに、社会保障や教育を充実させることは可能である。

ついては、国におかれては、消費税10%増税を直ちに撤回し、税率を引き下げよう、求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
経済産業大臣	菅 原 一 秀 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣	西 村 康 稔 殿

(経済財政政策)

京都府議会議長 田 中 英 夫

意見書案第6号

日米地位協定の抜本の見直しを求める意見書

全国各地で米軍基地による被害が深刻になっている。京都の米軍レーダー基地は拡大強化が行われ、住民の安心・安全を脅かす、米軍の約束違反も相次いでいる。沖縄に配備された米海兵隊のMV22オスプレイは、繰り返し本土に飛来し、傍若無人な飛行・訓練を続けている。米空軍のCV22オスプレイが横田基地に配備され、超低空飛行を含む訓練を各地で実施している。岩国基地には、米海兵隊のF35B戦闘機が米国外で初めて配備され、空母艦載機が移駐され、東アジア最大の航空基地に変貌した。爆音被害だけでなく、墜落事故など重大事故が相次いでいる。これらの問題を解決するためにも、全国知事会も求めている、日米地位協定の抜本的な見直しが必要である。

この間、沖縄県が欧州を調査し、その結果をまとめた他国地位協定調査報告書によって、米軍に国内法が適用されない、米軍基地への立入権がない、訓練・演習の規制ができない、航空機事故の際の捜索権を行使しないなどの日本の実態は、欧州諸国にはないことが明らかになった。横田空域や岩国空域などのような外国軍が管理する広大な空域も、欧州諸国には存在しない。このような日米地位協定が、1960年の締結以来一度も改正されていないのは、主権国家とは到底いえない異常なことである。

ついては、国におかれては、日米地位協定の抜本的な見直しを、アメリカ政府に申し入れるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
法務大臣	河 井 克 行 殿
外務大臣	茂 木 敏 充 殿
経済産業大臣	菅 原 一 秀 殿
防衛大臣	河 野 太 郎 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

意見書案第7号

難病法における指定難病助成制度の改善を求める意見書

2014年5月に難病法が成立し、医療費助成の対象疾患は拡大されたが、一方で軽症者は原則助成対象から外され、経過措置終了後、不認定となる患者が全国で続出し、不認定8.6万人、未申請6.1万人もの数に上る。受診抑制や治療の中断による重症化の危険性など、患者の不安はたいへん大きいものとなっている。

また、不認定によって患者が制度の枠外に置かれ、行政による患者の実態把握が困難となり、症状の悪化や急変時の対応の遅れが懸念される。さらに病状の進行が患者の社会参加を妨げる要因となるなど、日常生活を送る上で深刻な事態となっている。

支給認定の際に毎年必要となる臨床個人調査票の作成については患者個人の費用負担であり、書類作成に当たっては患者・医療機関双方の多大な事務負担となっている。

については、国におかれては、難病患者の安定的な治療継続及び社会参加の促進のため、難病法による重症度分類の選別を改め、希少難病を指定難病に加えるとともに、全ての難病患者に医療費助成を行い、次の事項について実行するよう求める。

- 1 全ての難病を難病法における指定難病の対象とすること。
- 2 指定難病患者の重症度分類基準による選別をやめること。
- 3 支給認定に必要な臨床個人調査の作成費用を公費負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

義務教育と幼児教育・保育における給食費の無償化を求める意見書

憲法26条で義務教育は無償とされているものの、いまだに多くの保護者負担が存在していることは問題である。特に学校給食費の負担は重く、食育としても位置付けられている中、本来無償にすべきである。

全国的にも76の自治体、京都府では5つの自治体で給食費を既に無償にしている。

この背景には、学校給食の持つ教育的効果に加え、子どもの貧困問題もある。栄養バランスのとれた温かくおいしい給食を、家庭の経済状況にかかわらず子どもに提供することは、子どもの健やかな成長のためにも非常に重要であり、無償化は喫緊の課題である。

2017年に行った文部科学省の調査でも、保護者の経済的負担の軽減にとどまらず、残食を減らす意識の向上や、親子が食育について話し合う機会の増加、給食費が未納・滞納であることに対する心理的負担の解消など、給食費の無償化の成果が明らかになっている。

また、本年10月から実施された幼児教育・保育「無償化」において、給食費が無償化の対象外とされ、新たに副食食材費が原則保護者負担とされ、年収360万円以上の世帯から徴収されることとなっているが、そのことによって現在よりも負担が増える世帯が出てくることは大きな問題である。

給食は保育・幼児教育の一環であり、食べる意欲を育み、子どもたちの安全で豊かな食を保障するもので、国と自治体の責務でもある。

については、国におかれては、義務教育の学校給食無償化の実現とともに、幼児教育・保育でも給食費を無償化するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月 日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	高市早苗	殿
文部科学大臣	萩生田光一	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿

京都府議会議長 田中英夫

意見書案第9号

大学入学共通テストにおける民間英語検定試験利用の中止と
抜本的見直しを求める意見書

2021年度入試から、大学入試センター試験に代わる大学入学共通テストが実施される。その中で、英検、GTEC、TOEFLなど6つの民間事業者が行う資格・検定試験のいずれかを2回受験し、その成績を各大学に提供する仕組みが新たに導入されることとなっている。

民間試験は、ビジネス英語のためのものから留学のためのものまで目的が違い、さまざまであり、難易度も異なる。また、問題作成から試験実施、採点まで事業者に委ねるため、採点の質保証や情報漏えいも危惧されている。しかも、1回の受験料が安いもので5,800円、高いものは2万5,000円を超え、また、会場が大都市にしかない試験の場合、地方から出かける時間と交通費、宿泊費もかかるなど、受験機会の公平性の観点からも問題がある。

そもそも民間試験の多くは、子どもたちの英語学習のために開発されたものではなく、それを共通テストに持ち込めば、中学・高校の授業が民間試験の対策に偏り、言語・文化への理解や文法など基礎的な学習がおろそかになることも指摘されている。

そのような下、全国高等学校長協会は本年7月25日、文部科学省に対し「公平、公正に対する不信が払しょくされていない」などの6項目の不安要素を挙げ、「不安解消」を要望した。同協会は、9月10日には「不安解消には程遠い状況」と指摘し、「諸課題を解決しないまま開始することは極めて重大」として「延期及び制度の見直し」を要求している。

については、国におかれては、大学入学共通テストにおける民間英語検定試験利用の中止と抜本的見直しを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
文部科学大臣	萩生田 光 一 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

中小企業支援と一体になった最低賃金の引上げを求める意見書

本年10月1日から本府の最低賃金は27円引き上げられ時給909円となったが、依然としてワーキングプアから抜け出せない水準である。京都総評が調査した最低生計費試算調査では、京都市北区在住の20代男性の場合、生活を保障するために必要な賃金は時給1,639円となること、また必要な生活費は他県との大きな違いがないことが明らかになった。速やかに最低賃金を全国一律に、安定した生活を保障する水準まで引き上げることが必要である。

しかし、府内の労働者の多くが勤める中小企業の経営は厳しく、支援なしには大幅な賃金引上げが困難な状況にある。府内の経済状況について、京都商工会議所が指摘しているように景気BSI値は、前期同様マイナスとなり、予想値を大幅に下回っている。原因として「国内需要の悪化」「販売・受注の減少」や「貿易摩擦」が挙げられている。その上、消費税増税による府内への影響は計り知れない。

京都地方最低賃金審議会の答申では、中小企業に対する「直接的かつ総合的な抜本的支援策」を求める付帯決議が挙げられ、業務改善助成金が「(引上げの)原資の拠出が厳しい状況にある中小企業・小規模事業者に対する最低賃金に関連する助成制度としての目的を十分に果たせていない」と指摘され、制度の拡充が求められていた。こうした要望に応じた、中小企業支援との一体策による最低賃金の引上げが必要である。

加えて、保育や介護、医療などに携わる福祉医療従事者の人手不足は深刻な状態となっており、処遇改善も喫緊の課題となっている。

については、国におかれては、業務改善助成金やキャリアアップ助成制度の抜本的拡充、更に社会保障費の事業主負担分への支援など、中小企業への支援と一体で、最低賃金を全国一律に時給1,000円以上、更に時給1,500円以上に引き上げていくことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
経済産業大臣	菅 原 一 秀 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

日米貿易交渉の合意に関する意見書

日米首脳会談での貿易交渉に関する合意は、「米国の農家にとって巨大な勝利」とトランプ大統領が述べたことに象徴されるように、米国の要求に日本側が一方向的に譲歩するものである。農業、畜産業をはじめ日本の地域経済、国内経済への打撃は、他のTPP諸国の比にならない。米国産トウモロコシの大量輸入など、米国を特別扱いする「TPP超え」が明らかになっている。

安倍首相の「日米FTA交渉には応じない」という国民への約束にもかかわらず、日米共同声明は「他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題について交渉を開始する」とし、米国は「かなり近い将来、日本との更なる包括的な協定を」と述べ、金融、保険、為替をはじめ、あらゆる分野で日本への譲歩をせまる要求を突きつけている。

内容は国会にも秘密にして、詳細な協定内容は明らかにしないという外交は、およそ民主政治とはいえない。

今回の「最終合意」はあくまで、農産品や工業品など一定の分野に限った「初期」の合意であり、両国は今後、関税と非関税障壁も含んだ包括的な交渉を行うとしている。

米国産の牛肉の関税は、38.5%から最終的に9%まで削減する。緊急輸入制限（セーフガード）の発動基準を24万2千トンとし、事実上の米国向け低関税枠を設定している。

国連の「家族農業の10年」が示した「食料の安定供給や環境保全など、人類社会の持続的発展のためには家族農業が大事」との考えは、世界の流れとなっており、日本農業の97.6%を占める家族農業の応援が不可欠である。農産物の価格保障と所得補償によって再生可能な農業にすることが求められている時、日本農業の現状に逆行した日米貿易協定の合意は許されない暴挙である。

ついては、国におかれては、日米貿易交渉の合意を撤回し、日米FTA交渉を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
外務大臣	茂 木 敏 充 殿
農林水産大臣	江 藤 拓 殿
経済産業大臣	菅 原 一 秀 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議員 田 中 英 夫

幼児教育・保育「無償化」に伴い、副食食材費の無償化を求める決議

政府による幼児教育・保育の「無償化」が、この10月1日から実施された。

ところが、「無償化」の対象となるのは保育料で3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児に限定されるとともに、副食費が原則保護者負担とされ、年収360万円以上の世帯から新たに徴収されることとなった。

政府は、食材費は自宅で子育てを行う場合にも同様にかかる費用であると説明しているが、保護者や保育施設関係者からは、そもそも給食は保育の一環であるのに無償化の対象外とされたこと、主食費と副食費を合わせた給食費負担が月7,500円にもなること、もともと保育料は応能負担であり制度改変により家計が厳しい世帯では逆に負担増となる例も生まれるなどの事態に、不満と批判の声が広がっている。

保育や幼児教育の無償化は、本来、国と行政が保育や教育に公的責任を果たすことを基本に、認可保育所増設や保育士の処遇改善とあわせ、全ての児童を対象にすべきものである。また、給食は保育の一環であることは厚生労働省の保育所保育指針にも位置付けられており、給食費も無償化の対象にすべきものである。

本府においては、これまでの第3子以降保育料無償化事業の対象となる世帯については、副食費無償化のための補助事業を行うとしている。しかし、対象となるのは、府内の3～5歳児童約3万6千人のうちわずか1,600人程度にとどまっており、いっそうの支援拡充が求められる。

よって、京都府におかれては、保護者の副食費負担を無償化するため、副食費補助制度をさらに拡充すべきである。

以上、決議する。

令和元年10月 日

京 都 府 議 会

2019年9月 決算特別委員会知事総括質疑

島田 けい子 議員	・ ・ ・ ・ ・	1
浜田よしゆき 議員	・ ・ ・ ・ ・	6
他会派議員の質問項目	・ ・ ・ ・ ・	11

●京都府議会 2019年9月定例会予算特別委員会で、10月28日に行った日本共産党の島田けい子、浜田よしゆき議員が行なった予算特別委員会・知事総括質疑の質問と答弁の概要を紹介します。

島田けい子議員 (日本共産党/京都市右京区)

2019年10月28日

災害復旧事業の遅れを直視し、人員・体制のいっそうの強化を

【島田議員】日本共産党の島田けい子でございます。先に通告しております3点について伺います。

まず冒頭に、委員長のお許しをいただき、一言申し上げます。記録的な大雨を降らせた台風15号、19号に続く豪雨が、東海、首都圏、東日本各地、広範な地域に甚大な被害をもたらし、今なお被害が広がり続けております。犠牲となられた皆様にご心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げ、また懸命の救助・捜索活動と災害復旧に尽力いただいている皆様、また本府からも福島県へ職員を派遣され、現地支援を開始されたことについて、関係者の皆様にご心から感謝申し上げます。

日本共産党といたしましても、災害対策本部を立ち上げまして、現地調査を行い、避難所改善などの緊急要望を防災担当大臣にも直接お届けするとともに、全国で救援募金活動も取り組ませてもらっているところです。西日本豪雨を超える甚大な被害であり、従来と異なった様相になっております。被災者が希望をもって生きられるように、防災・減災、被災者支援の取り組みについても、これまでの枠を超えた抜本的な見直しが必要であります。災害救助法の見直し、被災者生活再建支援法等の拡充など国へ要望していただくことを、強く要望をしておきます。

さて、平成30年度、本府でも6月に大阪北部地震、7月豪雨、8月・9月の台風と、たいへんな自然災害に見舞われました。6名の方の尊い命が奪われ、住家被害は合計で17,550棟に上りました。道路や河川、農林水産被害も甚大であり、懸命に災害復旧に取り組んでいただいておりますが、先程から縷々述べられておりますように道半ばであります。

決算状況を見ますと、河川等災害復旧費は、繰り越し総額が事業費の2分の1にあたる約110億円と多額になっておりますが、これまでの災害復旧事業の進捗と課題について、知事の認識をまず伺います。

【西脇知事・答弁】島田委員のご質問にお答えいたします。災害復旧についてでございます。平成30年災害の公共土木施設災害復旧事業につきましては、平成16年以来の大規模な災害となったため、事業執行にあたり多くの繰越が生じたものでございます。進捗状況につきましては、京都府の施工する工事約850カ所のうち、9月末には約7割に着手し、そのうち約2割が完成をしております。災害が頻発するなか、被災箇所の早期復旧は緊急の課題と考えておりまして、一日も早い復旧に向けて、鋭意工事の進捗を図ることとしております。このため、土木事務所の技術職員の定数を昨年度から5名増員し、災害復旧事業をはじめとする公共土木事業の執行体制の強化を図ったところでございます。さらに工事発注に係ります土木事務所決済額の上限額の引き上げや、概略発注方式の導入、京都技術サポートセンターの積極的活用など、土木事務所における業務の効率化を図ったところ

でございます。今後とも災害対応に万全を期しますとともに、効率的かつ効果的な執行体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

【島田・再質問】ご答弁をいただきましたが、書面審査でも、29年度、30年度と連続した災害で、国費を受けるための査定が、夏の災害が1月、翌年に回される。査定の遅れによって事業執行が遅れることを当然のこのように答弁されるのは大問題だと感じましたが、いま鋭意ご努力をいただいているところであることは承知しておりますが、やはり、なんといっても体制の強化が必要であると考えます。災害の検証会議では、「丹後、中丹東土木事務所においては所管エリアが広く、現場到着が遅れた」「災害時の道路通行規制等を行う要員が不足した」、このことを課題に挙げ、私ども繰り返し要望しましたけれども、丹後、中丹東の駐在所を出張所に格上げし5人を増員されましたが、現場からは「災害対応や現場対応力は若干上がったが、出張所には独立した権限はなく、調整は宮津まで行かなければならない」などの課題が残されていると聞いております。「人員も体制もさらに強化が必要」という声が出されていますが、この声に対して、どのように今後取り組まれますでしょうか。お答え下さい。

【知事・再答弁】島田委員の再質問にお答えをいたします。いまご指摘の通り、今年度土木事務所の駐在を出張所へ格上げし、また増員したことは事実でございます。それによってどういう課題があるかどうかにつきましては、役所の組織人員体制につきましては常に見直しを行っておりますので、もし課題があるかどうかにつきましては、また次の組織体制の見直しの時に、全体のなかで十分に検討して参りたいと考えております。

【島田・指摘要望】今年度増員はされましたが、今後も災害が繰り返されるという予測が出されています。さらなる現場職員の増員と、土木事務所の再配置も検討することも要望しておきたいと思っております。また、災害の未然防止のための道路パトロール。直営でやられているものが、民間委託が進められております。退職者不補充方針を撤回いたしまして、こうした事業は直営で行うべきだと考えますので、このための検討を、要員を確保して対応されることも求めておきたいと思っております。

災害の頻発、被害の規模に見合うよう、住宅再建支援のいっそうの拡充を

【島田】次に、被災された住宅の再建支援についてであります。

まず、京都府木造住宅耐震改修等事業についてです。昨年6月の補正予算審議の知事総括質疑の場で、大阪北部地震において被災された住宅の再建に迅速に対応するために、要件を緩和されました。被害家屋数が3,433軒ありましたが、要件を緩和して補助をした実績は80件余ということですが、これをどのように評価されているのか、まず伺います。

【知事・答弁】耐震改修事業についてでございます。自然災害からの住宅の復旧にあたりましては、被災の規模が大きい場合には被災者生活再建支援法によりまして支援金が給付されますが、大阪府北部地震では、京都府内でも多数の被害が出たにもかかわらず、大部分が一部損壊であったため同法が適用されなかったことから、特例的に木造住宅耐震改修等事業を制度拡充し、被災住宅の復旧を支援して参りました。具体的には、屋根の軽量化など耐震性が向上する工事につきましては、これまで補助対象としている昭和56年5月以前に建築された住宅とあわせて、罹災証明が発行された住宅は建築年に関わらず補助対象に追加したものでございます。いまご質問のなかでご指摘ありました80戸は、特例とした昭和56年6月以降建築の住宅のみの戸数でございます。ここ数年は400戸～800戸で推移しておりました簡易耐震改修の利用実績は、昨年度1,096戸となっております、平成29年度と比べ332戸増加しております。そのうち、とくに被害が多かった八幡市では、これまで年数戸であった利用実績が114戸と大幅増となっており、増加分の多くは被災した住宅に利用されたものと推測されますことから、被災者支援として事業は一定の役割を果たしたものであるというふうに考えております。

【島田・再質問】ご答弁をいただきました。京都府木造住宅耐震改修事業、この特例について、要件緩和で八幡市など支援対象も広がって、これを活用された方から喜びの声も伺っております。ただし、先ほど簡易改修1,096戸、これは京都府事業に上乘せをして市町村独自の支援も入って、やっと千件ということであります。それから、すでに国の被災者生活再建支援法を補完する制度としての、京都府の地域再建被災者住宅等支援事業、これを半壊・一部損壊・床上浸水などにも適用されておりますが、これとて平成30年度では264件にとどまっております。先ほども申し上げましたように昨年1年だけでも17,000軒を超える家屋の被害があったわけで、繰り返される災害で被災者が支援を受けるための制度が、まだまだ実情に応じていないという現状が残されているのではないかと考えております。暮らしの再建、生業の再建の土台である住宅の再建支援制度のさらなる拡充に、被災者を誰一人見捨てない、その立場でお取り組みを強化をしていただくよう、強く求めておきたいと思っております。

それを検討するにあたりましては、先日報道で、大阪の摂津市が被災者に直接アンケートを取りまして、4割が家屋の修理ができず、その理由の半数が経済的な負担の問題だとその結果を発表されていまして、これを受けてさらなる検討するという報道がございましたので、京都府としても市町村と連携をして、このような調査をおこなう必要があるのではないかと考えておりますが、ご見解を伺います。

【知事・再答弁】島田委員の再質問にお答えをいたします。住宅等の災害に対する支援制度につきましては、国の制度も含めて、ここ一貫しているんな事業の改善が行われてきております。その都度の災害の状況、被災者の状況に合わせてだと思っております。いまご指摘のありました点につきましては、我々、常に制度を作るときにあたりましては、被災者、住民、各市町村の声をお聞きしておりますので、そうしたなかで十分に声を拾い上げていきたいというふうに思っております。

【島田・指摘要望】ありがとうございます。被災者の声を十分お聞きいただきまして、関係者と連携してぜひ調査も行いながら、制度拡充にお取り組みをいただきたいと思っております。被害を受けるのは住民です。何年たっても、何度要望してもなかなか進まない現状に業を煮やし、挙句の果てに、被害にあっても住宅再建の制度にも乗らない。そこに今回のようなスーパー台風が襲えば、一体どうなるのか。ひとたまりもないではないか。住民のみなさんに不安が広がっております。「ハード整備には限界」などという答弁や理由はダメです。課題を明確にし、現場の声に耳を傾け、取り組んでいただくことを強く求めておきます。

最後に要望にとどめますが、介護の必要なお年寄りや障害者も含めて、一時避難所の多くが学校の体育館であります。度重なる災害を経験しながら、冷暖房設備もなく、プライバシーも守れず、情報収集にも困難を極めるなど旧態依然です。開会中の臨時国会で、武田防災担当大臣が「災害救助法が適用された自治体に対し、簡易ベッド、間仕切り、簡易台所等の整備、適温食の提供や栄養バランス等の配慮、福祉避難所の設置と介護員の適正配置等々、取り組みを市町村に対して通知をしている」と答弁されました。本府におきましても検証会議を行いまして、マニュアルなどもつくられたようですが、国へ財政支援を求めていただかないと進みません。必要な体制を確保しながら、市町村を支援して、避難所の環境改善に取り組まれることを強く求めておきます。

公立・公的医療機関再編統合の押しつけは許せない。「再検証」の撤回求めよ。

【島田】次に、公立・公的医療機関再編統合問題について伺います。

厚生労働省は9月26日、公立・公的医療機関の再編統合に向けた議論を促すとして、全国424の病院名を一方的に公表されました。これに対して、地方自治体からいっせいに厳しい批判の声が上がっています。

京都府内で名指された4病院のうち、私も働いておりました難病医療の拠点・宇多野病院や、舞鶴市民病院と連携して急性期医療とリハビリを提供する舞鶴赤十字病院、さらに24時間365日の在宅診療と急性期医療を担う市立福知山病院大江分院、そして国保京丹波町病院も365日時間外救急を受け付けるなど、いずれも地域住民のいのち、患者さんのいのちと健康を守る砦として、なくてはならない病院です。

そこで伺います。患者さんや地域住民、医療従事者にいま、大きな不安と動揺が広がっていますが、これに対する知事の認識と対応方針について、再度お聞かせください。地域や病院の実情を無視した、画一的な基準での「再検証」を求めることはそもそも許されません。本府として、国に対して「再検証」の撤回を求めるとともに、病床削減ありきの公立病院再編統合の押し付けをやめるよう、国へ求めるべきと考えますがいかがですか。

もう一点、今回の対象となった1,455病院は、高度急性期・急性期病床がある病院や、地域医療支援病院が対象となっているのはなぜでしょうか。国の狙いは医療費の抑制のために病床を削減することであり、なかでも急性期病床の削減にあると考えますが、いかがでしょうか。また国は、「地域医療構想」をてこに都道府県にベッド削減の計画をつくらせ、2025年のベッド数を今より5万床も少ない119万床に削減する計画を進めていますが、本府としてはどのようにお考えか、伺います。

【知事・答弁】公立病院再編統合問題についてでございます。病院名の公表につきましては、先ほど石田委員に答弁しましたとおり、今回の公表はあまりに唐突で、府民に誤解や負担を与えるもので、きわめて遺憾であります。京都府としてただちに国に抗議するとともに、国と地方の協議の場で、全国知事会の代表であります平井知事から、「一方的な発表はすべきではない」「丁寧に協議しながら検討を進めるべき」といった意見を強く申し入れたところでございます。国からは、公表方法に対する反省の意や、説明責任を果たしていく旨の意向が示され、10月17日の九州を皮切りに国と地方との意見交換会が開催されており、明日には近畿地区を対象に開催される予定でございます。今後こうした機会をとらえまして、地域にふさわしい医療提供体制の維持・充実の観点から、あらためて地域における議論の結果を尊重するとともに、地方と十分に協議すべきとの意見を、国に対し強く申し述べてまいりたいと考えております。国が公表対象とした病院の選定についてでございますが、今回、高度急性期・急性期病床がある病院、および地域医療支援病院を対象とした理由については、厚生労働省から明確な説明はなく、十分なデータも示されておりません。地域において十分な議論を行う観点からも、国の責任におきまして病院の選定理由等の説明を行うとともに、すみやかに十分なデータの提供を行うよう、全国知事会を通じて国に求めているところでございます。また「地域医療構想」についてでございますが、京都府におきましては高齢化が進行するなか、地域における医療及び介護の総合的な確保という観点から、独自にレセプト等による受診状況の分析や全病院に対するヒアリングなどを実施し、平成29年3月に「地域包括ケア構想」を策定したところでございます。2025年に必要な病床数につきましては、地域の実情を踏まえた急性期から回復期等への病床機能の転換を検討する一方で、総病床数は現状を維持して参りたいと考えておるところでございます。

【島田・再質問】唐突な発表で誤解や不安を招くということですが、そもそも厚生労働省が分析したというデータは、診療実績が平成29年度6月1カ月分の情報だけでありまして、「医療機関の一部のデータが欠落しているが」としたうえで発表されたものと承知しております。公表された病院の中にはすでに統廃合でなくなった病院もあるなど、調査の方法も、分析の基準も、根拠も欠けるものでありましたので、説明ではなくこれは「撤回」すべき代物だと思うんですが、もう一度明瞭に、「再検証」の病院名公表そのものを「撤回すべき」と求めていただきたいと思えます。

京都府の「地域包括ケア構想」では、たしかに許可病床数は現状から増える計画となっておりますが、急性期病床については回復期へ。人口高齢化にともなって必要な部分ありますが、しかし診療報酬上お医者さんも看護師も少ない数で済むというように、急性期から慢性期へ誘導するという施策が進んでおりますので、やっぱりこれ社会保障の抑制の一環なんです。そうではなくて、あくまでも地域の医療の実態に合わせて、必要な急性期医療を切り捨てることのないように、あくまで現場の声をしっかり受け止めて、住民のいのちを守る立場でがんばっていただきたいと思えますが、再度ご決意を伺います。

【知事・再答弁】島田委員の再質問にお答えいたします。この発表はあまりに唐突で遺憾だと申しておりますし、そもそも国の方も「あくまで参考的に」と言っておりますので、きちっとまずは説明を求めるべきだというふうに考えております。地域医療提供体制の整備につきましては、地元関係者で構成いたします地域医療構想調整会

議におきまして、地元医療機関等の意見を十分に踏まえまして、地域の実情に合わせた提供体制の構築に努めて参りたいと考えております。

【島田・指摘要望】医療費の削減ありきでベッド削減をゴリ押しすれば、「入院患者さんの追い出し」や「医療難民」を増大させるのは必至であります。政府に対しては毅然として対応していただき、必要な医師や看護師の確保等行って、地域医療を守るために全力を挙げていただくことを強く要望して、最後の質問をいたします。

医療的ケアが必要な重度障害児者への支援。看護師確保の補助制度の拡充を。

【島田】重度障害児者の医療的ケアについてです。

本府は平成30年度から、「重度障害児（者）在宅生活支援事業」を廃止しました。この事業は、痰の吸引など医療的ケアが必要な重度の障害者が生きていくために、そして社会参加をしていくために、たいへん重要な事業です。現在、府内の支援学校には医療的ケアが必要な生徒が80余名在籍されています。卒業後の生徒たちを受け入れる生活介護事業所にたいして、京都府は看護師確保の人件費補助を行ってこられました。これを打ち切ったのは本当に重大であります。最終年度の予算は1900万円。この予算を削られました。私も何度もこの問題を取り上げました。京都府が行った調査結果について、「大きな影響はなし」と結論づけられましたが、看護師確保の人件費という点では、いずれの施設もマイナスになっております。国に対して、補助単価の引き上げや要件緩和を求めていること、国費が不足する部分については本府独自の人件費補助制度の創設を要望されておりますが、これについてどうお応えになりますか。お聞かせ下さい

【知事・答弁】医療的ケアが必要な重度障害児者への支援についてでございます。京都府では、医療的ケアが必要な重度障害児者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、日中活動の支援を行う事業所での受け入れを促すため、平成22年度から、国に先駆けまして看護職員の加配等の経費に対して補助をしてきたところでございます。平成30年度の国の報酬改定におきまして、看護職員複数配置した場合の加算、送迎加算の拡充など重度障害児者を支える制度の充実がなされたことを踏まえまして、府独自制度は、医療的ケア児のショートステイの受け入れ施設の拡充など、利用者のニーズに応じた事業に組み替えました。このため、報酬改定後の施設への影響を把握するため、意見交換や実態調査を行い、障害者自立支援金給付費等の収入に大きな影響がなかったことを確認しております。本来、重度障害児者の受入のための看護職員の配置を行う事業所に対する支援制度は、国において対応されるべきところでございます。事業所全体に大きな影響はなかったものの、国の看護職員の配置加算は重度障害児者の利用日数に応じて行われることとなっておりまして、看護職員の雇用実態を十分に反映していない面も見られますことから、当該配置加算の要件緩和や単価の見直し等につきまして、国に要望を行っているところでございます。

【島田・指摘要望】国に制度の改善の要望を出すということは、不備を認めたということでありまして、京都府が独自に、緊急に支援をしていただきたい。「必死で生きる我が子を安心して施設に通わせたい」。子どもや親たちの願いに応じていただき、どの地域でも障害のある方が安心して暮らせるような体制整備を求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

以上

再稼働の裏で「原発マネー」還流。関電任せにせず徹底解明を

【浜田】日本共産党の浜田よしゆきです。引き続きまして、西脇知事に質問させていただきます。

まず、関西電力の役員らが、原発立地先の福井県高浜町の元助役から多額の金品を受領していたいわゆる「原発マネー」還流問題についてお聞きします。何よりも重大なことは、「原発マネー」の還流というのが高浜原発3、4号機の新設計画と同時に始まり、2011年の東京電力福島第一原発事故後に本格化した高浜原発3、4号機の再稼働の時期に、金品受領額が急激に増えていることです。関電の調査報告書によると、関電の原子力事業本部の要職4人の、元助役からの金品受領額が、関電が高浜3、4号機の再稼働に向けた審査を原子力規制委員会に申請した2013年7月頃から急増しています。4人の中の、副社長で原子力事業本部長の豊松秀巳氏と、同副本部長で高浜原発所長の大塚茂樹氏は、地域協議会や住民説明会に出席をして、高浜原発再稼働について「安全対策に終わりはない」などと説明しておりました。京都府はその説明をもとに対応し、事実上再稼働を容認してきました。安全対策を約束していた関電幹部が、その裏で原発再稼働を進めるための多額の金品を受け取っていたのですから、そんな約束が信じられるでしょうか。知事は原発再稼働の前提が崩れたとは思われませんか。お答えください。

【西脇知事・答弁】浜田委員のご質問にお答えいたします。原発再稼働に対する考え方についてでございます。関西電力役員が高浜町元助役から金品を授受していた問題につきましては、さる10月8日、関西電力副社長が来庁し、社内調査の概要や今後の取り組み等について説明を受けました。私どもからは、原子力発電所の再稼働に際しては全国に先駆けて地域協議会を設置し、住民説明会を開催するなど関係市町とともに丁寧に対応してきましたが、今回の不祥事でこれまで積み上げてきた府民の信頼が大きく失墜したことをしっかりと認識し、徹底した調査により原因を究明するとともに、利用者や府民の皆様説明責任を果たし、信頼回復に真摯に取り組むよう強く申し上げたところです。原発の再稼働について議論するにあたっては、まず関西電力における第三者委員会の調査による全容解明がどのように進展するのか、さらに関西電力がどのように信頼回復に取り組む説明責任を果たすのか、しっかりと見極めなければならないと考えております。

【浜田・再質問】知事は信頼を損ねられたというふうに答弁されました。先ほど言われたように、全国に先んじて確かに地域協議会や住民説明会やられたわけですが、そこで、原発再稼働を行なうにあたって説明していた安全性そのものへの信頼が、今回の事態で損なわれたということではないでしょうか。そうであるならば、関電幹部が原発再稼働の前提として説明してきた安全性そのものを、あらためて検証する必要があるんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

【知事・再答弁】浜田委員の再質問にお答えいたします。安全性そのものの前に、まずは関西電力が企業としての信頼回復を取り戻す、それが大前提ということで、先ほど申し上げたことを強く申し出たところでございまして、私どもとしては、まずそれがあって初めて、内容に入っていけるものだというふうに思っております。

【浜田・再々質問】いま知事は「安全性の前に」と言われましたけれど、安全性の確保というのは原発再稼働を認めるかどうかの前提だったはずなんです。それが崩れているんじゃないかと私は言っているわけで、私はあらためて、安全性の再検証をやっぴりやるべきだと思います。また、先ほど「第三者委員会の全容解明を待つ」と言われましたけれども、この第三者委員会といっても、あくまでも当事者である関電が作る第三者機関に、疑惑の徹底解明は期待できないと私は思います。重大なのは政府が、不正を行った関電幹部らが設置した第三者委員会の調査待ちにして、野党が求めている関電関係者の国会招致さえも拒否していることです。疑惑の解明のた

めには、金品を受け取っていた当事者たちがつくる第三者機関まかせでなく、関係者の国会招致をはじめ、政府自らが真相解明のための徹底的な調査を行うように、京都府としても求めるべきだと思いますが、いかがですか。

【知事・再々答弁】浜田委員の再質問にお答えいたします。信頼回復、それにつきましては第三者委員会の設置、その検討内容はその一部でございまして、そうしたことも含めて、全体として住民、また国民の信頼回復ができるかということでございますので、そういう意味ではいまご指摘の点も含めて、関電は信頼回復に努めるべきだというふうに考えております。

【浜田・指摘要望】今回の問題は、2013年度からの6年間で、関電から元助役が顧問を務める建設会社「吉田開発」への発注額が、64億7千万円にも上っておりまして、これらの事業費は最終的には電気料金に転嫁されます。一方関電は、2011年以降、原発再稼働のために家庭向け電気料金を二度にわたって値上げしました。したがって、元助役から関電幹部に環流した多額の金品の原資は電気料金であり、関電と元助役の癒着の被害者は国民であり、われわれ京都府民です。政府の責任で疑惑の徹底解明を行なうことが必要だと思います。ぜひそのことを政府に求めていただきたいと思います。

前提となる「安全」が揺らいでいる以上、原発の稼働はただちにやめよ

【浜田】私どもは、原発の稼働はただちにやめることを求めています。原発稼働をやめさせても、大量の使用済み核燃料がある以上、過酷事故が起こった場合に備えて、避難計画や放射能防護対策が必要です。しかし決算特別委員会の書面審査でも、過酷事故が起こった際の避難道路の整備があと7年もかかること、放射線防護施設の整備が進んでいないことなどが明らかになりました。住民の命を守る安全対策もできていない以上、原発は止めるしかありません。関西電力に、原発再稼働を断念するよう求めるべきではありませんか。お答えください。

【知事・答弁】原発再稼働にかかる安全対策についてでございます。原子力災害時における広域避難計画につきましては、平成27年に高浜発電所、平成29年に大飯発電所にかかる計画が国の原子力防災会議で了承され、京都府では本計画に基づき避難施設等の整備を進めています。このうち避難路整備につきましては、国に財政確保を強く要請した結果、経済産業省の交付金制度の拡充や内閣府のモデル事業の創設がなされ、これらを活用し、これまでに11路線に着手し、7カ所の待避所等の整備が完成をしております。また屋内退避施設につきましては、原子力発電所からおおむね10km圏内の病院、小学校、福祉施設の放射線防護対策を優先して進めており、これまでに12施設の整備が完成をしております。さらに高浜、大飯発電所の同時発災や孤立集落の発生を想定した、ヘリコプターや船舶による避難や府外への広域避難訓練等も実施しており、引き続き関係市町とも連携し、避難計画の実効性を高め、府民の皆様の安心・安全を確保する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

【浜田・指摘要望】今日の議論のなかでも、災害復旧事業の繰越などが問題になりました。原発事故もいつ起こるかわからないもとの、緊急避難道路の整備などが遅れていることに、住民のみならず、本当に不安を持っておられます。原発再稼働の前提条件であった、住民の命を守るための安全対策がまだできていない上に、地域協議会や住民説明会で安全対策を説明してきた関電幹部に、原発再稼働を進めるための多額の金品が渡っていたことが明らかになったわけですから、もはや原発再稼働の前提は完全に崩れています。関電に原発をただちに止めるよう求めるべきです。そのことを厳しく指摘して、次の質問に移ります。

市町村の頭越しで水道事業の広域化を提案しているのは重大問題

【浜田】水道事業の広域化・民営化についてお聞きします。今年の2月と3月に非公開で開催された、府内市町村と京都府が参加する「市町村水道事業連絡会議」で、水道事業の広域化・広域連携の方向性を提示した「検討

のたたき台」が示されました。京都民報社が情報公開請求して入手した資料によると、北部圏域では「一水道」を明記し、29年度以降に「事業統合」「料金統一」と示されています。南部圏域では「府営水道を含む事業統合をめざす」とし、29年度以降の「事業統合」「料金統一」を明記しています。中部圏域では「将来的な広域化等を視野に入れ」て、29年度以降の「事業統合」が示されています。しかし、水道事業というのは市町村水道が主役ですから、水道事業のあり方を決めるのは市町村であり、住民のみなさんです。京都府が広域化のテンポまで示して広域化を誘導するのは、市町村の権限をおかすものではありませんか。お答えください。

【知事・答弁】水道事業についてでございます。水道事業は人口の減少にともなう水需要の減少をはじめ、施設の耐震化・老朽化対策や技術職員の不足など、多くの課題を抱えるなか、将来にわたり持続可能なものとするのが必要でございます。そのため各々の市町村におきましては、今日まで経営の効率化や施設の適正化など、水道事業の基盤強化に努めてきているところですが、給水人口の減少や水道施設の老朽化が進むなかで、市町村単独では解決困難な課題につきましては、他の市町村との連携など広域的な観点からも対策を検討する必要があるとの市町村からの意見もあり、京都府としてはそうした市町村の意向を踏まえた広域的な取り組み等の支援も必要であると考えております。委員ご指摘ございました「検討のたたき台」は、昨年京都府が開催いたしました市町村の若手職員によるワークショップにおきまして、圏域ごとの「今後の水道事業のあるべき姿」をテーマに、自由な議論を行っていただいた結果を取りまとめたものであり、なんら決定されているものではございません。今後京都府では、「京都水道グランドデザイン」に記載しておりますとおり、圏域ごとに設置します協議会におきまして、将来にわたり安心・安全な水道を供給するため、市町村が地域の実情に応じた基盤強化の方策を選択できるように、支援をしてみたいと考えております。

【浜田・再質問】いま知事は、「市町村の方の意向で」というような話がありましたけれども、連絡会議での各市町村の意見を読ませていただきますと、例えば「うちの市では広域化の議論は進んでいない」とか、『広域的連携等推進協議会』の名称は広域化推進が前提となっている印象が強いなど、広域化ありきの提案に批判的な意見も出されておりました。これは提案をされていて、これから議論をされると、市町村が決めていただくとも言われましたけれども、そもそも、改正水道法にもとづく「広域的連携等推進協議会」を開く前の非公開のこの連絡会議に、住民には何も知らされないまま、広域化・広域連携の具体的な案を提示すると、このやり方は問題ではないかと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

【知事・再答弁】浜田委員の再質問にお答えをいたします。市町村水道事業の連絡会議は、京都府と府内のすべての市町村の担当者が、水道事業に関しまして情報共有・情報交換を行うことでありまして、そのなかではかなり様々な可能性も含めて検討・研究が行われるものでございまして、今後、広域連携、広域化等の方針決定とか合意を目的とした具体的な協議を行う段階に至れば、水道法に基づいて圏域ごとに設置いたします「広域的連携等推進協議会」において、十分に協議を行って参りたいと考えております。

【浜田・再々質問】明らかにですね、具体的なテンポまで示しているわけですから、広域化を誘導するような中身になっているということは明らかだと思うんですね。先ほど知事が言われました、水需要の減少や老朽施設の課題、技術職員の技術継承という課題をあげられました。これは書面審査でも議論されておりましたけれど、「じゃあなぜそういう課題を解決するのに広域化が必要なんですか」というある委員の質問に対して、そのとき理事者はこう答えられました。「事業統合を検討して、限られた職員を少しでも広い給水域内で少しでも業務に携わっていただく」「水需要に合った施設規模を検討する」と、こういう答弁されたんですね。しかし、こうした経営の合理化とか経費の節減というのは、職員の削減や水道料金の値上げなど住民負担につながりかねないと思います。昨年の10月12日に、新潟県議会が「水道民営化を推し進める水道法改正案に反対する意見書」を採択しましたが、その意見書では「将来にわたって持続可能な水道を構築し、水道の基盤強化を進めるため、必要な支援の充実、強化、及び財源措置を行なうよう、強く要望する」と国に要望されました。広域化ありきではなく、国に財

源措置をとらなされた支援を求めるとともに、府としても市町村への技術的・財政的支援を行う、こういう道もあると思うんですけども、いかがでしょうか。

【知事・再々答弁】 浜田委員の再質問にお答えをいたします。議論はそもそも広域化ありきではございませんけれども、先ほど言いましたように、市町村としては非常に厳しい状況のなかで、安心・安全に水を供給していくためにいろんな可能性を探るといのは当然のこととっております。そのなかの一つの選択肢のとして、広域化というものがあると思っております。先ほどの理事者の答弁は、広域化の場合の効果について申し上げたものでございまして、その選択肢は排除できないと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、京都府といたしましては、それぞれの市町村がより適正な選択肢が選択できるように、支援してまいりたいというふうに考えております。

水道民営化は「百害あって一利なし」。一里塚となる広域化押しつけはやめよ

【浜田】 選択肢の一つだと言われますけど、一つの選択肢しか示してないんですね。だから問題なんです。重大なのは、広域化が民営化と一体の動きだという点です。「京都水道グランドデザイン」では、広域化とともに官民連携を進めることも明記され、北部圏域のスケジュールでは、令和5年に「公民企業体の設立」ということまで明記されております。与謝野町では、9月議会に提案された水道事業会計予算に、水道の窓口・料金・収納・検針・滞納整理・開閉栓業務を、舞鶴市、宮津市と一緒に民間業者に委託する予算が突如として提案されましたが、「料金統一すると、老朽管の少ない与謝野町民が他市の老朽管更新工事のために高い水道料金を支払うことになる」「滞納整理や料金徴収業務の民間委託は、個人情報民間業者に提供されることになる」などとして、契約予算を削除する修正案が提案され、採決の結果、賛成13、反対1で可決されました。こうした事態を知事はどう受けとめておられますか。

【知事・答弁】 水道事業の公民連携の動きについてであります。先ほど申し上げましたけれども、水道事業は多くの課題を抱えておまして、市町村が将来にわたって安心・安全な水道を供給するために、水道事業の基盤強化を図っていく必要がございます。基盤強化に向けましては、市町村単独での取り組みの他、他の市町村との広域連携や、民間の優れた技術やノウハウを積極的に活用する公民連携などの方策が考えられるところでございます。こうしたことから、舞鶴市、宮津市、与謝野町では、来年度から水道の料金徴収等を共同発注で民間委託するための補正予算案を各議会に提案されましたが、与謝野町ではそのうち民間委託に関する予算を除いて修正可決されたというふうに伺っております。市町村議会の議決結果についてコメントする立場にはございませんけれども、水道事業の基盤強化を図るための方策を実現していくためには、住民のみなさんや議会に対して丁寧な説明を行い、ご理解をいただくことが重要だというふうに考えております。京都府といたしましては、先ほども申し上げました圏域ごとに設置する協議会におきまして、各市町村がそれぞれの地域の実情に応じた基盤強化の方策を選択・検討できるように、引き続き支援してまいりたいと考えております。

【浜田・再質問】 いま「丁寧な説明が必要だ」と言われましたけれども、与謝野町の場合はこれが突然提案されて、ああいうもめごとになったということがありますし、京都府が今度の協議会で示した中身も住民のみなさんはまったく知らない。しかも非公開でやられたわけですから、住民のみなさんは知らないままに、こんなことが進んでいるってことになっているわけですね。しかも私が思うのは、広域化と民営化の関係なんですけれども、「京都水道グランドデザイン」の検討委員でもある浦上拓也・近畿大学教授が、厚労省の「水道事業基盤強化方策検討委員会」の場で、「各都道府県に事業が2つか3つくらいいいのではないか」「(民間企業参入のためには)広域化である程度規模を大きくしてあげないと話が進まない」などと述べています。つまり、広域化は官民連携、民営化への一里塚になるんじゃないかと危惧しますけれども、この点はいかがでしょう。

【知事・再答弁】浜田委員の再質問にお答えいたします。いまご紹介がありました浦上委員の発言については、申し訳ございませんが承知をしておりますけれども、広域化、また公民連携は、さきほど申し上げましたように市町村が安心・安全な水道を提供するために、いろんな基盤強化を図らなきゃいけないための一つの選択肢として存在するものと思っております、それをどういう形で選択し実施していくか、実現していくかにつきましては、市町村の判断があると思っておりますので、我々は先ほど申し上げましたように、適切な選択肢が選択できるように引き続き支援をしまいたいというふうに考えております。

【浜田・指摘要望】浦上氏の発言をご存じないというのは、ちょっと私は問題だと思います。「京都水道グランドデザイン」の検討委員をやっておられる方が、こういう発言を実際にされているわけですね。つまり基盤強化のための広域化ではなくて、民営化に進むための一里塚としての広域化だということを主張されているわけですから、しっかりと、こういう発言をされているということも知事もよく理解もしていただいて、本当に広域化がいいのかどうか考えていただきたいと思います。西日本新聞の10月22日付の1面に、「水道民営化検討せず 九州10市 災害対応、高騰懸念」と題する記事が掲載されまして、そのなかで「コンセッション方式」の導入について聞かれて、10市が全部導入しないと言っているんですけど、長崎市では「海外では再度公営化した事例もあり、安全安心な水を民間に委ねることは、市民の理解を見極める必要がある」と強調。佐賀市は「水道事業にまったく知識がない事業者が、災害が起きたときに責任を果たせるのか」と、こういう見方をされています。水道事業の民営化というのは、住民と自治体にとって「百害あって一利なし」です。その民営化につながる広域化と官民連携を、強引に推進することはただちにやめるべきだ。このことを強く指摘しておきたいと思います。

約束違反が繰り返される米軍レーダー基地。地位協定の抜本的見直しが必要

【浜田】最後に、米軍レーダー基地問題について、指摘要望だけさせていただきます。この間、ドクターヘリの運行にともなうレーダー不停波問題、米軍関係者の交通事故の情報不開示、発電機の騒音問題、二期工事の土曜工事など、米軍による住民の安心安全に関わる約束違反が相次ぎました。京都府は、その都度抗議や申し入れを行っていますが、米軍は先日、二期工事で日曜日の工事まで行ないました。まさに米軍のやりたい放題だと思います。米軍に日本政府や京都府がまともにモノが言えない背景に日米地位協定があることは明らかですが、そのもとでも、沖縄県は県民の民意を背景に、辺野古への新基地建設反対などの声を直接アメリカ政府や米軍にぶつけるとともに、日米地位協定の抜本的改定をめざして他国の地位協定を調査し、その結果をもとに国に働きかけています。沖縄のように京都府も、府民の安心安全を守るために、防衛局に対してだけではなくて米軍に直接抗議の声をぶつけるとともに、日米地位協定の抜本的見直しを日本政府に強く働きかけることを求めまして、質問を終わります。

<他会派議員の質問項目>

会派	氏名	要旨
自民	菅谷寛志	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 30 年度決算について 2. 関西文化学術研究都市について 3. 京都産品の海外戦略について 4. その他
自民	石田宗久	<ol style="list-style-type: none"> 1. 風倒木被害の早期復旧と未然防止対策について 2. 公立・公的医療機関等の再編問題について 3. その他
自民	家元 優	<ol style="list-style-type: none"> 1. 京都府政の推進体制、職員体制について 2. 災害復旧の状況について 3. 大河ドラマによる地域振興について 4. その他
府民	小原 舞	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 30 年度決算について 2. 少子高齢化時代・人口減少時代の地域における公共交通のあり方について 3. リカレント教育について 4. 中北部振興と京都舞鶴港振興について 5. その他
公明	村井 弘	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 30 年度の財政経済状況について 2. お茶の京都の展開について 3. 河川整備について 4. その他

京都府議会 2019年9月定例会

成宮 まり子 議員の議案討論	1
終えて談話	4

議案討論

成宮 まりこ議員（日本共産党・京都市西京区）

2019年11月6日

日本共産党の成宮真理子です。まず、台風15号、19号及び豪雨災害により東日本などに甚大な被害が広がっています。あらためてお亡くなりになられた方々へのお悔やみを申し上げ、被災された方々にお見舞いを申し上げます。また、被災者支援・復旧に尽力をされている関係者や、本府から福島県をはじめ被災地へ派遣されている職員のみなさんに感謝を申し上げるものです。

討論に入ります。ただいま議題となっております議案6件のうち、第20号議案「平成30年度京都府一般会計及び特別会計歳入歳出決算を認定に付する件」、第22号議案「平成30年度京都府水道会計決算を認定に付する件」の2件に反対し、他の議案に賛成する立場から討論を行います。

まず、第30号議案「令和元年度京都府一般会計補正予算（第4号）」については、被災地支援と災害復旧に必要な内容であり賛成するものですが、府内の被災箇所、上津屋橋（流れ橋）については、地元から速やかな復旧への要望があり、ご努力いただくよう求めます。

次に、決算認定関連議案についてです。

安倍政権は、今、「自治体戦略2040構想研究会」などで、人口減少の危機を挨おり、公務員の半減や公共サービスの産業化、「広域連携と二層制の柔軟化」などを推進しています。「貧困と格差」を固定化し、結論ありきで「選択と集中」や「広域化・民営化」を推進し、住民自治をないがしろにするものであり、憲法や地方自治法に定められた自治体本来の役割をゆがめる重大な変質が狙われています。西協府政1年目にあたる昨年度、全体として国の示す方向に沿った府政運営であったことが浮き彫りとなり、「住民福祉の増進」を使命とする地方自治体としてのあり方が問われています。そうした観点から、以下、第20号議案について反対理由を6点述べます。

第1に、大規模災害から府民の命と安全を守ることが要請されている下で、大型開発を優先し、職員体制でも財政運営でもゆがみが明らかなことです。平成30年度は、大阪北部地震、7月豪雨、台風21号など大災害が相次ぎ、これまでの想定を超える災害への備えを強化する役割発揮が求められます。ところが、河川など災害復旧が大幅に遅れ、災害復旧事業の半分以上が繰り越すなどし、検証会議でも、土木事務所広域化や人員不足が指摘されています。職員を減らし道路パトロールは民間に委託するなど本末転倒です。人員体制拡充や組織のあり方の再検討・強化が必要です。被災住宅再建について、実態調査を行い、支援制度の拡充を行なうべきです。北陸新幹線延伸計画は、今後、建設費負担が莫大になるうえ、大規模災害対応でも環境破壊でも問題山積であり中止すべきです。

第2に、京都の地域経済のとりわけ深刻な落ち込みを直視せず、消費税増税を容認したうえ、中小企業や農林水産業への持続的・継続的支援ではなく、国と一体になって「地方創生」を推進し、地域経済と地域づ

くり矛盾と負担を押し付けていることです。消費税率10%への増税が強行され、「増税廃業」など中小零細業者に深刻な影響が広がるなか、書面審査で理事者は「景気は緩やかに回復」とくり返しました。京都経済の深刻な実態に目を向けず、中小企業を支える有効な手立ても打たず、消費税増税を容認・推進してきた責任は重大です。

災害復旧にも、地域の建設業者激減の影響が出ており、地域経済貢献、賃金下限の設定、雇用継承などを含む公契約条例の制定で、賃金引き上げと建設産業の育成支援をはかるべきです。また中小企業地域振興基本条例の制定など、地域循環型経済への転換が求められます。ところが、商工会議所などの要望により新たに京都経済センターを建設する一方、中小企業支援の拠点である中小企業会館の廃止を強行し、わが党が会館の存続・活用を求めた書面審査の直後に、売却手続きまで開始するなどの姿勢は許されません。

農林漁業は、「災害復旧が遅れ、今年の作付けができなかった」「離農が進み、鳥獣被害がひどくなった」などの声が切実です。国の水稻への所得補償が打ち切られたもと、本府として戸別所得補償にふみだし、農業経営と地域が維持・存続できるようにすべきです。

国方針と一体となった「地方創生」や「もうひとつの京都」、DMOなどに対し市町村や関係者からは「ターゲットイヤーにはイベント続きでかり出されるが、終われば地域に何が残るのか」「わずか数年で自立と言われても、先が見えない」などの疑問や批判の声が寄せられています。イベントやインバウンド頼み一辺倒では、本当の意味での地域支援にはなりません。中小業者と一次産業を軸にした持続可能な地域づくりへの支援へと転換すべきです。

第3に、国の社会保障大改悪に対峙し暮らしや命を守る役割発揮が求められているのに、それにこたえず「共生社会」「自立」の名の下に負担と犠牲を押し付けていることです。国民健康保険制度が平成30年度から都道府県化され、これまでから高すぎて払えない国保料が今年度から7市町村で値上げされる事態となり、国の激変緩和財源もあと5年に限られ、保険料のさらなる負担増が危惧されます。都道府県化の旗を振ってきた本府の責任は重大です。全国知事会が求めているように、公費から1兆円を投入することにより、保険料の負担軽減のため、均等割・平等割の廃止などをすべきです。本府としても一般会計からの繰り入れなどを行ない、府民の保険料負担軽減のためにふみだすべきです。

本府は、「共生社会」との口実で民間社会福祉施設サービス向上補助金を大幅カットするとともに、重度障害児(者)在宅生活支援制度を廃止してしまいました。その一方、京都版CCRC構想には、医療介護施設を核に、商業、レジャー施設など壮大なプロジェクトを打ち出して一部企業やグループに3億円を投じようとしており、与党会派からも「目的がよくわからない」との指摘があったところです。

子どもの貧困対策では、沖縄県や長野県など自治体による実態調査と抜本的な対策が広がるなか、本府は実態調査に背を向け続け、子どもの医療費助成は9月から自己負担が月1500円へ引き下げられたものの、市町村の独自努力の水準には届かないまま、「子育て環境日本一戦略」からは医療費助成拡充の文言は削られましたが、さらに拡充すべきです。児童虐待防止対策では、児童相談所の職員増員の方向が示されましたが、一時保護所を京田辺支所にも設置することや環境改善も含め、一層の体制充実が必要です。

第4に、「官民連携」「広域化・民営化」などを掲げ、自治体の公的責任を投げ捨て、自治体業務を民間企業の儲けの手段として活用する方向を、住民不在で推進していることです。

水道事業の広域化・民営化について、非公開で開催された「市町村水道事業連絡会議」において、本府が広域化のスケジュールも含めて提示し検討のたたき台としたことは、市町村の権限を侵すもので重大です。府の「京都水道グランドデザイン」では、広域化とともに官民連携の推進も明記されており、検討委員メンバーは、民間企業参入のためには「広域化である程度規模を大きくしてあげないと話が進まない」と述べるなど、広域化が民営化への一里塚であることは明らかです。府民の命の水を民間委託することには市町村議会でも反対の声が上がっており、本府が押しつけるなど許されません。

京都スタジアムは、「にぎわい」「インバウンド」などを掲げた国の地方創生交付金ありきで、地元事業

者とともな協議もせず「保津川下り新コース」や「eスポーツ」拠点づくりを進め、参入企業の事業優先で10年の指定管理期間としましたが、こうしたやり方では、府民スポーツのためにも地域活性化のためにも、役立つとはいえません。

京都学・歴史館は、開館からわずか1年半で、「運営の見直し」として、一部業務に民間委託、指定管理者制度が導入されましたが、府民の貴重な財産である収集・保存資料を生かすのは職員であり、府直営・一体的運営に戻すべきです。

府営住宅に、乙訓から西京区、南丹地域で指定管理者制度が導入され、株式会社東急コミュニティが指定されました。来年度以降、京都市内、さらに府全域へ広げる計画ですが、書面審査では、向日台団地での落雷事故で断水した際、指定管理業者が適切に対処せず、住民への水道水確保ができなかったことが紹介されました。住まいのセーフティネットである府営住宅の管理運営業務への民間企業参入は中止すべきです。

第5に、教育について、生徒や住民の願いに背いて府立高校統廃合を推進し、工事のための仮校舎や学校運営費など教育権保障に必要な予算まで削減していることです。

府立峰山高校弥栄分校で、通常授業と併行して大規模工事が実施され、生徒が通常教室で授業を受けられない事態が引き起こされました。本来、現場教員や生徒・保護者らの声を聞き、仮校舎などの予算措置をすべきであるのにそれをせず、丹後通学圏の高校統廃合計画通りに来年4月開校を優先させ、夏休みから年度末までの長期にわたり授業中も工事を実施するとした府教委の判断と姿勢に、大問題があります。

また、昨年度から府立学校に「ふるさと納税」活用制度が導入され、エアコン設置など基本的な施設整備にまで充当されていること、学校運営費が削減されたうえに、予算編成方針の「体質改善プログラム」による「15%カット」が出張旅費などにまで導入されていること、さらに必要な教員配置がされず講師も確保できずに「教育に穴があく」事態もあり問題です。「財政効率化」を口実にした予算カットはやめ、教育条件整備と正規教員配置のための予算措置を行なうべきです。

向日が丘支援学校の改築について、保護者らから「寄宿舎を残してほしい」と提出された18000筆もの署名の声にこたえるべきです。

府立大学の、耐震基準を満たさない、雨漏りが続くなどの老朽校舎の改築・改修が緊急に必要であり、現場の声にこたえるべきです。

第6に、関西電力による「原発マネー」還流問題と原発再稼働や、京丹後・米軍レーダー基地をめぐる米側の相次ぐ約束違反など、国言いなりで府民の安全・安心が、ないがしろにされ続けていることです。

高浜町元助役による「原発マネー」の関西電力への還流問題では、府の開催した高浜原発に係る地域協議会などで、「原発は安全」と説明してきた人物らが多額の金品を受け取っていたことが明らかになりました。本府が、再稼働の前提としてきた「原発の安全性」への根拠が損なわれており、避難計画の不備も明らかのもとで、およそ原発の再稼働など認められません。

京丹後米軍基地については、ドクターヘリのレーダー不停波問題から米軍関係者による交通事故の情報不開示、発電機の騒音問題、テロ対策訓練での銃器使用、基地拡張の2期工事の土曜・日曜工事など、米軍のやりたい放題です。基地受け入れ当初の「府民の安全安心優先」との約束が全く反故にされる新たな事態の下で、基地受け入れは撤回すべきです。

次に、第22号議案「平成30年度京都府水道事業会計決算を認定に付する件」についてです。

水道料金の平準化などが、広域化を前提として推し進められています。さらに、市町村の水道事業も含め広域化・民営化へ誘導するなど問題であり、安全・安心が求められる水道事業において広域化・民営化ありきの検討は中止すべきです。

以上で、討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

2019年9月定例議会を終えて

2019年11月13日
日本共産党京都府会議員団
団長 原田 完

夏の豪雨災害、台風15号、19号、その後の豪雨災害など、相次ぐ災害で、多くの尊い命が失われました。心からご冥福をお祈りいたします。また被災された皆さんにお見舞いを申し上げます。

9月11日に開会した定例議会が、新京都府総合計画に対する知事総括質疑、決算特別委員会をはさみ11月6日に閉会した。

今議会は、夏の豪雨災害に続き、台風15号、19号とその後の豪雨災害が相次ぐ中に行われた。また、安倍政権による「自治体戦略2040構想」の具体化が進むもとの、西脇知事による新総合計画の論議と策定、西脇府政初の決算審議など、自治体のあり方と京都府の進路が問われる議会であった。さらに10月1日からの消費税10%増税強行が実施され、不安や怒りが渦巻き、また関西電力の資金還流疑惑や相次ぐ閣僚の辞任など、安倍自公政権の行き詰まりが噴出する中で行われた。

1、提案された議案30件のうち、第16号議案「京都府総合計画」将来構想を定める件、第17号議案、「京都府総合計画」基本計画を定める件、第18号議案「京都府総合計画」地域振興計画を定める件、の3議案については、6月定例議会に立ち上げた「新総合計画の審議に関する特別委員会」での書面審査、9月定例会での知事総括質疑を経て、反対した。

反対の理由は、「自治体戦略2040構想研究会」第一次・第二次提言にもとづき、住民自治や団体自治を壊そうとする動きのもと、京都府政の基本的方向が以下の六点で、重大な問題を孕んでいるためである。

その第一は、基本計画や地域振興計画に現状分析や課題は列挙されているものの、2040年を節としてバックキャストで施策を打ち出すという手法も含め、これまでの総括や原因について分析がされないままとなっているためである。

第二は、「子育て環境日本一」を掲げるものの、少子化の大きな原因の一つである、働きにくく普通の暮らしがしにくい等、貧困と格差の是正の問題があるにもかかわらず、子どもの貧困実態調査も行わず、「子育て環境日本一推進戦略」にも「新総合計画」の子育て分野にも、ブラック企業対策や賃上げ対策などが欠落し、少子化の原因となっている問題への解決と対応に取り組むことになっていないためである。

第三は、「観光総合戦略」を特別に位置付けているなかで、観光を入口に地域づくりを考え、また文化庁移転を契機として文化を観光や地域振興に活用する姿勢を如実に示しているためである。

第四は、99%以上を占める中小企業支援が求められているにもかかわらず、AI・IoTをはじめとした成長産業化やスタートアップ支援やイノベーション等が中心で、経済循環の産業政策が極めて不十分なためである。

第五は、北部連携都市構想など広域連携の推進、府営水道の広域化や市町村水道も含む広域化・民営化をはじめ、トップダウンで広域化・官民連携を本格的に推進しているためである。

第六は、北陸新幹線の延伸、山陰近畿自動車道の整備、新名神高速道路の全線開通と一体のアウトレットモール建設をはじめ、すでに破たんした呼び込み・開発型行政を本格的に進めようとしているためである。

党議員団は、国の「人口減少」を口実とした自治壊しと自治体業務の産業化の動きに対し、府民福祉の増進を掲げる自治体本来の役割を掲げ、その実現に全力を挙げるものである。

2、決算特別委員会に付託された関連議案5件のうち、第20号議案「平成30年度京都府一般会計及び特別会計歳入歳出決算を認定に付する件」、第22号議案「平成30年度京都府水道事業会計決算を認定に付する件」

は反対した。

第20号議案については、第一に、大規模災害から府民の命と安全を守ることが要請されている下で、北陸新幹線延伸など大型開発は優先する一方、結果として災害復旧事業の半分が繰り越しとなり、道路パトロールは民間に委託するなど、組織や人員体制を弱めてきたためである。

第二に、消費税10%増税を容認し、中小企業や農林水産業への持続的・継続的支援ではなく、国と一体になって「地方創生」を推進し、地域経済と地域づくりに矛盾と負担を押し付けているためである。

第三に、国の社会保障大改悪に対峙し暮らしや命を守る役割の発揮が求められているにもかかわらず、「共生社会」「自立」の名で民間社会福祉施設サービス向上補助金の大幅カット、重度障害児(者)在宅生活支援制度の廃止に加え、国民健康保険の都道府県化を推進してきた結果、今年度から7市町村で保険料が値上げされるなど、府民に負担と自立を迫っているためである。

第四に、「官民連携」「広域化・民営化」などを掲げ、自治体の公的責任を投げ捨て、自治体業務を民間企業の儲けの手段として活用する方向を、住民不在で推進しているためである。

第五に、教育について、通学や部活など教育条件を後退させない見通しが立たないまま、丹後通学圏内の府立高校統廃合を推進し、また京都フレックス学園構想に基づく清新高校新設にともなう峰山高校弥栄分校の工事で仮校舎の設置を行わず、学校運営費など学習権保障に必要な予算まで削減しているためである。

第六に、関西電力による「原発マネー」還流問題と原発再稼働や、京丹後・米軍レーダー基地をめぐる米側の相次ぐ約束違反など、国言いなりで府民の安全・安心が、ないがしろにされ続けているためである。

第22号議案「平成30年度京都府水道事業会計決算を認定に付する件」については、水道料金の平準化等、広域化を前提として推し進められており、市町村の水道事業も含め広域化・民営化へ誘導するなど問題であり、安全・安心が求められる水道事業において広域化・民営化ありきの検討は中止すべきである。

3、他の議案のうち反対したのは以下のとおりである。またそれ以外は人事案件も含め賛成した。

第2号議案「令和元年度京都府収益事業特別会計補正予算(第1号)」は、向日町競輪場で包括民間委託を行い、民間ノウハウの活用や事務の一括委託を図るもので、公の施設を民間に提供し、新たな儲けを保証するものである。なお、同敷地内にある向日町会館は、耐震改修など老朽化対策や女子トイレ増設の要望、終了時間の延長などの要望があるにもかかわらず、人員確保や財政を理由にまともな対応を取らないことは問題で、改修等行うべきである。

第3号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件」は、一年任用の「会計年度任用職員」制度を導入するためのものであるが、「公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心」とするという原則から逸脱した法改正となっており、制度導入により非正規雇用を合法化し、会計年度ごとの任用と雇い止めを自治体の判断で可能としていることは、合法的な形をとった人員の調整弁となりかねず問題である。今後、職員組合との交渉で誠実に検討・具体化され、臨時・非常勤職員のみなさんの待遇改善となるよう求めるものである。

第5号議案「京都府統計条例一部改正の件」は、国の統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律に基づくもので、行政の保有する統計データ・個人情報についての調査票データを民間活用に提供していく改正で、問題である。

第13号議案「財産取得の件」及び第15号議案「指定管理者指定の件」は、12月にオープンする予定の京都府立京都スタジアムの指定管理者に株式会社ビバ&サンガを選定し、異例の10年という長期にわたり民間委託するもので、公的なスポーツ施設のあり方に反するものである。

第19号議案「京都府森林利用保全指針を定める件」は、森林危機の打開どころか、短期的利益を追求する仕組みを導入し、その責任を市町村に追いかぶせるもので重大である。

4、10月1日から消費税10%増税が強行された。これを中止させるため、「10%増税中止を求める請願」が

府内各地の団体・個人から1147件も提出された。しかも、自民党衆議院議員が顧問を務める同業者組合や、これまでつながりのなかった団体など、立場を超えた多様な請願者から願いが寄せられたことは重要である。しかも同一請願としては過去最高の件数であり、それだけの不安と怒りが府議会に寄せられたが、紹介議員はわが党議員のみであった。審議された総務・警察常任委員会で、わが党議員以外全員そろって採択に反対し否決したことは、府民の願いに背くものである。

なお、わが党議員団は10月1日、議会中の昼休みに烏丸御池交差点で「10%増税に抗議し5%に戻せ」宣伝を行うなど、引き続き消費増税の影響を調査するとともに、5%に戻す運動と論戦に取り組むものである。

- 5、今議会では、西脇府政の基本的方向が、国がすすめる広域化や官民連携、自治体業務の産業化をはじめ、自治のあり方を根本的に歪める方向に沿ったものとなっていることがはっきりとする一方、運動や論戦等により矛盾が広がっていることが明らかとなった。

「京都水道グランドデザイン」に基づき、改正水道法に基づいて北部・中部・南部ごとに「広域連携協議会」が設置された。これに先立ち行われてきた「市町村水道事業連絡会議」に京都府が「たたき台」として提出した資料には、例えば北部圏域（5市2町）で「一水道」と明記し、2028年度に「企業団設立」、2029年度以降に「事業統合」「料金統一」など示されていることが明らかとなるなど、急速に広域化・官民連携を強めていることが浮き彫りとなった。わが党議員団は、「京都府営水道ビジョン」も含め、京都府が「広域化・民営化」ありきで、住民不在のトップダウンで進めているやり方を見直すとともに、民営化のための広域化を許さない論戦を行った。こうした中、与謝野町議会で、舞鶴市・宮津市との官民連携のための共同委託を否決したことは極めて重要である。広域化・民営化の動きの危険性を知らせ、いのちの水を守る運動を広げることが急がれる。

厚生労働省が9月26日、公立・公的医療機関の再編統合に向けた議論を促すためとして、市立福知山市民病院大江分院、舞鶴赤十字病院、国保京丹波町病院、独立行政法人国立病院機構宇多野病院の府域4病院を含む全国424の再編統合対象病院名を一方向的に公表したことに、全国から大きな批判が巻き起こり、京都府内でも、各種団体や舞鶴市長等から批判の声が大きく上がったことは当然である。わが党議員団は、抗議声明を出すとともに、議会でも「撤回」を求めて厳しく追及した。西脇知事は「あまりに唐突で、府民に誤解や負担を与える」としたものの、「京都府地域包括ケア構想」では急性期から回復期等への病床転換の方向が示されており、医療費削減のためのベッド削減ありきとならないよう求めた。

本年から府営住宅に、乙訓から西京区、南丹地域で指定管理者制度が導入され、株式会社東急コミュニティが指定されたが、今議会に、来年度以降、京都市内4000戸に対象拡大し、今後さらに府全域へ広げる計画が報告された。これまで住まいのセーフティネットとして住宅供給公社に管理運営委託してきたものを、完全に民間企業に委託する方針は見直すべきである。また、中小企業支援の拠点である中小企業会館の廃止を強行した上に、会館の存続・活用を求めた決算特別委員会書面審査の直後に売却手続きを開始するなど、公的施設を住民不在で勝手に民間開放していく動きは許されないことである。一方、京都市内の元植柳小学校をホテルに差し出し、その代わりに避難所として地下に体育館を建設する計画に、住民の大きな批判が沸き起こり、わが党議員団も繰り返し議会で問題として撤回を求めてくる中、避難所としての地下体育館計画は撤回せざるを得なくなったことは重要である。今後、ホテル計画そのものを見直すよう引き続き力を尽くす。

10月4日、舞鶴市立中学校の職場体験で、掃海艇「すがしま」に搭載されている20ミリ機関砲を操作させ、模擬弾を発射させたことが明らかとなった。そもそも「教育の中で、銃器を操作させたことが問題」として教職員組合等が抗議声明を出すなど不安と批判が広がった。府教育委員会は防衛相や舞鶴市教育委員会と同様、「特段、問題があるとはいえない」と答えるのみで、事実上容認する姿勢をとっていることは重大である。ドクターヘリのレーダー不停波問題から米軍関係者による交通事故の情報不開示、発電機の騒音問題、テロ対策訓練での銃器使用、基地拡張の2期工事の土曜・日曜工事など、米軍基地をめぐる

事態とともに、日米軍事一体化の動きをストップさせるため全力をあげるものである。

6、議会運営の混乱や失言が相次ぐなど劣化ぶりが酷く、オール与党体制の弊害が浮き彫りとなり、府議会第二党のわが党の役割が議会運営でも重要であることが明らかとなった。

「パリ協定」の本格的実施に向けた政府の取り組みに関する意見書案をわが党議員団は提案したが、府民クラブ議員団が同主旨の意見書案を提案し、わが党以外のオール与党会派が提案者となるよう案文調整をしたものの、大幅にもつれたため議会が予定時刻になっても始められず、議会が事実上ストップしてしまふ事態となった。また、議会改革検討小委員会で、府民クラブ議員が、消費税 10%増税に反対する請願など府議会に多くの同一主旨の請願が提出されていることについて、「請願権の乱用」などと憲法にも抵触する発言を行い、批判されても取り下げず、後になってようやく取り消し謝罪した。さらに決算特別委員会書面審査で、自民党から不適切発言が相次ぎ、発言取り消しがいくつも行われるなど、異常な事態となった。

国政での立憲野党も含め、わが党議員団を道理なく役職から排除し続ける府議会オール与党体制の行き詰まりは明らかである。

7、府議会に寄せられた請願にもとづく「消費税 10%増税に反対する意見書」、京都保険医協会やNPO 法人京都難病連より提出された陳情の内容に基づく、難病法の5年以内の「規定の見直し」にあたりすべての難病患者を医療費助成の対象にする等を求める「難病法における指定難病助成制度の改善を求める意見書」、幼児教育無償化に伴う第三子以降の副食費無償化の補正予算を拡充し、秋田県などすべての子どもの副食費無償化実現を京都府に求める「幼児教育・保育無償化に伴い、副食食材費の無償化を求める決議案」、「大学入学共通テストにおける民間英語検定試験利用の中止と抜本的見直しを求める意見書案」をはじめ8意見書案と1決議案を提案したが、すべてオール与党会派が道理なく否決した。

いよいよ来年2月2日投票で京都市長選挙が近づいてきた。すでに福山和人弁護士が立候補を表明し、日本共産党も民主府政の会も推薦を決定した。市政転換にむけ議員団あげて全力を尽くすものである。

以上

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	267		
費目	調査研究費・研修費・ 広報広報費 ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都民報」(5部) / 2月分				
支払金額	3,400	按分率	100%	計上額	3,400
按分率の考え方					
備考	マスコミへの広報用				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

12/
16

【請求内訳】			
新聞・雑誌名		定価	部数
日曜版	12月	930	
京都民報	12月	680	5
前衛	12月	744	
経済	12月	1049	
議会と自治体	12月	794	
月刊学習	12月	387	
女性のひろば	12月	316	
「赤旗」縮刷版	12月	4715	
民青新聞	12月	680	

領収書

日本共産党府会議員団様

3,400円

2019年12月分

上記の金額、確かに受け取りました。

日本共産党京都府委員 〇

日付	12/16	扱者	京都府
----	-------	----	-----